

第2部 二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況に関する調査

はじめに

近年、各国の経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）においては、TRIPS協定を基礎とした上で、TRIPS協定を上回る規律を知財章に設けることにより、複数国間で共通の知財ルールを策定し、さらなる知財保護の拡充を目指す動き（いわゆるTRIPSプラスアプローチ）が見られる。当該TRIPSプラスアプローチについては、多くのEPA／FTAで共通して見られる規律がある一方、締約国の政策上の優先度や国内制度の状況等が反映された規律も存在する。

特に商標分野は、企業のブランド戦略や市場展開と密接に関係することから産業界の関心が高い分野である。商標制度は、企業のブランド保護、市場参入及び事業展開に密接に関係する制度であり、制度の内容や運用は、企業の出願戦略、権利取得の可否、権利行使の実効性等に影響を及ぼし得る。特に、複数国において事業活動を行う我が国企業にとっては、各国の制度及びEPA／FTA上の規律の差異を把握することが、適切な権利取得及び管理を行う上で有益であるといえる。

湾岸協力会議（GCC）諸国においては、GCC商標法が採択され、加盟国がこれに準拠する形で国内法制を整備するなど、域内における制度の調和が図られている一方で、我が国はGCC諸国との間でEPA／FTAの締結を検討しており、これらの協定における商標関連規定と、GCC商標法及び各国国内商標法との関係を整理することが、当該地域における制度の実態を把握する上で重要である。

以上を踏まえ、GCC諸国等が我が国以外の国と締結済みのEPA／FTAの知財章のうち、商標に関する規定に着目し、その内容を項目ごとに整理するとともに、TRIPS協定の規定との比較を行った。また、統一GCC商標法及び加盟国の国内商標法との関係についても整理し、各国が締結する協定においてどのような事項が規律されているかを明らかにした。

第1章 GCC諸国等が我が国以外と締結済みのEPA/FTAの知財章の商標の規定の分析

第1節 GCC諸国等が我が国以外と締結済みのEPA/FTAの知財章の商標の規定の内容と当該国が重視していると考えられる事項

1. GCC商標法

(1) GCC商標法の規定

GCC商標法は、2006年にリヤドで開かれたGCC加盟国の第27回首脳会議で承認され、2023年7月に発効した。

GCC商標法は、共通の商標法を域内で採用するのではなく各加盟国の国内商標法の内容を共通ルールに置換（準拠）させることを目的としている。

現時点では、各国の商標法は、GCC商標法に準拠している。

ただし、アラブ首長国連邦（UAE）は、2021年に自国の商標法をGCC商標法に合わせた改正を行ってはいる¹が、一部独自の規定を維持して運用しているため注意が必要である。GCC商標法の規定の特徴は以下の通りである。

① 保護対象（第2条）

名称、語句、標識、文字、数字、図面、ロゴ、称号、印章、シール、写真、彫刻、包装若しくはその他の標章又はそれらの標章のグループなどの識別的な形状を有するものであって、事業の商品、製品若しくは役務を他の事業のものと区別するため又は役務の提供若しくは商品若しくは役務の検査の管理を表示するための何れかに使用され、又は使用されることを目的とする場合には、商標とみなされる。また、いわゆる新しいタイプの商標に関しては、音又は香りについては、商標の一部としてみなされるとされている。

② 団体商標、証明商標（第34条～第38条）

各加盟国の国内商標法では、通常の商標出願のほかに、ギルドマークのような団体商標の出願が認められる。但し法人格を有する団体の名義で商標登録し、当該団体の構成員が団体商標の使用許諾権を有することが条件となる（第34条）。また、証明商標の出願も認められている。但し所定の製品やサービスの出所・成分・製法・品質・同一性等の管理や検査を行う法人の名義で商標登録しなければならない（第36条）。

さらに公共事業や専門職能を保証する商標の出願も認められている。但し非営利目体の公共事業体や専門職能団体の名義で商標登録しなければならない（第37条、第38条）。

③ 登録要件（第3条）

各加盟国の国内商標法では、以下の商標（標章）又はその一部として商標登録できない、とされている。

1. 特性若しくは識別性を有さない標章又はよく知られた商品、製品、役務へ慣習により付された名称若しくは商品及び製品の一般的な図面及び写真のみのデータからなる標章。
2. 公序良俗に反する標章又は公序良俗に反する標章。
3. 承認がある場合を除き、国、アラブ若しくは国際組織又はその若しくは外国の機関の公的紋章、旗及びその他のロゴ、また、これらの紋章、旗又はロゴの模倣。
4. 赤新月社又は赤十字社のロゴ及びその他類似の記号並びにそれらの模倣からなる標章。
5. 純然たる宗教的性格を有する記号と同一又はそれに類似する標章。
6. 使用が商品又は役務の原産地又は出所に関して混同を生じる場合の地理的な名称及びデータ。
7. 第三者の名称、称号、写真又はロゴ。（ただし、本人又は相続人がその使用を事前に承認している場合を除く。）
8. 出願人が自らの法的資格を証明しない名誉又は学位の詳細。

¹ JETRO 中東知的財産ニューズレター Vol.60 (2021年1月号)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/middle_east/ME_IP_Newsletter_202201.pdf [最終アクセス日：2026年3月11日]

9. 公衆を誤認させる可能性のある標章、商品若しくは役務の原産地若しくは出所若しくはそれらのその他の特性についての虚偽の記載を含む標章又は架空、模倣若しくは偽造の商号を含む標章。
10. 自然人又は法人によって所有される標章であって、この点に関して管轄当局が下した決議により取引が禁止されているもの。
11. 同一の商品若しくは役務又は関連する商品若しくは役務について第三者によって先に出願又は登録された商標に類似する商標であり、かつ、登録を試みる当該商標の使用が、登録商標の所有者の商品又は役務に関して需要者に誤認させることになる場合又は当該所有者の利益を害することになる場合のもの。
12. 特定の商品又は役務に係る登録が、その標章によって識別される他の商品又は役務の価値を減ずる結果となる標章。
13. 第三者によって既に登録された周知商標又はその一部についての単なる複製、模倣又は翻訳とみなされる標章であって、周知商標によって識別されるものと類似する商品及び役務を識別するうえで使用するためのもの。
14. 第三者によって既に登録された周知商標又はその要部についての単なる複製、模倣又は翻訳とみなされ、周知商標によって識別されるものと類似しない商品及び役務を識別するうえで使用するための商標であって、当該使用が、当該商品若しくは役務と周知商標との間に関連性が存在することを示す場合又は当該周知商標の所有者の利益を害する場合のもの。
15. 以下の語又は表現を含む標章：「権利」、「権利保有者」、「登録済み」、「登録図面」、「著作権」又は類似の語及び表現。

④ 周知商標の保護（第4条）

以下の通り、周知商標の保護を目的とした登録要件及び効力を規定している。

1. 登録国の枠を超えた国際的な著名性を有する商標は登録することができない。ただし、当該商標が所有者により出願又は明示的に承認されている場合を除く。
2. 商標の顧客吸引力を判断することは、宣伝に基いた商標に関する公衆の認識若しくは登録若しくは使用が長期間であること、商標が登録され若しくは著名となった国の数又は商標の価値、及び、商標によって識別される商品若しくは役務を宣伝するうえでのその効力による。
3. 顧客吸引力を有する商標は、以下の場合は、当該商標によって識別されるものに類似又は準拠していない商品又は役務を識別するためには登録することができない。
 - A. 識別される商品及び役務と当初の商標の所有者の商品又は役務との間の関連を示す商標の使用。
 - B. 周知商標の所有者に損害がもたらされる可能性のある使用。
 - ・ 他の商標の使用で、他の商用が識別する製品／サービスと、周知商標の所有者の製品／サービスとの関連性が生じるおそれがあること
 - ・ 他の商標の使用で、周知商標の所有者の利益を損なうおそれがあること

⑤ 一出願多区分（第9条）

商標は、施行規則に従って、商品若しくは役務の 1 又は複数の区分に対して登録することができる。ただし、商品又は役務は、同一の区分に登録されるだけでは相互に類似するというにはならない。商品又は役務は、同一カテゴリーの相異なる区分に登録されるだけでは相違することにはならないとされている。

⑥ 優先権（第 11 条）

出願人又はその承継人が、GCC 加盟国が締約している多国間国際条約の加盟国である国において提出された先の出願に基づいて優先権を主張する場合、当該出願人は、自らの出願に、先の出願の日付及び番号、当該出願が提出された国を証明する確認書を、同出願人が優先権に関して基礎とする登録出願の日付から 6 月以内に先の出願の写しを添付しなければならない。

⑦ 審査の期間（第 12 条）

各加盟国の国内商標法では、出願の受理日から 90 日以内に審査されなければならないとされている（第 12 条第 4 項）。

⑧ 登録前公告（第 14 条第 1 項）

管轄当局が商標を登録受理すべき場合、当該商標の登録前に、管轄当局は本法の施行規則に定められる公告手段を通じて公告されるが、そのための費用は出願人負担である。

⑨ 付与前異議申立（第 14 条第 2 項）

いかなる利害関係人も、公告日から 60 日以内に商標登録に対して異議を管轄当局に書面で申し立てることができる。管轄当局は、申立の受領から 30 日以内に、出願人へ当該出願人の出願に対する異議申立の写しとともに通知するが、出願人は、通知から 60 日以内に、異議申立に対して書面で応答しなければ、出願人は自らの出願を放棄したものとみなされる。

⑩ 登録期間（第 17 条、第 20 条）

保護期間は 10 年である（第 20 条）。ただし、商標が登録される場合、登録の効力は出願日から発生するとされている（第 17 条）。

⑪ 更新（第 20 条）

商標権者は、登録期間満了から 6 月内に登録済商標の登録を更新する権利を有する。本更新を申請するたびに、連続して 10 年の保護期間を継続することができる。商標所有者が登録期間満了から 6 月内に更新を申請しない場合、管轄当局は自らの裁量で、当該商標を登録簿から抹消する。

⑫ 違法に登録された商標の取消（第 23 条）

加盟国の国内商標法では、違法に登録された商標の登録の取消を裁判所に申し立てることができる（第 23 条）。なお、条文上はいわゆる取消理由については列挙していない。

⑬ 不使用による取消（第 24 条）

利害関係人は、管轄裁判所に対し、登録商標を 5 年の連続期間のあいだ真摯に使用されていなかったことを裁判所に対して立証して、当該登録商標の抹消することができる。

⑭ 通関への差止請求（第 38 条）

商標権者は登録商標に類似する商標を付した商品を輸入する可能性を自身が確信する正当な理由を有する場合、通関許可当局へ、それらの商品の通関許可を停止すること及び商取引されるのを許可しないことに係る書面による申請を提出することができる。当該申請には、申請人の商標に関する権利に対して明らかに侵害が存在することについて通関許可当局を納得させるのに十分な証拠を添付し、かつ、当該申請は、当該当局による商品の識別を可能にするために申請人にとって合理的に入手可能となり得る十分な情報を含まなければならない。

（2）GCC 商標法と加盟国商標法との関係

GCC 加盟国と各国商標制度の関係は以下の通りである。UAE は 2021 年に GCC 商標法の内容を取り入れた独自の商標法を制定しているが、その他の 5 か国（サウジアラビア・バーレーン・クウェート・オマーン・カタール）はいずれも GCC 商標法を国内適用する法律又は勅令（Loyal Decree）を発して、GCC 商標法をそのまま取り入れていることを認めている。

【図表 1】GCC 商標法と加盟国各国商標制度との関係

加盟国	加盟国の状況	根拠法令・勅令
UAE	独自の商標法を制定	Federal Decree-Law No. 36 of 2021 on Trademarks ²
サウジアラビア	GCC 商標法をそのまま国内に適用することを承認	Royal Decree No. M/51 of 26 Rajab 1435H (May 25, 2014), on Approval of the Trademarks Law of GCC States, Saudi Arabia ³
バーレーン	GCC 商標法をそのまま国内に適用することを承認	Law No. 12 of 2004 on Approval of the Patent Law of the Gulf Cooperation Council States, (amended up to Law No. 6 of 2022) ⁴
クウェート	GCC 商標法をそのまま国内に適用することを承認	Law No. 13 of 2015 on Approval of the Trademarks Law of the Cooperation Council for the Arab States of the Gulf, ⁵

² WIPO ウェブサイト (WIPO LEX)
<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/21302> [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

³ WIPO ウェブサイト (WIPO LEX)
<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16703> [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

⁴ WIPO ウェブサイト (WIPO LEX)
<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/22429> [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

⁵ WIPO ウェブサイト (WIPO LEX)
<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/19921> [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

オマーン	GCC 商標法をそのまま国内に適用することを承認	Royal Decree 33/2017 Issuing the Trademark Law (System) of the Cooperation Council for the Arab States of the Gulf ⁶
カタール	GCC 商標法をそのまま国内に適用することを承認	Law No. 7 of 2014 on Approval of the Trademarks Law (Regulation) of the Cooperation Council for the Arab States of the Gulf ⁷

2. TRIPS 協定の規定中の商標に関する規定

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）中、商標に関する規定は「第二部 知的所有権の取得可能性、範囲及び使用に関する基準」の「第二節 商標」に規定している（第 15 条～第 21 条）。以下の表にこれらの規定を項目毎にまとめる。併せて地理的表示に関する規定の地理的表示に関する規定の中で、商標について言及する規定（第 22 条）もあるのでこれも合わせて記載する。

【図表 2】

TRIPS 協定 第二部 商標	
商標の保護対象	<p>第 15 条：保護の対象</p> <p>1. ある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスから識別することができる標識又はその組合せは、商標とすることができるものとする。その標識、特に単語（人名を含む。）、文字、数字、図形及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、加盟国は、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。加盟国は、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求することができる。</p> <p>2. 1 の規定は、加盟国が他の理由により商標の登録を拒絶することを妨げるものと解してはならない。ただし、その理由が 1967 年のパリ条約に反しないことを条件とする。</p> <p>3. 加盟国は、使用を商標の登録要件とすることができる。ただし、商標の実際の使用を登録出願の条件としてはならない。出願は、意図された使用が出願日から三年の期間が満了する前に行われなかったことのみを理由として拒絶されてはならない。</p> <p>4. 商標が出願される商品又はサービスの性質は、いかなる場合にも、その商標の登録の妨げにはならない。</p>

⁶ WIPO ウェブサイト (WIPO LEX)
<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/19900> [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

⁷ WIPO ウェブサイト (WIPO LEX)
<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/19725> [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

	<p>5. 加盟国は、登録前又は登録後速やかに商標を公告するものとし、また、登録を取り消すための請求の合理的な機会を与える。更に、加盟国は、商標の登録に対し異議を申し立てる機会を与えることができる。</p>
団体商標及び証明商標	(規定なし)
周知商標の保護	<p>第 16 条：与えられる権利</p> <p>1. 登録された商標の権利者は、その承諾を得ていないすべての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、その使用を防止する排他的権利を有する。同一の商品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は、混同を生じさせるおそれがある場合であると推定される。そのような排他的権利は、いかなる既得権も害するものであってはならず、また、加盟国が使用に基づいて権利を認める可能性に影響を及ぼすものであってはならない。</p> <p>2. 1967 年のパリ条約第 6 条の 2 の規定は、サービスについて準用する。加盟国は、商標が広く認識されているものであるかないかを決定するに当たっては、関連する公衆の有する当該商標についての知識（商標の普及の結果として獲得された当該加盟国における知識を含む。）を考慮する。</p> <p>3. 1967 年のパリ条約第 6 条の 2 の規定は、登録された商標に係る商品又はサービスと類似していない商品又はサービスについて準用する。ただし、当該類似していない商品又はサービスについての当該登録された商標の使用が、当該類似していない商品又はサービスと当該登録された商標の権利者との間の関連性を示唆し、かつ、当該権利者の利益が当該使用により害されるおそれがある場合に限る。</p>
記述上の用語の公正な使用等限定的な例外	<p>第 17 条：例外</p> <p>加盟国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができる。</p>
保護期間	<p>第 18 条：保護期間</p> <p>商標の最初の登録及び登録の更新の存続期間は、少なくとも 7 年とする。商標の登録は、何回でも更新することができるものとする。</p>
不使用取消	<p>第 19 条：要件としての使用</p> <p>1. 登録を維持するために使用が要件とされる場合には、登録は、少なくとも 3 年間継続して使用しなかった後においてのみ、取り消す</p>

	<p>ことができる。ただし、商標権者が、その使用に対する障害の存在に基づく正当な理由を示す場合は、この限りでない。商標権者の意思にかかわらず生ずる状況であって、商標によって保護されている商品又はサービスについての輸入制限又は政府の課する他の要件等商標の使用に対する障害となるものは、使用しなかったことの正当な理由として認められる。</p> <p>2. 他の者による商標の使用が商標権者の管理の下にある場合には、当該使用は、登録を維持するための商標の使用として認められる。</p>
商標の商業上の使用に対する不当な制限の防止	<p>第 20 条：その他の要件</p> <p>商標の商業上の使用は、他の商標との併用、特殊な形式による使用又はある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスと識別する能力を損なわせる方法による使用等特別な要件により不当に妨げられてはならない。このことは、商品又はサービスを生産する事業を特定する商標を、その事業に係る特定の商品又はサービスを識別する商標と共に、それと結び付けることなく、使用することを要件とすることを妨げるものではない。</p>
商標の使用許諾の記録の可否	<p>第 21 条：使用許諾及び譲渡</p> <p>加盟国は、商標の使用許諾及び譲渡に関する条件を定めることができる。もっとも、商標の強制使用許諾は認められないこと及び登録された商標の権利者は、その商標が属する事業の移転が行われるか行われないかを問わず、その商標を譲渡する権利を有することを了解する。</p>
地理的表示の保護	<p>第 22 条：地理的表示の保護</p> <p>1. この協定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。</p> <p>2. 地理的表示に関して、加盟国は、利害関係を有する者に対し次の行為を防止するための法的手段を確保する。</p> <p>(a) 商品の特定又は提示において、当該商品の地理的原産地について公衆を誤認させるような方法で、当該商品が真正の原産地以外の地理的区域を原産地とするものであることを表示し又は示唆する手段の使用</p> <p>(b) 1967 年のパリ条約第 10 条の 2 に規定する不正競争行為を構成する使用</p> <p>3. 加盟国は、職権により（国内法令により認められる場合に限る。）又は利害関係を有する者の申立てにより、地理的表示を含むか又は</p>

	<p>地理的表示から構成される商標の登録であって、当該地理的表示に係る領域を原産地としない商品についてのものを拒絶し又は無効とする。ただし、当該加盟国において当該商品に係る商標中に当該地理的表示を使用すること、真正の原産地について公衆を誤認させるような場合に限る。</p> <p>4.1 から 3 までの規定に基づく保護は、地理的表示であって、商品の原産地である領域、地域又は地方を真正に示すが、当該商品が他の領域を原産地とするものであると公衆に誤解させて示すものについて適用することができるものとする。</p>
--	--

3. GCC 加盟国が締結済みの EPA/FTA の知財章における商標に関する規定

(1) アラブ首長国連邦 (UAE)

① アラブ首長国連邦 (UAE) が締結済みの EPA/FTA の知財章の商標の規定

アラブ首長国連邦 (UAE) の 2025 年 9 月現在時点で発効している、EPA/FTA のうち、知財章があるものは、インド、韓国、インドネシア、トルコ、カンボジア、コスタリカ、オーストラリア、ジョージア、イスラエル、モーリシャス、セルビアの 11 か国。

各協定に規定された、知財章のうち商標に関する規定を項目別に以下にまとめた。併せて TRIPS 協定の規定との関係についても示す。

(i) UAE・インド包括的経済連携協定 (CEPA) ⁸ (2022 年 5 月)

【図表 3】

	UAE・インド CEPA	TRIPS 協定の規定との関係
商標の保護対象	<p>第 11.16 条：商標の保護範囲</p> <p>各締約国は、一の事業者の商品及び役務を他の事業者の商品及び役務と区別することができる標識又は標識の組合せが商標を構成することができることを確保する。このような標識、特に、人名を含む語、文字、数字、形象的要素、立体的形状及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識が本質的に関連する商品又</p>	<p>TRIPS 協定では規定のない、新しいタイプの商標のうち、音について「商標を構成する標識が音であることのみを理由として、商標の登録を拒否してはならない。」という規定が盛り込まれている。</p>

⁸ UAE 経済観光省ウェブサイト

<https://www.moet.gov.ae/documents/20121/1347101/Final+Agreement+UAE+India+CEPA.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

	<p>は役務を識別することができない場合には、締約国は、登録可能性を、使用を通じて獲得される識別力に依存させることができる。いかなる締約国も、商標を構成する標識が音であることのみを理由として、商標の登録を拒否してはならない（注）。</p> <p>（注）当事者は、商標を図式化できる適切な説明を要求することができる。</p>	
団体商標及び証明商標	（規定なし）	（規定なし）
周知商標の保護	<p>第 11.17 条：周知商標</p> <p>1. いずれの締約国も、商標が周知であることの認定条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならない。</p> <p>2. パリ条約第 6 条の 2 は、登録の有無にかかわらず、著名な商標によって特定される商品又は役務と同一又は類似しない商品又は役務について、当該商標の使用が当該商品又は役務と著名な商標の所有者との間の関連性を示すものであり、かつ、当該使用によって著名な商標の所有者の利益が害されるおそれがある場合に、準用する。</p> <p>3. 各締約国は、1999 年 9 月 20 日から 29 日にかけて開催された WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総会が採択した「周知商標の保護に関する共同勧告」の重要性を認識する。</p> <p>4. 各締約国は、既知の商標と同一又は類似の商標が、同一又は類似の商品若しくは役務について使用される場</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない以下の規定がある。</p> <p>①（第 1 項）商標が周知であることの認定条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならない。</p> <p>②（第 3 項）WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総会が採択した「周知商標の保護に関する規定に関する共同勧告」の重要性を認識する。</p> <p>③（第 4 項）既知の商標と同一又は類似の商標の使用が、先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるときや公衆を欺くおそれがある場合は、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとする規定している。</p>

	合において、その使用が先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるときは、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとする。締約国は、後願の商標が公衆を欺くおそれがある場合又は混同を生じさせるおそれがある場合を含め、かかる措置を講じることができる。	
記述上の用語の公正な使用等限定的な例外	第 11.22 条：例外 締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、記述的用語の公正な使用など、商標によって与えられる権利に限定的な例外を定めることができる。	TRIPS 協定第 17 条の規定と同旨。
保護期間	第 11.21 条：商標の保護期間 各締約国は、商標の最初の登録及び各登録の更新が 10 年を下回らない期間であることを規定する。	TRIPS 協定は 7 年以上と規定しているのに対し、本協定では、保護期間(更新含む。)は 10 年を下回らない期間であることを規定している。
不使用取消	(TRIPS 協定第 19 条に対応する規定はない)	
商標の商業上の使用に対する不当な制限の防止	(TRIPS 協定第 20 条に対応する規定はない)	
商標の使用許諾の記録の可否	(TRIPS 協定第 21 条に対応する規定はない)	
地理的表示の保護	第 11.24 条：地理的表示の承認 1. 締約国は、地理的表示を保護するための適切かつ効果的な手段を国内法において確保する。各締約国は、TRIPS 協定のすべての要件が満たされることを条件として、商標制度、特別制度 (sui generis) 又はその他の法的	TRIPS 協定のすべての要件が満たされることを条件として、商標制度、特別制度 (sui generis) 又はその他の法的手段を通じてかかる保護を提供することができることを認めている。

	<p>手段を通じてかかる保護を提供することができることを認める。</p> <p>2. 各締約国は、このような商品には、農産物、天然物、工業製品、手工芸品及び食料品を含む製造品が含まれることを認識する。</p>	
商標の登録及び出願手続	<p>第 11.18 条：審査、異議申立及び取消の手続的側面</p> <p>各締約国は、特に以下を含む商標の審査及び登録のための制度を提供する：</p> <p>(a) 商標登録を拒絶する理由を書面（電子的方法によることができる）で出願人に通知すること；</p> <p>(b) 所轄官庁からの連絡に応答し、最初の拒絶に異議を申し立て、商標登録の最終的な拒絶に対して司法不服申立をする機会を出願人に与えること；</p> <p>(c) 商標登録に反対し、または商標の求める機会を提供すること。</p> <p>(d) 異議申立および取消手続における行政決定は、理由を付した書面によって行うことを義務付け、その書面は電子的手段によって提供することができる。</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない、出願手続について規定している。</p>
商品・役務の分類	<p>第 11.19 条：商品とサービスの分類</p> <p>各締約国は、1957 年 6 月 15 日にニースで行われた標章の登録の目的のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定（改訂及び改正後のニース分類）に合致する商標分類制度を採択し、又は維持する。各締約国は、次のことを定める。</p> <p>(a) 登録及び出願公開は、ニース分類によって確立された分類に従ってグループ化された商品及び役務の名称を示す（注）。</p> <p>（注）ニース分類の翻訳に依拠する締約国は、公式の翻訳が発行され公表さ</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない、ニース分類の使用義務を規定している。また、ニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならず、ニース分類の異なる区分に分類されていることのみを理由として非類似としてはない、とも規定している。</p>

	<p>れている限りにおいて、ニース分類の更新版に従うものとする。</p> <p>(b) 商品又は役務は、登録又は公表においてニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならない。逆に、各締約、商品又は役務が、いずれかの登録又は公表においてニース分類の異なる区分に分類されていることを理由として、互いに非類似であるとみなしてはならないことを定める。</p>	
--	---	--

(ii) UAE・韓国包括的経済連携協定 (CEPA) ⁹ (2023年10月)

【図表4】

	UAE・韓国 CEPA	TRIPS 協定の規定との関係
<p>商標の保護対象</p>	<p>第 10.12 条: 商標として登録可能な標章の種類</p> <p>締約国は、登録の条件として標章が視覚的に認識可能であることを要求してはならず、また、商標を構成する標章が音声であるという理由のみをもって商標の登録を拒否してはならない。さらに、各締約国は、香りの商標の登録に最善の努力を払わなければならない。締約国は、商標について、簡潔かつ正確な説明、図形による表示、またはその両方（該当する場合）を要求することができる。</p>	<p>TRIPS 協定では規定のない、新しいタイプの商標のうち、音について「商標を構成する標識が音であることのみを理由として、商標の登録を拒否してはならない。」という規定が盛り込まれている。</p>
<p>団体商標及び証明商標</p>	<p>第 10.13 条: 団体商標及び証明商標</p> <p>各締約国は、商標に団体商標及び証明商標を含むことを規定するものとする。証明商標が保護されることを条件として、各締約国は、自国の法律において証明商標を別個の区分として扱う義務を負わない。</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない団体商標及び証明商標の保護のための登録を認めている。</p>

⁹ 韓国産業通商資源部ウェブサイト

https://fta.motir.go.kr/webmodule/PSD_FTA/ucp/eng/10.%20INTELLECTUAL%20PROPERTY_eng.pdf [最終アクセス日: 2026年3月11日]

<p>周知商標の保護</p>	<p>第 10.16 条：周知商標</p> <p>1. いずれの締約国も、商標が周知であることの認定条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならない。さらに、いずれの締約国も、以下のいずれかが欠如していることを唯一の理由として、周知商標に関する救済措置または救済を拒否してはならない：</p> <p>(a) 登録；</p> <p>(b) 著名商標リストへの掲載；または</p> <p>(c) 当該商標の著名性に関する事前の認知。</p> <p>2. パリ条約第 6 条の 2 は、登録の有無にかかわらず、著名商標によって特定される商品又は役務と同一又は類似しない商品又は役務について、当該商標の使用が当該商品又は役務と商標権者との間の関連性を示すものであり、かつ、当該使用によって商標権者の利益が害されるおそれがある場合に、準用する。</p> <p>3. 各締約国は、1999 年 9 月 20 日から 29 日にかけて開催された WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、工業所有権の保護に関するパリ連合総会及び WIPO 総会により採択された「著名商標の保護に関する規定に関する共同勧告」の重要性を認識する。</p> <p>4. 各締約国は、周知商標と同一又は類似の商標が、同一、類似又は関連する商品若しくは役務について使用される場合において、その使用が先行する周知商標との混同又は欺瞞を生じさせるおそれがあるときは、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない以下の規定がある。</p> <p>①（第 1 項）商標が周知であることの認定条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならない。</p> <p>②（第 3 項）WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総会が採択した「周知商標の保護に関する規定に関する共同勧告」の重要性を認識する。</p> <p>③（第 4 項）既知の商標と同一又は類似の商標の使用が、先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるとき（公衆を欺くおそれがある場合を含む。）は、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとする規定している。</p>
----------------	--	---

	は使用を禁止するための適切な措置を講ずるものとする。	
記述上の用語の公正な使用等限定的な例外	第 10.15 条：例外 各締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、記述的用語の公正な使用等、商標によって与えられる権利に対する限定的な例外を定めることができる。	TRIPS 協定第 17 条の規定と同旨。
保護期間	第 10.21 条：商標の保護期間 各締約国は、商標の最初の登録及び各登録の更新が 10 年を下回らない期間であることを規定する。	TRIPS 協定は 7 年以上と規定しているのに対し、本協定では、保護期間(更新含む。)は 10 年を下回らない期間であることを規定している。
不使用取消	(TRIPS 協定第 19 条に対応する規定はない)	
商標の商業上の使用に対する不当な制限の防止	(TRIPS 協定第 20 条に対応する規定はない)	
商標の使用許諾の記録の可否	第 10.22 条：ライセンスの不記録 いかなる締約国も、商標ライセンスについて以下の目的での登録を要求してはならない： (a) ライセンスの有効性を確立するため (b) 商標の取得、維持、または執行に関連する手続において、ライセンシーによる商標の使用が権利者による使用を構成するとみなされるための条件として。	TRIPS 協定第 21 条「加盟国は、商標の使用許諾及び譲渡に関する条件を定めることができる。」を具体化した規定である。
地理的表示の保護	第 10.25 条：地理的表示の保護 2. 締約国は、地理的表示が商標、固有の制度その他の法的手段を通じて保護され得ることを再確認する。	商標制度、特別制度 (sui generis) 又はその他の法的手段を通じてかかる保護を提供することができることを認めている。
商標の登録及び出願手続	第 10.18 条：審査、異議申立及び取消の手続的側面 異議申立及び取消手続に関する事項	TRIPS 協定で規定していない、出願手続について規定している。

	<p>各締約国は、商標の審査及び登録に関する制度を設けるものとし、これには特に以下を含むものとする：</p> <p>(a) 商標登録を拒絶する理由を、電子的手段を含む書面により出願人に通知すること；</p> <p>(b) 申請者が、所管当局からの通知に応答し、初期拒絶に対して異議を申し立て、及び商標登録の最終拒絶に対して司法上の上訴を行う機会を提供すること；</p> <p>(c) 商標登録に対する異議申し立て、又は登録商標の取消請求を行う機会を提供すること；及び</p> <p>(d) 異議申し立て及び取消手続における行政決定について、理由を付した書面による決定を要求すること（電子的手段による提供を含む）。</p>	
電子商標システム	<p>第 10.19 条：電子商標システム</p> <p>各締約国は以下を提供するものとする：</p> <p>(a) 商標の電子申請及び維持管理のためのシステム；</p> <p>(b) 公開された商標出願及び登録商標に関する、オンラインデータベースを含む公的に利用可能な電子情報システム。</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない、商標の電子出願システム及びオンラインデータベースの提供義務を定めている。</p>
不誠実な出願の取消	<p>第 10.17 条：悪意ある商標</p> <p>各締約国は、商標登録出願が自国の法令に基づき不誠実に行われたものである場合には、自国の権限ある当局が商標登録を取り消す権限を有することを規定する。</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない商標登録出願が自国の法令に基づき不誠実に行われたものである場合は、取消できる規定となっている。</p>

(iii) UAE・インドネシア包括的経済連携協定¹⁰ (CEPA) (2022年7月)

【図表 5】

	UAE・インドネシア CEPA	TRIPS 協定の規定との関係
商標の保護対象	(規定なし)	(規定なし)
団体商標及び証明商標	(規定なし)	(規定なし)
周知商標の保護	<p>第 12.15 条：周知商標</p> <p>1. いかなる締約国も、商標が周知であると判断する条件として、当該商標が当該締約国若しくは他の法域において登録されていること、周知商標リストに掲載されていること又は周知商標として事前に認識されていることを要求してはならない。</p> <p>2. パリ条約第 6 条の 2 の規定は、登録の有無にかかわらず、周知商標によって識別される商品又は役務と同一又は類似でない商品又は役務について準用する。ただし当該商品又は役務について当該商標を使用することにより、当該商品又は役務と商標権者との間に関連性があることを示すことができ、かつ、当該使用によって商標権者の利益が害されるおそれがある場合に限る。</p> <p>3. 各締約国は、1999 年 9 月 20 日から 29 日にかけて開催された第 34 回 WIPO 加盟国総会において工業所有権保護パリ同盟総会及び WIPO 総会が採択した「周知商標の保護に関する共同勧告」の重要性を認識する。</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない以下の規定がある。</p> <p>① (第 1 項) 商標が周知であると判断する条件として、当該商標が当該締約国若しくは他の法域において登録されていること、周知商標リストに掲載されていること又は周知商標として事前に認識されていることを要求してはならない。</p> <p>② (第 3 項) WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総会が採択した「周知商標の保護に関する共同勧告」の重要性を認識する。</p> <p>③ (第 4 項) 既知の商標と同一又は類似の商標の使用が、先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるときや公衆を欺くおそれがある場合は、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとして規定している。</p>

¹⁰ UAE 経済観光省ウェブサイト

<https://www.moet.gov.ae/documents/20121/0/UAE-Indonesia+CEPA.pdf/29373a97-1f57-938a-10e2-d609e2dd2b82?t=1730179330913> [最終アクセス日：2026年3月11日]

	4. 各締約国は、同一又は類似の商品又は役務について、周知商標と同一又は類似の商標を使用することにより、先行する周知商標と混同を生じるおそれがある場合、申請を拒絶し、又は登録を取り消し、及び登録の使用を禁止するための適当な措置を定める。締約国は、後発商標が欺罔のおそれがある場合も含め、このような措置を定めることができる。	
記述上の用語の公正な使用等限定的な例外	第 12.18 条：例外 締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、記述的用語の公正な使用など、商標によって与えられる権利に限定的な例外を定めることができる。	TRIPS 協定第 17 条の規定と同旨。
保護期間	第 12.17 条：商標の保護期間 各締約国は、商標の最初の登録及び各登録の更新が 10 年を下回らない期間であることを規定する。	TRIPS 協定は 7 年以上と規定しているのに対し、本協定では、保護期間（更新含む。）は 10 年を下回らない期間であることを規定している。
不使用取消	(TRIPS 協定第 19 条に対応する規定はない)	
商標の商業上の使用に対する不当な制限の防止	(TRIPS 協定第 20 条に対応する規定はない)	
商標の使用許諾の記録の可否	(TRIPS 協定第 21 条に対応する規定はない)	
地理的表示の保護	(規定なし)	(規定なし)

商標の登録及び出願手続	第 12.16 条：商標の手続と分類 2. 各締約国は、実体及び形式に関する審査の実施並びに異議申立及び取消手続を通じて、質の高い商標権を提供する。	TRIPS 協定で規定していない、出願手続について規定している。
商品・役務の分類	第 12.16 条：商標の手続と分類 1. 各締約国は、1957 年 6 月 15 日にニースで行われた標章の登録の目的のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定（随時改正される）に合致する商標分類制度を維持する。	TRIPS 協定で規定していない、ニース分類の使用義務を規定している。
電子商標システム	（規定なし）	（規定なし）

(iv) UAE・トルコ包括的経済連携協定（CEPA）¹¹（2023 年 5 月）

【図表 6】

	UAE・トルコ CEPA	TRIPS 協定の規定との関係
商標の保護対象	第 13.10 条：商標として登録可能な標章の種類 1. 商標は、あらゆる標章、特に個人名を含む語句、文字、数字、図形要素、立体形状、色彩の組み合わせ、及びこれらの標章のあらゆる組み合わせから構成され、かつ、当該標章が、ある事業者の商品または役務を他の事業者のものと区別し、かつ、その登録において、その権利者に与えられる保護の対象を明確かつ正確に特定する形で表示され得るものである場合限り、商標として登録を受ける資格を有する。	TRIPS 協定では、ある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスから識別することができる標識又はその組合せは、商標とすることができるものとし、その標識、特に単語（人名を含む。）、文字、数字、図形及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとしているのに対して、本協定では、あらゆる標章、特に、個人名を含む語句、文字、数字、図形要素、立体形状、色彩の組合せ及びこれらの標章のあらゆる組み合わせを規定している。

¹¹ UAE 経済観光省ウェブサイト

[https://www.moet.gov.ae/documents/20121/1347101/UAE+-+Turkey+CEPA-+English+version+\(004\).pdf/fc3cb5bc-e677-af67-756d-9f793efb8e91?t=1693550998365](https://www.moet.gov.ae/documents/20121/1347101/UAE+-+Turkey+CEPA-+English+version+(004).pdf/fc3cb5bc-e677-af67-756d-9f793efb8e91?t=1693550998365) [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

<p>団体商標及び証明商標</p>	<p>第 13.10 条：商標として登録可能な標章の種類</p> <p>2. 各締約国は、団体商標及び証明商標の保護のための登録を認める。</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない、団体商標及び証明商標の保護のための登録を認めている。</p>
<p>周知商標の保護</p>	<p>第 13.11 条：周知商標</p> <p>1. いずれの締約国も、商標が周知であることの認定条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならない。</p> <p>2. パリ条約第 6 条の 2 は、登録の有無にかかわらず、著名な商標によって特定される商品又は役務と同一又は類似しない商品又は役務について、当該商標の使用が当該商品又は役務と著名な商標の所有者との間の関連性を示すものであり、かつ、当該使用によって著名な商標の所有者の利益が害されるおそれがある場合に、準用する。</p> <p>3. 各締約国は、1999 年 9 月 20 日から 29 日にかけて開催された WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総会が採択した「周知商標の保護に関する共同勧告」の重要性を認識する。</p> <p>4. 各締約国は、既知の商標と同一又は類似の商標が、同一又は類似の商品若しくは役務について使用される場合において、その使用が先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるときは、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとする。締約国は、後願の商標が公衆を欺くおそれがある場合を含め、かかる措置を講じることができる。</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない以下の規定がある。</p> <p>①（第 1 項）商標が周知であることの認定条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならない。</p> <p>②（第 3 項）WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総会が採択した「周知商標の保護に関する規定に関する共同勧告」の重要性を認識する。</p> <p>③（第 4 項）既知の商標と同一又は類似の商標の使用が、先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるとき（公衆を欺くおそれがある場合を含む。）は、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとする規定している。</p>

記述上の用語の公正な使用等限定的な例外	(TRIPS 協定第 17 条に対応する規定はない。)	
保護期間	第 13.15 条：商標の保護期間 各締約国は、商標の最初の登録及び各登録の更新が 10 年を下回らない期間であることを規定する。	TRIPS 協定は 7 年以上と規定しているのに対し、本協定では、保護期間(更新含む。)は 10 年を下回らない期間であることを規定している。
不使用取消	(TRIPS 協定第 19 条に対応する規定はない)	
商標の商業上の使用に対する不当な制限の防止	(TRIPS 協定第 20 条に対応する規定はない)	
商標の使用許諾の記録の可否	第 13.16 条：商標使用許諾 各当事国は、商標使用許諾の登録を規定するものとする。また、各当事国は、商標使用許諾の登録が、商標権者による使用を証明するために必要かどうかを決定するものとする。	TRIPS 協定第 21 条「加盟国は、商標の使用許諾及び譲渡に関する条件を定めることができる。」を具体化した規定である。
地理的表示の保護	第 13.18 条：地理的表示の保護に関する行政手続 締約国が、商標制度又は特別制度 (sui generis) のいずれかを介して地理的表示の保護または認定のための行政手続を設ける場合、当該締約国は、その保護の申請または認定の申立てに関し、これらの申請または申立ての提出を規律する国内法令が公衆に容易に入手可能であり、かつこれらの手続を明確に規定していることを確保しなければならない。	TRIPS 協定では、利害関係を有する者に一定の行為を防止するための法的手段を確保すると規定しているのに対し、本協定では、締約国が、商標制度又は特別制度 (sui generis) のいずれかを介して地理的表示の保護または認定のための行政手続を設ける場合、当該締約国は、その保護の申請または認定の申立てに関し、これらの申請または申立ての提出を規律する国内法令が公衆に容易に入手可能であり、かつこれらの手続を明確に規定していることを確保しなければならない、と規定している。

<p>商標の登録及び出願手続</p>	<p>第 13.12 条：審査、異議申立て及び取消し又は無効審判の手続上の側面</p> <p>各締約国は、その国内法令に従い、商標の審査及び登録のための制度を設けるものとする。これには特に次の事項を含む：</p> <p>(a) 商標登録を拒絶する理由を、書面（電子的手段によるものを含む。）で出願人に通知すること。</p> <p>(b) 出願人に、所管当局からの通知に対する回答の機会、初期拒絶に対する異議申立ての機会、及び商標登録の最終拒絶に対する司法上の上訴の機会を与えること。</p> <p>(c) 商標登録に対する異議申立て、または商標の取消しもしくは無効化を求める機会を提供すること。</p> <p>(d) 異議申立ておよび取消しもしくは無効化手続における行政決定は、理由を付した書面によることを要求すること。この書面は電子的手段による提供が可能である。</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない、出願手続について規定している。</p>
--------------------	--	---

<p>商品・役務の分類</p>	<p>第 13.14 条：商品とサービスの分類 各締約国は、1957 年 6 月 15 日にニースで行われた標章の登録の目的のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定(改訂及び改正後のニース分類)に合致する商標分類制度を採択し、又は維持する。各締約国は、次のことを定める。</p> <p>(a) 登録及び出願公開は、ニース分類によって確立された分類に従ってグループ化された商品及び役務の名称を示す(注)。</p> <p>(注)ニース分類の翻訳に依拠する締約国は、公式の翻訳が発行され公表されている限りにおいて、ニース分類の更新版に従うものとする。</p> <p>(b) 商品又は役務は、登録又は公表においてニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならない。逆に、各締約国、商品又は役務が、いずれかの登録又は公表においてニース分類の異なる区分に分類されていることを理由として、互いに非類似であるとみなしてはならないことを定める。</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない、ニース分類の使用義務を規定している。</p>
------------------------	--	--

(v) UAE・カンボジア包括的経済連携協定(CEPA)¹²(2023年4月)

【図表 7】

	UAE・カンボジア CEPA	TRIPS 協定の規定との関係
<p>商標の保護対象</p>	<p>第 11.13 条：商標の保護範囲 各締約国は、一の事業者の商品及び役務を他の事業者の商品及び役務と区別することができる標識又は標識の組合せが商標を構成することができる</p>	<p>TRIPS 協定に規定していない、音について「商標を構成する標識が音であることのみを理由として、商標の登録を拒否してはならない。」という規定が盛り込まれている。</p>

¹² UAE 経済観光省ウェブサイト

<https://www.moet.gov.ae/documents/20121/1347101/UAE+Cambodia+CEPA+4+%282023%29.pdf> [最終アクセス日：2026年3月11日]

	<p>ることを確保する。このような標識、特に、人名を含む語、文字、数字、形象的要素、立体的形状及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識が本質的に関連する商品又は役務を識別することができない場合には、締約国は、登録可能性を、使用を通じて獲得される識別力に依存させることができる。いかなる締約国も、商標を構成する標識が音であることのみを理由として、商標の登録を拒否してはならない（注）。</p> <p>（注）当事者は、商標を図式化できる適切な説明を要求することができる。</p>	
団体商標及び証明商標	（規定なし）	（規定なし）
周知商標の保護	<p>第 11.17 条：周知商標</p> <p>1. いずれの締約国も、商標が周知であることの認定条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならない。</p> <p>2. パリ条約第 6 条の 2 は、登録の有無にかかわらず、著名な商標によって特定される商品又は役務と同一又は類似しない商品又は役務について、当該商標の使用が当該商品又は役務と著名な商標の所有者との間の関連性を示すものであり、かつ、当該使用によって著名な商標の所有者の利益が害されるおそれがある場合に、準用する。</p> <p>3. 各締約国は、1999 年 9 月 20 日から 29 日にかけて開催された WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない以下の規定がある。</p> <p>①（第 1 項）いずれの締約国も、商標が周知であることの認定条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならない。</p> <p>②（第 3 項）WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総会が採択した「周知商標の保護に関する規定に関する共同勧告」の重要性を認識する。</p> <p>③（第 4 項）既知の商標と同一又は類似の商標の使用が、先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるときや公衆を欺くおそれがある場合は、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとする規定している。</p>

	<p>会が採択した「周知商標の保護に関する規定に関する共同勧告」の重要性を認識する。</p> <p>4. 各締約国は、既知の商標と同一又は類似の商標が、同一又は類似の商品若しくは役務について使用される場合において、その使用が先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるときは、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとする。締約国は、後願の商標が公衆を欺くおそれがある場合又は混同を生じさせるおそれがある場合を含め、かかる措置を講じることができる。</p>	
記述上の用語の公正な使用等限定的な例外	<p>第 11.22 条：例外</p> <p>締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、記述的用語の公正な使用など、商標によって与えられる権利に限定的な例外を定めることができる。</p>	TRIPS 協定第 17 条の規定と同旨。
保護期間	<p>第 11.21 条：商標の保護期間</p> <p>各締約国は、商標の最初の登録及び各登録の更新が 10 年を下回らない期間であることを規定する。</p>	TRIPS 協定は 7 年以上と規定しているのに対し、本協定では、保護期間(更新含む。)は 10 年を下回らない期間であることを規定している。
不使用取消	(TRIPS 協定第 19 条に対応する規定はない)	
商標の商業上の使用に対する不当な制限の防止	(TRIPS 協定第 20 条に対応する規定はない)	
商標の使用許諾の記録の可否	(TRIPS 協定第 21 条に対応する規定はない)	

<p>地理的表示の保護</p>	<p>第 11.24 条：地理的表示の承認</p> <p>1. 締約国は、地理的表示を保護するための適切かつ効果的な手段を国内法において確保する。各締約国は、TRIPS 協定のすべての要件が満たされることを条件として、商標制度、特別制度 (sui generis) 又はその他の法的手段を通じてかかる保護を提供することができることを認める。</p> <p>2. 各締約国は、このような商品には、農産物、天然物、工業製品、手工芸品及び食料品を含む製造品が含まれることを認識する。</p>	<p>TRIPS 協定のすべての要件が満たされることを条件として、商標制度、特別制度 (sui generis) 又はその他の法的手段を通じてかかる保護を提供することができることを認めている。</p>
<p>商標の登録及び出願手続</p>	<p>第 11.18 条：審査、異議申立及び取消の手続的側面</p> <p>各締約国は、特に以下を含む商標の審査及び登録のための制度を提供する：</p> <p>(a) 商標登録を拒絶する理由を書面（電子的方法によることができる）で出願人に通知すること；</p> <p>(b) 所轄官庁からの連絡に応答し、最初の拒絶に異議を申し立て、商標登録の最終的な拒絶に対して司法不服申立をする機会を出願人に与えること</p> <p>(c) 商標登録に反対し、または商標の求める機会を提供すること。</p> <p>(d) 異議申立および取消手続における行政決定は、理由を付した書面によって行うことを義務付け、その書面は電子的手段によって提供することができる。</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない、出願手続について規定している。</p>
<p>商品・役務の分類</p>	<p>第 11.19 条：商品とサービスの分類</p> <p>各締約国は、1957 年 6 月 15 日にニースで行われた標章の登録の目的のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定（改訂及び改正後のニース分類）に合致する商標分類制度を採択し、又は維持する。各締約国は、次</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない、ニース分類の使用義務を規定している。また、ニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならず、ニース分類の異なる区分に分類されていること</p>

	<p>のことを定める。</p> <p>(a) 登録及び出願公開は、ニース分類によって確立された分類に従ってグループ化された商品及び役務の名称を示す（注）。</p> <p>(b) 商品又は役務は、登録又は公表においてニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならない。逆に、各締約、商品又は役務が、いずれかの登録又は公表においてニース分類の異なる区分に分類されていることを理由として、互いに非類似であるとみなしてはならないことを定める。</p> <p>（注）ニース分類の翻訳に依拠する締約国は、公式の翻訳が発行され公表されている限りにおいて、ニース分類の更新版に従うものとする。</p>	<p>のみを理由として非類似としてはならない、とも規定している。</p>
電子商標システム	<p>第 11.18 条：電子商標システム</p> <p>各締約国は以下を提供するものとする：</p> <p>(a) 商標の電子申請及び維持管理のためのシステム；</p> <p>並びに</p> <p>(b) 公開された商標出願及び登録商標に関する、オンラインデータベースを含む公的に利用可能な電子情報システム。</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない、商標の電子出願システム及びオンラインデータベースの提供義務を定めている。</p>

(vi) UAE・コスタリカ包括的経済連携協定（CEPA）¹³（2024年4月）

【図表 8】

	UAE・コスタリカ CEPA	TRIPS 協定の規定との関係
商標の保護対象	第 12.12 条：商標として登録可能な標識の種類	TRIPS 協定に規定のない音商標を含むものとし、香りの商標を含むことが

¹³ UAE 経済観光省ウェブサイト

<https://www.moet.gov.ae/documents/20121/1347101/UAE+Costa+Rica+CEPA.pdf/339b1934-faf3-b573-87d6-91c3e6346c57?download=true> [最終アクセス日：2026年3月11日]

	<p>1. 締約国は、商品及び役務の商標権者に十分かつ効果的な保護を与える。</p> <p>2. 各締約国は、商標が団体商標、証明商標及び音商標を含むものとし、香りの商標を含むことができる旨を規定する。</p> <p>3. 各締約国は、登録商標の所有者が、その所有者の商標が登録されている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について同一又は類似の標章を取引上使用することが混同を生ずるおそれがある場合には、その所有者の同意を得ないすべての第三者が同一又は類似の標章を使用することを防止する排他的権利を有することを定める。同一の商品または役務について同一の標識を使用する場合、混同の可能性が推定されるものとする。上記の権利は、既存の権利を損なうものではなく、また、両当事者が使用に基づいて権利を利用できるようにする可能性に影響を及ぼすものではない。</p> <p>4. 締約国は、商標の簡潔かつ正確な説明もしくは図による表示、または該当する場合にはその両方を要求することができる。</p>	<p>できる旨を規定する、という規定が盛り込まれている。</p>
<p>団体商標及び証明商標</p>	<p>第 12.12 条：商標として登録可能な標識の種類</p> <p>2. 各締約国は、商標が団体商標、証明商標及び音商標を含むものとし、香りの商標を含むことができる旨を規定する。</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない、団体商標及び証明商標の保護のための登録を認めている。</p>
<p>周知商標の保護</p>	<p>第 12.15 条：周知商標</p> <p>1. いずれの締約国も、商標が周知であることの認定条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならない。</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない以下の規定がある。</p> <p>①（第 1 項）商標が著名であることの認定条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登</p>

	<p>2. パリ条約第 6 条の 2 は、登録の有無にかかわらず、著名な商標によって特定される商品又は役務と同一又は類似しない商品又は役務について、当該商標の使用が当該商品又は役務と著名な商標の所有者との間の関連性を示すものであり、かつ、当該使用によって著名な商標の所有者の利益が害されるおそれがある場合に、準用する。</p> <p>3. 各締約国は、1999 年 9 月 20 日から 29 日にかけて開催された WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総会が採択した「周知商標の保護に関する共同勧告」の重要性を認識する。</p> <p>4. 各締約国は、既知の商標と同一又は類似の商標が、同一又は類似の商品若しくは役務について使用される場合において、その使用が先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるときは、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとする。締約国は、後願の商標が公衆を欺くおそれがある場合又は混同を生じさせるおそれがある場合を含め、かかる措置を講じることができる。</p>	<p>録されていることを要求してはならない。</p> <p>②（第 3 項）WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総会が採択した「周知商標の保護に関する規定に関する共同勧告」の重要性を認識する。</p> <p>③（第 4 項）既知の商標の使用が先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるときや公衆を欺くおそれがある場合は、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとする。</p>
<p>記述上の用語の公正な使用等限定的な例外</p>	<p>第 12.22 条：例外</p> <p>締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、記述的用語の公正な使用など、商標によって与えられる権利に限定的な例外を定めることができる。</p>	<p>TRIPS 協定第 17 条の規定と同旨。</p>
<p>保護期間</p>	<p>第 12.19 条：商標の保護期間</p> <p>各締約国は、商標の最初の登録及び各</p>	<p>TRIPS 協定は 7 年以上と規定しているのに対し、本協定では、保護期間（更</p>

	登録の更新が 10 年を下回らない期間であることを規定する。	新含む。)は 10 年を下回らない期間であることを規定している。
不使用取消	(TRIPS 協定第 19 条に対応する規定はない)	
商標の商業上の使用に対する不当な制限の防止	(TRIPS 協定第 20 条に対応する規定はない)	
商標の使用許諾の記録の可否	(TRIPS 協定第 21 条に対応する規定はない)	
地理的表示の保護	<p>第 12.24 条：地理的表示の承認</p> <p>1. 締約国は、地理的表示を保護するための適切かつ効果的な手段を国内法において確保する。各締約国は、TRIPS 協定のすべての要件が満たされることを条件として、商標制度、特別制度 (sui generis) 又はその他の法的手段を通じてかかる保護を提供することができることを認める。</p> <p>2. 各締約国は、このような商品には、農産物、天然物、工業製品、手工芸品及び食料品を含む製造品が含まれることを認識する。</p>	TRIPS 協定のすべての要件が満たされることを条件として、商標制度、特別制度 (sui generis) 又はその他の法的手段を通じてかかる保護を提供することができることを認めている。
商標の登録及び出願手続	<p>第 12.16 条：審査、異議申立及び取消の手続的側面</p> <p>各締約国は、特に以下を含む商標の審査及び登録のための制度を提供する：</p> <p>(a) 商標登録を拒絶する理由を書面（電子的方法によることができる）で出願人に通知すること；</p> <p>(b) 所轄官庁からの連絡に応答し、最初の拒絶に異議を申し立て、商標登録の最終的な拒絶に対して司法不服申立をする機会を出願人に与えること</p>	TRIPS 協定で規定していない、出願手続に関する規定である。

	<p>(c) 商標登録に反対し、または商標の求める機会を提供すること。</p> <p>(d) 異議申立および取消手続における行政決定は、理由を付した書面によって行うことを義務付け、その書面は電子的手段によって提供することができる。</p>	
<p>商品・役務の分類</p>	<p>第 12.18 条：商品とサービスの分類</p> <p>各締約国は、1957 年 6 月 15 日にニースで行われた標章の登録の目的のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定（改訂及び改正後のニース分類）に合致する商標分類制度を採択し、又は維持する。各締約国は、次のことを定める。</p> <p>(a) 登録及び出願公開は、ニース分類によって確立された分類に従ってグループ化された商品及び役務の名称を示す（注）。</p> <p>（注）ニース分類の翻訳に依拠する締約国は、公式の翻訳が発行され公表されている限りにおいて、ニース分類の更新版に従うものとする。</p> <p>(b) 商品又は役務は、登録又は公表においてニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならない。逆に、各締約国、商品又は役務が、いずれかの登録又は公表においてニース分類の異なる区分に分類されていることを理由として、互いに非類似であるとみなしてはならないことを定める。</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない、（改訂及び改正後のニース分類）ニース分類の使用義務を規定している。また、ニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならず、ニース分類の異なる区分に分類されていることのみを理由として非類似としてではない、とも規定している。</p>

(vii) UAE・オーストラリア包括的経済連携協定 (CEPA) ¹⁴ (2024年11月)

【図表9】

	UAE・オーストラリア CEPA	TRIPS 協定の規定との関係
商標の保護対象	<p>第 14.13 条：商標として登録可能な標識の種類</p> <p>いかなる締約国も、登録の条件として、標識が視覚的に知覚可能であることを要求してはならず、また、締約国は、商標を構成する標識が音であるという理由のみをもって、商標の登録を拒絶してはならない。さらに、各締約国は、香りの標章を登録するために最善の努力を払うものとする。締約国は、商標の簡潔かつ正確な説明若しくは図解、又は該当する場合にはその両方を要求することができる。</p>	<p>TRIPS 協定には規定のない、標識が視覚的に知覚可能であることを要求してはならないと規定している。また、音について「商標を構成する標識が音であることのみを理由として、商標の登録を拒否してはならない。」という規定が盛り込まれている。さらに、香りの商標を登録するために最善の努力を払うものとするとも規定している。</p>
団体商標及び証明商標	<p>第 14.14 条：団体商標と証明商標</p> <p>各締約国は、商標に団体標章及び証明標章が含まれることを規定する。締約国は、証明標章が保護されることを条件として、自国の法律において証明標章を別個の区分として取り扱う義務を負わない。各締約国はまた、地理的表示として機能し得る標識が自国の商標制度の下で保護され得ることを規定する。</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない、団体商標及び証明商標の保護のための登録を認めている。</p>
周知商標の保護	<p>第 14.15 条：同一または類似の標識の使用</p> <p>各締約国は、登録商標の所有者が、その所有者の商標が登録されている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について、その所有者の同意を得ない第三者が同一又は類似の標識（後続の地理的表示を含む。）。同一の商品または役務について同一の標識</p>	<p>本条の規定は地理的表示を含む標識を対象としているが、(注 2)において、本条の規定は地理的表示に関する TRIPS 協定第 22 条及び第 23 条に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解釈されるべきではないことを理解する、と規定している。</p>

¹⁴ UAE 経済観光省ウェブサイト

<https://www.moet.gov.ae/documents/20121/1347101/UAE-AUS+CEPA.pdf/d7eb2ebd-985f-8ce2-efe2-b2a2f012dafb?t=1759397888411> [最終アクセス日：2026年3月11日]

	<p>を使用する場合には、混同のおそれが推定される。（注1）（注2）</p> <p>（注1）より确实を期すため、本条における排他的権利は、地理的表示が取引過程において使用されることにより商品の出所について混同を生じるおそれがある場合において、商標が登録されている商品について地理的表示が無許可で使用される場合に適用される。</p> <p>（注2）より确实を期すため、両締約国は、本条が TRIPS 協定第 22 条及び第 23 条に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解釈されるべきではないことを理解する。</p>	
記述上の用語の公正な使用等限定的な例外	<p>第 14.16 条：例外</p> <p>締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、記述的用語の公正な使用など、商標によって与えられる権利に限定的な例外を定めることができる。</p>	TRIPS 協定第 17 条の規定と同旨。
保護期間	<p>第 14.24 条：商標の保護期間</p> <p>各締約国は、商標の最初の登録及び各登録の更新が 10 年を下回らない期間であることを規定する。</p>	TRIPS 協定は 7 年以上と規定しているのに対し、本協定では、保護期間（更新含む）は 10 年を下回らない期間であることを規定している。
不使用取消	（TRIPS 協定第 19 条に対応する規定はない）	
商標の商業上の使用に対する不当な制限の防止	（TRIPS 協定第 20 条に対応する規定はない）	
商標の使用許諾の記録の可否	<p>第 14.25 条：ライセンスの不記録</p> <p>いかなる締約国も、以下の目的で商標の記録を要求してはならない：</p> <p>(a) ライセンスの有効性を証明するため。</p>	TRIPS 協定第 21 条「加盟国は、商標の使用許諾及び譲渡に関する条件を定めることができる。」を具体化した規定である。

	(b) 商標の取得、維持または実施に関する手続において、ライセンシーによる商標の使用が保有者による使用とみなされるための条件として。	
地理的表示の保護	第 14.17 条：地理的表示より古い商標の保護 各締約国は、TRIPS 協定に従い、商標がその管轄区域において地理的表示より先に存在する場合、その商標を保護する。	TRIPS 協定では、地理的表示による保護と商標による保護が抵触した場合の規定はないが、本協定では、商標がその管轄区域において地理的表示より先に存在する場合、その商標を保護する、と規定している。
商標の登録及び出願手続	第 14.21 条：審査、異議申立及び取消の手続的側面 各締約国は、特に以下を含む商標の審査及び登録のための制度を提供する： (a) 商標登録を拒絶する理由を書面（電子的方法によることができる）で出願人に通知すること； (b) 出願人に対し、管轄当局からの連絡に応答し、最初の拒絶に異議を申し立て、商標登録の最終的な拒絶について司法不服申立をする機会を与えること； (c) 商標登録に反対し、または商標の取消しを求める機会を提供すること。 (d) 異議申立及び取消手続における行政決定は、理由を付した書面によって行うことを要求し、その書面は電子的手段によって提供することができる。	
商品・役務の分類	第 14.23 条：商品とサービスの分類 各締約国は、1957 年 6 月 15 日にニースで行われた標章の登録の目的のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定（以下「ニース分類」という。）各締約国は、次のことを定める： (a) 登録及び出願公開は、ニース分類	TRIPS 協定で規定していない、ニース分類の使用義務を規定している。また、ニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならず、ニース分類の異なる区分に分類されていることのみを理由として非類似としてはない、とも規定している。

	<p>(注)によって確立された分類に従ってグループ化された商品及び役務の名称を示す。</p> <p>(注) ニース分類の翻訳に依拠する締約国は、公式の翻訳が発行され公表されている限りにおいて、ニース分類の更新版に従うものとする。</p> <p>(b) 商品又は役務は、登録又は公表においてニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、互いに類似しているとみなしてはならない。逆に、各締約国は、商品又は役務が、いずれかの登録又は公表においてニース分類の異なる区分に分類されていることを理由として、互いに非類似であるとみなしてはならないことを定める。</p>	
電子商標システム	<p>第 14.22 条：電子商標システム</p> <p>各締約国は以下を提供するものとする：</p> <p>(a) 商標の電子申請及び維持管理のためのシステム；</p> <p>並びに</p> <p>(b) 公開された商標出願及び登録商標に関する、オンラインデータベースを含む公的に利用可能な電子情報システム。</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない、商標の電子出願システム及びオンラインデータベースの提供義務を定めている。</p>

(viii) UAE・ジョージア包括的経済連携協定 (CEPA) ¹⁵ (2023 年 10 月)

【図表 10】

	UAE・ジョージア CEPA	TRIPS 協定の規定との関係
商標の保護対象	<p>第 11.13 条：商標として登録可能な標章</p>	<p>TRIPS 協定に規定のない、音も商標に含むという規定が盛り込まれている。また、香りの商標を登録するためにあ</p>

¹⁵ UAE 経済観光省ウェブサイト

<https://www.moet.gov.ae/documents/20121/1347101/UAE+-+Georgia+CEPA.pdf/7134dae8-9a32-db3f-0193-66c449108618?t=1719586945399> [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

	<p>締約国は、商品及び役務について適切かつ効果的な商標保護を提供しなければならない。</p> <p>商標登録の対象となるのは、商標、人名、文字、数字、形象的要素、商品類型、音、色彩の組合せおよびこれらの標識の任意の組合せを含む、事業者の商品または役務を他の事業者の商品または役務と区別することができるあらゆる標識の組合せである。締約国は、香りの商標を登録するためにあらゆる努力を払わなければならない。商標登録のためには、締約国は、簡潔かつ正確な説明または図式表現を要求することができ、登録可能性は、関連する商品または役務を識別することができる</p>	<p>あらゆる努力を払わなければならないと規定している。</p>
<p>団体商標及び証明商標</p>	<p>第 11.14 条：団体商標、証明商標</p> <p>各締約国は、商標に団体商標及び証明商標が含まれることを規定する。各締約国は、証明用表が保護されることを条件として、当該標章を別個の標章類型として規定する義務を負わない。各締約国はまた、地理的表示として機能し得る標識が、自国の商標制度の下で保護され得ることを規定する。</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない、団体商標及び証明商標の保護のための登録を認めている。</p>
<p>周知商標の保護</p>	<p>第 11.17 条：周知商標</p> <p>1. いずれの締約国も、商標が著名であることの認定条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならない。</p> <p>2. パリ条約第 6 条の 2 は、登録の有無にかかわらず、著名な商標によって特定される商品又は役務と同一又は類似しない商品又は役務について、当</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない、以下の規定がある。</p> <p>①（第 1 項）商標が著名であることの認定条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならない。</p> <p>②（第 3 項）WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総会が採択した</p>

	<p>該商標の使用が当該商品又は役務と著名な商標の所有者との間の関連性を示すものであり、かつ、当該使用によって著名な商標の所有者の利益が害されるおそれがある場合に、準用する。</p> <p>3. 各締約国は、1999年9月20日から29日にかけて開催されたWIPO加盟国総会第34回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及びWIPO総会が採択した「周知商標の保護に関する規定に関する共同勧告」の重要性を認識する。</p> <p>4. 各締約国は、既知の商標と同一又は類似の商標が、同一又は類似の商品若しくは役務について使用される場合において、その使用が先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるときは、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとする。締約国は、後願の商標が公衆を欺くおそれがある場合又は混同を生じさせるおそれがある場合を含め、かかる措置を講じることができる。</p>	<p>「周知商標の保護に関する規定に関する共同勧告」の重要性を認識する。</p> <p>③（第4項）既知の商標と同一又は類似の商標の使用が、先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるときや公衆を欺くおそれがある場合は、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとする」と規定している。</p>
<p>記述上の用語の公正な使用等限定的な例外</p>	<p>第11.16条：例外</p> <p>締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、記述的用語の公正な使用など、商標によって与えられる権利に限定的な例外を定めることができる。</p>	<p>TRIPS協定第17条の規定と同旨。</p>
<p>保護期間</p>	<p>第11.21条：商標の保護期間</p> <p>各締約国は、商標の最初の登録及び各登録の更新が10年を下回らない期間であることを規定する。</p>	<p>TRIPS協定は7年以上と規定しているのに対し、本協定では、保護期間(更新含む。)は10年を下回らない期間であることを規定している。</p>
<p>不使用取消</p>	<p>(TRIPS協定第19条に対応する規定はない)</p>	

<p>商標の商業上の使用に対する不当な制限の防止</p>	<p>(TRIPS 協定第 20 条に対応する規定はない)</p>	
<p>商標の使用許諾の記録の可否</p>	<p>第 11.22 条：ライセンスの不記録 いかなる締約国も、以下の目的で商標の記録を要求してはならない： (a) ライセンスの有効性を証明するため。 (b) 商標の取得、維持または実施に関する手続において、ライセンシーによる商標の使用が保有者による使用とみなされるための条件として。</p>	<p>TRIPS 協定第 21 条「加盟国は、商標の使用許諾及び譲渡に関する条件を定めることができる。」を具体化した規定である。</p>
<p>地理的表示の保護</p>	<p>第 11.24 条：地理的表示 1. 「地理的表示」とは、商品が加盟国の領域またはその領域内の地域もしくは地方を原産地とするものであることを示す表示であって、商品の所定の品質、評判またはその他の特性が本質的にその地理的原産地に起因するものをいう。 2. 両締約国は、地理的表示が商標もしくは特別制度 (sui generis) またはその他の法的手段によって保護される場合があることを認める。</p>	<p>TRIPS 協定では、利害関係を有する者に一定の行為を防止するための法的手段を確保すると規定しているのに対し、本協定では、商標制度、特別制度 (sui generis) 又はその他の法的手段を通じてかかる保護される場合があること認めている。</p>
<p>商標の登録及び出願手続</p>	<p>第 11.18 条：審査、異議申立及び取消の手続的側面 各締約国は、特に以下を含む商標の審査及び登録のための制度を提供する： (a) 商標登録を拒絶する理由を書面（電子的方法によることができる）で出願人に通知すること； (b) 出願人に対し、管轄当局からの連絡に応答し、最初の拒絶に異議を申し立て、商標登録の最終的な拒絶について司法不服申立をする機会を与える</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない、出願手続に関する規定である。</p>

	<p>こと；</p> <p>(c) 商標登録に反対し、または商標の取消しを求める機会を提供すること。</p> <p>(d) 異議申立及び取消手続における行政決定は、理由を付した書面によって行うことを要求し、その書面は電子的手段によって提供することができる。</p>	
<p>商品・役務の分類</p>	<p>第 11.19 条：商品とサービスの分類</p> <p>各締約国は、1957 年 6 月 15 日にニースで行われた標章の登録の目的のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定（改訂及び改正後のニース分類）に合致する商標分類制度を採択し、又は維持する。各締約国は、次のことを定める。</p> <p>(a) 登録及び出願公開は、ニース分類によって確立された分類に従ってグループ化された商品及び役務の名称を示す（注）。</p> <p>（注）ニース分類の翻訳に依拠する締約国は、公式の翻訳が発行され公表されている限りにおいて、ニース分類の更新版に従うものとする。</p> <p>(b) 商品又は役務は、登録又は公表においてニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならない。逆に、各締約国、商品又は役務が、いずれかの登録又は公表においてニース分類の異なる区分に分類されていることを理由として、互いに非類似であるとみなしてはならないことを定める。</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない、（改訂及び改正後の）ニース分類の使用義務を規定している。</p> <p>また、ニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならず、ニース分類の異なる区分に分類されていることのみを理由として非類似としてはならない、とも規定している。</p>

電子商標システム	<p>第 11.19 条：電子商標システム</p> <p>各締約国は以下を提供するものとする：</p> <p>(a) 商標の電子申請及び維持管理のためのシステム；</p> <p>並びに</p> <p>(b) 公開された商標出願及び登録商標に関する、オンラインデータベースを含む公的に利用可能な電子情報システム。</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない、商標の電子出願システム及びオンラインデータベースの提供義務を定めている。</p>
----------	---	--

(ix) UAE・イスラエル包括的経済連携協定 (CEPA) ¹⁶ (2023 年 3 月)

【図表 11】

	UAE・イスラエル CEPA	TRIPS 協定の規定との関係
商標の保護対象	<p>第 11.15 条：商標の保護</p> <p>各締約国は、一の事業者の商品及び役務を他の事業者の商品及び役務と区別することができる標識又は標識の組合せが商標を構成することができることを確保する。このような標識、特に、人名を含む語、文字、数字、形象的要素、立体的形状及び色の組合せ並びにこれらの標識の任意の組合せは、商標として登録する資格を有する。標識が本質的に関連する商品又は役務を識別することができない場合には、締約国は、登録可能性を使用を通じて獲得される識別力に依存させることができる。いずれの締約国も、商標を構成する標識が音であることのみを理由として、商標の登録を拒否してはならない</p>	<p>TRIPS 協定に規定のない、音について「商標を構成する標識が音であることのみを理由として、商標の登録を拒否してはならない。」という規定が盛り込まれている。</p>
団体商標及び証明商標	(規定なし)	(規定なし)

¹⁶ UAE 経済観光省ウェブサイト

<https://www.moet.gov.ae/documents/20121/1347101/IL-UAE+CEPA+Consolidated+Eng+Final.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

<p>周知商標の保護</p>	<p>第 11.17 条：周知商標</p> <p>1. いずれの締約国も、商標が著名であることの認定条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならない。</p> <p>2. パリ条約第 6 条の 2 は、登録の有無にかかわらず、著名な商標によって特定される商品又は役務と同一又は類似しない商品又は役務について、当該商標の使用が当該商品又は役務と著名な商標の所有者との間の関連性を示すものであり、かつ、当該使用によって著名な商標の所有者の利益が害されるおそれがある場合に、準用する。</p> <p>3. 各締約国は、1999 年 9 月 20 日から 29 日にかけて開催された WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総会が採択した「周知商標の保護に関する共同勧告」の重要性を認識する。</p> <p>4. 各締約国は、既知の商標と同一又は類似の商標が、同一又は類似の商品若しくは役務について使用される場合において、その使用が先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるときは、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとする。締約国は、後願の商標が公衆を欺くおそれがある場合又は混同を生じさせるおそれがある場合を含め、かかる措置を講じることができる。</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない以下の規定がある。</p> <p>①（第 1 項）商標が著名であることの認定条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならない。</p> <p>②（第 3 項）WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総会が採択した「周知商標の保護に関する規定に関する共同勧告」の重要性を認識する。</p> <p>③（第 4 項）既知の商標と同一又は類似の商標の使用が、先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるときや公衆を欺くおそれがある場合は、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとする規定している。</p>
<p>記述上の用語の公正な使用</p>	<p>第 11.20 条：例外</p> <p>締約国は、商標によって付与される権利に対し、記述的用語の公正な使用な</p>	<p>TRIPS 協定第 17 条の規定と同旨。</p>

等限定的な例外	ど、限定的な例外を定めることができる。ただし、これらの例外は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件とする。	
保護期間	第 11.21 条：商標の保護期間 各締約国は、商標の最初の登録及び各登録の更新が 10 年を下回らない期間であることを規定する。	TRIPS 協定は 7 年以上と規定しているのに対し、本協定では、保護期間(更新含む。)は 10 年を下回らない期間であることを規定している。
不使用取消	(TRIPS 協定第 19 条に対応する規定はない)	
商標の商業上の使用に対する不当な制限の防止	(TRIPS 協定第 20 条に対応する規定はない)	
商標の使用許諾の記録の可否	(TRIPS 協定第 21 条に対応する規定はない)	
地理的表示の保護	第 11.24 条：地理的表示の承認 1. 締約国は、地理的表示を保護するための適切かつ効果的な手段を国内法において確保する。各締約国は、TRIPS 協定のすべての要件が満たされることを条件として、商標制度、特別制度 (sui generis) 又はその他の法的手段を通じてかかる保護を提供することができることを認める。 2. 各締約国は、このような商品には、農産物、天然物、工業製品、手工芸品及び食料品を含む製造品が含まれることを認識する。	TRIPS 協定のすべての要件が満たされることを条件として、地理的表示を保護するための適切かつ効果的な手段を国内法において確保し、商標制度、特別制度 (sui generis) 又はその他の法的手段を通じてかかる保護を提供することができることを認めている。
商標の登録及び出願手続	第 11.18 条：審査、異議申立及び取消の手続的側面 各締約国は、特に以下を含む商標の審査及び登録のための制度を提供する： (a) 商標登録を拒絶する理由を書面	TRIPS 協定で規定していない、出願手続に関する規定である。

	<p>(電子的方法によることができる)で出願人に通知すること；</p> <p>(b) 所轄官庁からの連絡に応答し、最初の拒絶に異議を申し立て、商標登録の最終的な拒絶に対して司法不服申立をする機会を出願人に与えること；</p> <p>(c) 商標登録に反対し、または商標の求める機会を提供すること。</p> <p>(d) 異議申立および取消手続における行政決定は、理由を付した書面によって行うことを義務付け、その書面は電子的手段によって提供することができる。</p>	
<p>商品・役務の分類</p>	<p>第 11.19 条：商品とサービスの分類</p> <p>各締約国は、1957 年 6 月 15 日にニースで行われた標章の登録の目的のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定(改訂及び改正後のニース分類)に合致する商標分類制度を採択し、又は維持する。各締約国は、次のことを定める。</p> <p>(a) 登録及び出願公開は、ニース分類によって確立された分類に従ってグループ化された商品及び役務の名称を示す(注)。</p> <p>(注)ニース分類の翻訳に依拠する締約国は、公式の翻訳が発行され公表されている限りにおいて、ニース分類の更新版に従うものとする。</p> <p>(b) 商品又は役務は、登録又は公表においてニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならない。逆に、各締約、商品又は役務が、いずれかの登録又は公表においてニース分類の異なる区分に分類されていることを理由として、互いに非類似であるとみなしてはならないことを定める。</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない、(改訂及び改正後の)ニース分類の使用義務を規定している。</p> <p>また、ニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならず、ニース分類の異なる区分に分類されていることのみを理由として非類似としてはならない、とも規定している。</p>

(x) UAE・モーリシャス包括的経済連携協定 (CEPA) ¹⁷ (2025 年 4 月)

【図表 12】

	UAE・モーリシャス CEPA	TRIPS 協定の規定との関係
商標の保護対象	第 10.13 条：商標として登録可能な標識の種類 いかなる締約国も、登録の条件として、標識が視覚的に知覚可能であることを要求してはならず、また、締約国は、商標を構成する標識が音であるという理由のみをもって、商標の登録を拒絶してはならない。さらに、各締約国は、香りの標章を登録するために最善の努力を払うものとする。締約国は、商標の簡潔かつ正確な説明若しくは図解、又は該当する場合にはその両方を要求することができる。	TRIPS 協定に規定のない、標識が視覚的に知覚可能であることを要求してはならないと規定している。また、音について「商標を構成する標識が音であることのみを理由として、商標の登録を拒否してはならない。」という規定が盛り込まれている。香りの標章を登録するために最善の努力を払うものとする規定している。
団体商標及び証明商標	第 10.14 条：団体標章と証明商標 各締約国は、商標に団体標章及び証明標章が含まれることを規定する。締約国は、証明標章が保護されることを条件として、自国の法律において証明標章を別個の区分として取り扱う義務を負わない。各締約国はまた、地理的表示として機能し得る標識が自国の商標制度の下で保護され得ることを規定する。	TRIPS 協定で規定していない、団体商標及び証明商標の保護のための登録を認めている。
周知商標の保護	第 10.17 条：周知商標 1. いずれの締約国も、商標が著名であることの認定条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならない。 2. パリ条約第 6 条の 2 は、登録の有無にかかわらず、著名な商標によって特定される商品又は役務と同一又は	TRIPS 協定で規定していない以下の規定がある。 ① (第 1 項) 商標が著名であることの認定条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならない。 ② (第 3 項) WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護

¹⁷ UAE 経済観光省ウェブサイト

<https://www.moet.gov.ae/documents/20121/0/UAE+MRU+CEPA+1.pdf/d0681875-4376-417c-de92-fe213efa3303?t=1743456285259> [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

	<p>類似しない商品又は役務について、当該商標の使用が当該商品又は役務と著名な商標の所有者との間の関連性を示すものであり、かつ、当該使用によって著名な商標の所有者の利益が害されるおそれがある場合に、準用する。</p> <p>3. 各締約国は、1999年9月20日から29日にかけて開催されたWIPO加盟国総会第34回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及びWIPO総会が採択した「周知商標の保護に関する共同勧告」の重要性を認識する。</p> <p>4. 各締約国は、既知の商標と同一又は類似の商標が、同一又は類似の商品若しくは役務について使用される場合において、その使用が先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるときは、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとする。締約国は、後願の商標が公衆を欺くおそれがある場合又は混同を生じさせるおそれがある場合を含め、かかる措置を講じることができる。</p>	<p>連合総会及びWIPO総会が採択した「周知商標の保護に関する規定に関する共同勧告」の重要性を認識する。</p> <p>③（第4項）既知の商標と同一又は類似の商標の使用が、先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるときや公衆を欺くおそれがある場合は、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとする規定している。</p>
<p>記述上の用語の公正な使用等限定的な例外</p>	<p>第10.16条：例外</p> <p>締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、記述的用語の公正な使用など、商標によって与えられる権利に限定的な例外を定めることができる。</p>	<p>TRIPS協定第17条の規定と同旨。</p>
<p>保護期間</p>	<p>第10.21条：商標の保護期間</p> <p>各締約国は、商標の最初の登録及び各登録の更新が10年を下回らない期間であることを規定する。</p>	<p>TRIPS協定は7年以上と規定しているのに対し、本協定では、保護期間（更新含む。）は10年を下回らない期間であることを規定している。</p>
<p>不使用取消</p>	<p>（TRIPS協定第19条に対応する規定はない）</p>	

商標の商業上の使用に対する不当な制限の防止	(TRIPS 協定第 20 条に対応する規定はない)	
商標の使用許諾の記録の可否	<p>第 10.22 条：ライセンスの不記録 いかなる締約国も、以下の目的で商標ライセンスの記録を要求してはならない：</p> <p>(a) ライセンスの有効性を証明するため。</p> <p>(b) 商標の取得、維持または実施に関する手続において、ライセンシーによる商標の使用が保有者による使用とみなされるための条件のため。</p>	TRIPS 協定第 21 条「加盟国は、商標の使用許諾及び譲渡に関する条件を定めることができる。」を具体化した規定である。
地理的表示の保護	<p>第 10.24 条：地理的表示の承認</p> <p>1. 地理的表示とは、締約国の領域又は当該締約国の地域若しくは地方を原産地とする物品を識別する表示であって、当該物品の所定の品質、名声その他の特性が本質的にその地理的 原産地に起因するものをいう。</p> <p>2. 両締約国は、地理的表示が商標または特別制度 (sui generis) その他の法的手段によって保護される場合があることを認める。</p>	TRIPS 協定では、利害関係を有する者に一定の行為を防止するための法的手段を確保すると規定しているのに対し、本協定では、商標制度、特別制度 (sui generis) 又はその他の法的手段によって保護される場合があることを認める、と規定している。
商標の登録及び出願手続	<p>第 10.18 条：審査、異議申立及び取消の手続的側面</p> <p>各締約国は、特に以下を含む商標の審査及び登録のための制度を提供する：</p> <p>(a) 商標登録を拒絶する理由を書面（電子的方法によることができる）で出願人に通知すること；</p> <p>(b) 所轄官庁からの連絡に応答し、最初の拒絶に異議を申し立て、商標登録の最終的な拒絶に対して司法不服申立をする機会を出願人に与えること；</p>	TRIPS 協定で規定していない、出願手続に関する規定である。

	<p>(c) 商標登録に反対し、または商標の求める機会を提供すること。</p> <p>(d) 異議申立および取消手続における行政決定は、理由を付した書面によって行うことを義務付け、その書面は電子的手段によって提供することができる。</p>	
<p>商品・役務の分類</p>	<p>第 10.20 条：商品とサービスの分類 各締約国は、1957 年 6 月 15 日にニースで行われた標章の登録の目的のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定（改訂及び改正後のニース分類）に合致する商標分類制度を採択し、又は維持する。各締約国は、次のことを定める。</p> <p>(a) 登録及び出願公開は、ニース分類によって確立された分類に従ってグループ化された商品及び役務の名称を示す（注）。</p> <p>（注）ニース分類の翻訳に依拠する締約国は、公式の翻訳が発行され公表されている限りにおいて、ニース分類の更新版に従うものとする。</p> <p>(b) 商品又は役務は、登録又は公表においてニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならない。逆に、各締約国、商品又は役務が、いずれかの登録又は公表においてニース分類の異なる区分に分類されていることを理由として、互いに非類似であるとみなしてはならないことを定める。</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない、（改訂及び改正後の）ニース分類の使用義務を規定している。</p> <p>また、ニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならず、ニース分類の異なる区分に分類されていることのみを理由として非類似としてはならない、とも規定している。</p>

電子商標システム	<p>第 10.19 条：電子商標システム</p> <p>各締約国は、これを提供するよう努めるものとする：</p> <p>(a) 商標の電子出願および維持のためのシステム。</p> <p>(b) オンラインデータベースを含む、商標出願および登録商標に関する一般に利用可能な電子情報システム。</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない、電子商標システムの提供に関する規定である。</p>
----------	---	---

(xi) UAE・セルビア包括的経済連携協定 CEPA¹⁸ (2025 年 4 月)

【図表 13】

	UAE・セルビア CEPA	TRIPS 協定の規定との関係
商標の保護対象	<p>第 11.12 条：商標として登録可能な標識の種類いずれの締約国も、登録の条件として、標識が視覚的に知覚可能であることを要求してはならず、また、締約国は、商標を構成する標識が音であることのみを理由として商標の登録を拒絶してはならない。さらに、各締約国は、香りの標章を登録するために最善の努力を払うものとする。締約国は、商標の簡潔かつ正確な説明若しくは図解、又は該当する場合にはその両方を要求することができる。</p>	<p>TRIPS 協定に規定のない、登録の条件として、標識が視覚的に知覚可能であることを要求してはならないと規定している。また、音であることのみを理由として商標の登録を拒絶してはならないとし、香りの標章の登録について最善の努力を払うものとするという規定が盛り込まれている。</p>
団体商標及び証明用表	<p>第 11.13 条：団体商標および証明商標</p> <p>各締約国は、商標に団体標章及び証明標章が含まれることを規定する。締約国は、証明標章が保護されることを条件として、自国の法律において証明商標を別個の区分として取り扱う義務を負わない。</p>	<p>TRIPS 協定で規定していないのに対して、本協定では、団体商標及び証明商標の保護のための登録を認めている。</p>
周知商標の保護	<p>第 11.16 条：周知商標</p> <p>1. いずれの締約国も、商標が著名であることの認定条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域に</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない以下の規定がある。</p> <p>① (第 1 項) 商標が著名であることの認定条件として、当該商標が当該締</p>

¹⁸ UAE 経済観光省ウェブサイト <https://www.moet.gov.ae/documents/20121/1347101/UAE-Serbia+CEPA+Agreement-En.pdf>
 [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

	<p>において登録されていることを要求してはならない。</p> <p>2. パリ条約第 6 条の 2 は、登録の有無にかかわらず、著名な商標によって特定される商品又は役務と同一又は類似しない商品又は役務について、当該商標の使用が当該商品又は役務と著名な商標の所有者との間の関連性を示すものであり、かつ、当該使用によって著名な商標の所有者の利益が害されるおそれがある場合に、準用する。</p> <p>3. 各締約国は、1999 年 9 月 20 日から 29 日にかけて開催された WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総会が採択した「周知商標の保護に関する共同勧告」の重要性を認識する。</p> <p>4. 各締約国は、既知の商標と同一又は類似の商標が、同一又は類似の商品若しくは役務について使用される場合において、その使用が先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるときは、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとする。締約国は、後願の商標が公衆を欺くおそれがある場合又は混同を生じさせるおそれがある場合を含め、かかる措置を講じることができる。</p>	<p>約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならない。</p> <p>② (第 3 項) WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総会が採択した「周知商標の保護に関する規定に関する共同勧告」の重要性を認識する。</p> <p>③ (第 4 項) 既知の商標と同一又は類似の商標の使用が、先行する既知の商標との混同を生じさせるおそれがあるときや公衆を欺くおそれがある場合は、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消し、又は使用を禁止するための適切な措置を講じるものとする規定している。</p>
<p>記述上の用語の公正な使用等限定的な例外</p>	<p>第 11.15 条：例外</p> <p>締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、記述的用語の公正な使用など、商標によって与えられる権利に限定的な例外を定めることができる。</p>	<p>TRIPS 協定第 17 条の規定と同旨。</p>

保護期間	第 11.20 条：商標の保護期間 各締約国は、商標の最初の登録及び各登録の更新が 10 年を下回らない期間であることを規定する。	TRIPS 協定は 7 年以上と規定しているのに対し、本協定では、保護期間(更新含む。)は 10 年を下回らない期間であることを規定している。
不使用取消	(TRIPS 協定第 19 条に対応する規定はない)	
商標の商業上の使用に対する不当な制限の防止	(TRIPS 協定第 20 条に対応する規定はない)	
商標の使用許諾の記録の可否	第 11.21 条：ライセンスの不記録 いかなる締約国も、商標ライセンスの記録を要求してはならない： (a) ライセンスの有効性を証明するため。 (b) 商標の取得、維持または実施に関する手続において、ライセンシーによる商標の使用が保有者による使用とみなされるための条件のため。	TRIPS 協定第 21 条「加盟国は、商標の使用許諾及び譲渡に関する条件を定めることができる。」を具体化した規定である。
地理的表示の保護	第 11.24 条：地理的表示の承認 1. 締約国は、地理的表示を保護するための適切かつ効果的な手段を国内法において確保する。各締約国は、TRIPS 協定のすべての要件が満たされることを条件として、商標制度、特別制度 (sui generis) 又はその他の法的手段を通じてかかる保護を提供することができることを認める。 2. 各締約国は、このような商品には、農産物、天然物、工業製品、手工芸品及び食料品を含む製造品が含まれることを認識する。	TRIPS 協定では、利害関係を有する者に一定の行為を防止するための法的手段を確保すると規定しているのに対し、本協定では、TRIPS 協定のすべての要件が満たされることを条件として、商標制度、特別制度 (sui generis) 又はその他の法的手段を通じてかかる保護を提供することができることを認めている。
商標の登録及び出願手続	第 11.17 条：審査、異議申立及び取消の手続的側面 各締約国は、特に以下を含む商標の審査及び登録のための制度を提供する：	TRIPS 協定で規定していない、出願手続に関する規定である。

	<p>(a) 商標登録を拒絶する理由を書面（電子的方法によることができる）で出願人に通知すること；</p> <p>(b) 所轄官庁からの連絡に応答し、最初の拒絶に異議を申し立て、商標登録の最終的な拒絶に対して司法不服申立をする機会を出願人に与えること；</p> <p>(c) 商標登録に反対し、または商標の求める機会を提供すること。</p> <p>(d) 異議申立および取消手続における行政決定は、理由を付した書面によって行うことを義務付け、その書面は電子的手段によって提供することができる。</p>	
<p>商品・役務の分類</p>	<p>第 11.19 条：商品とサービスの分類 各締約国は、1957 年 6 月 15 日にニースで行われた標章の登録の目的のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定（改訂及び改正後のニース分類）に合致する商標分類制度を採択し、又は維持する。各締約国は、次のことを定める。</p> <p>(a) 登録及び出願公開は、ニース分類によって確立された分類に従ってグループ化された商品及び役務の名称を示す（注）。</p> <p>（注）ニース分類の翻訳に依拠する締約国は、公式の翻訳が発行され公表されている限りにおいて、ニース分類の更新版に従うものとする。</p> <p>(b) 商品又は役務は、登録又は公表においてニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならない。逆に、各締約国、商品又は役務が、いずれかの登録又は公表においてニース分類の異なる区分に分類されているこ</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない、（改訂及び改正後の）ニース分類の使用義務を規定している。また、ニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならず、ニース分類の異なる区分に分類されていることのみを理由として非類似としてはならない、とも規定している。</p>

	とを理由として、互いに非類似であるとみなしてはならないことを定める。	
電子商標システム	第 11.18 条：電子商標システム 各締約国は以下を提供するものとする： (a) 商標の電子申請及び維持管理のためのシステム； 並びに (b) 公開された商標出願及び登録商標に関する、オンラインデータベースを含む公的に利用可能な電子情報システム。	TRIPS 協定で規定していない、商標の電子出願システム及びオンラインデータベースの提供義務を定めている。

② 小括

(i) 商標の保護対象

UAE は、上記の通り 11 개국 (インド、韓国、インドネシア、トルコ、カンボジア、コスタリカ、オーストラリア、ジョージア、イスラエル、モーリシャス、セルビア) と EPA/FTA を締結している。

UAE と EPA/FTA を締結済みの 11 개국中 3 개국 (オーストラリア、モーリシャス、セルビア) では、「標識が視覚的に知覚可能であることを要求してはならない」と規定している¹⁹。また、音の商標について 11 개국中 9 개국 (インド、韓国、カンボジア、コスタリカ、オーストラリア、ジョージア、イスラエル、モーリシャス、セルビア) が音の商標の登録を認める規定を設けている。他方、香りの商標についても 6 개국 (韓国、コスタリカ、ジョージア、イスラエル、モーリシャス、セルビア) に規定が盛り込まれているが、内 2 개국 (韓国、コスタリカ) は「香りの商標を含むことができる」と規定し、残り 4 개국 (ジョージア、イスラエル、モーリシャス、セルビア) については、香りの標章を登録するために最善の努力を払うとしている。

(ii) 団体商標及び証明商標

TRIPS 協定では団体商標及び証明商標の保護については明示されていないが、11 개국中 9 개국 (インドネシア、トルコ、カンボジア、コスタリカ、オーストラリア、ジョージア、イスラエル、モーリシャス、セルビア) との間で団体商標及び証明商標の登録を認める取り決めをしている。

¹⁹ なお、TRIPS 協定第 15 条では「標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求することができる」と規定している。

(iii) 周知商標の保護

周知商標の保護に関する規定に関し、11 か国中 10 か国（インド、韓国、インドネシア、トルコ、カンボジア、コスタリカ、ジョージア、イスラエル、モーリシャス、セルビア）が以下の追加規定を盛り込んでいる。

- (a) 商標が著名であると認定する条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならないこと。
なお、インドネシアでは、これに加えて周知商標リストに掲載されていることを要求してはならず、周知商標として事前に認知されていることも要求してはならない、としている。
- (b) WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総会が採択した「周知商標の保護に関する規定に関する共同勧告」の重要性を認識すること。
- (c) 混同を生じさせるおそれがあるとき等の場合、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消すこと。

(iv) 保護期間

11 か国（インド、韓国、インドネシア、トルコ、カンボジア、コスタリカ、オーストラリア、ジョージア、イスラエル、モーリシャス、セルビア）すべての協定において「各締約国は、商標の最初の登録及び各登録の更新が 10 年を下回らない期間であることを規定する。」と規定している（TRIPS 協定上は 7 年以上）。

(v) 商標の使用許諾の記録の可否

11 か国中 5 か国（韓国、オーストラリア、ジョージア、モーリシャス、セルビア）の間では、以下いずれかを目的とする商標ライセンスの記録を要求してはならないと規定している。

- (a) ライセンスの有効性を証明するため。
- (b) 商標の取得、維持または実施に関する手続において、ライセンシーによる商標の使用が保有者による使用とみなされるための条件のため。

他方、トルコの間では「各当事国は、商標使用許諾の登録を規定するものとする。また、各当事国は、商標使用許諾の登録が、商標権者による使用を証明するために必要かどうかを決定するものとする。」としている。

その他の 5 か国（インドカンボジア、コスタリカ、ジョージア、イスラエル）については、商標ライセンスの記録の要否について規定していない。

(vi) 地理的表示の保護

11 か国中 8 か国（韓国、インド、カンボジア、コスタリカ、ジョージア、イスラエル、モーリシャス、セルビア）において商標制度、特別制度（*sui generis*）又はその他の手段を通じて地理的表示の保護を提供することができることを認めている。ただし、上記 8 か国中韓国とジョージアを除く 6 か国は TRIPS 協定のすべての要件が満たされることを条件に課している。

また、トルコはそのような商標制度又は特別制度（*sui generis*）のいずれかのみを介して

かかる保護を提供することができることを認めている。

他方、オーストラリアは、このような規定はなく、商標がその管轄区域において地理的表示より先に存在する場合、その商標を保護するとしている。

インドネシアは地理的表示を商標制度により保護できるとする規定は明文化されていない。

(vii) 商標の登録及び出願手続

11 か国（インド、韓国、インドネシア、トルコ、カンボジア、コスタリカ、オーストラリア、ジョージア、イスラエル、モーリシャス、セルビア）すべての国で、TRIPS 協定で規定していない、商標の登録及び出願手続について取り決めをしている。その内インドネシア以外の 10 か国は、以下の 4 点を審査及び登録のための制度として、次のものを提供することとしている。

- (a) 商標登録を拒絶する理由を出願人に書面（電子的方法によることができる。）で伝達すること。
- (b) 主務官庁からの通知に応答し、拒絶査定に異議を申し立て、商標登録の最終的な拒絶について司法不服審判を請求する機会を出願人に提供すること。
- (c) 商標登録に反対し、または商標の取消しを求める機会を提供すること。
- (d) 異議申立及び取消手続における行政決定は、理由を付した書面によって行うことを義務付け、電子的手段によって行うこと。

インドネシアは、「各締約国は、実体及び形式に関する審査の実施並びに異議申立及び取消手続を通じて、質の高い商標権を提供する。」と規定している。

(viii) 商品・役務の分類

商品・役務の分類に関する規定のない韓国を除く 11 か国中 10 か国（インド、インドネシア、トルコ、カンボジア、コスタリカ、オーストラリア、ジョージア、イスラエル、モーリシャス、セルビア）で、標章の登録の目的のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定に合致する（改正・改定がなされた場合は、改正・改定後の）商標分類を採用することを規定している。さらに、その内のインドネシアを除く 9 か国では、ニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならず、ニース分類の異なる区分に分類されていることのみを理由として非類似としてはならない、とも規定している。

(ix) 電子商標システム

11 か国中 6 か国（韓国、コスタリカ、オーストラリア、ジョージア、モーリシャス、セルビア）で、(a) 商標の電子出願および維持のためのシステム、及び(b) オンラインデータベースを含む、商標出願および登録商標に関する一般に利用可能な電子情報システム、を提供することを取り決めている。

また、カンボジアはこれらのシステムを提供することを努力規定として盛り込んでいる。

残り 4 か国（インド、トルコ、インドネシア、イスラエル）は、電子商標システムに関する規定はない。

(x) 悪意による商標登録出願の取消

韓国については「商標登録出願が不誠実に行われたものである場合には、自国の権限ある当局が商標登録を取り消す権限を有すること」を規定している。

上記のように、11 か国中過半の国に対して、TRIPS 協定の規定にプラスする規定を盛り込んでいる項目がいくつか見られる。

これらは UAE にとって重視している項目であると思われる。

具体的には、① 音の商標の登録を認めること (11 か国中 9 か国)、② 団体商標制度及び証明商標制度を導入すること (11 か国中 9 か国)、③ 商標が著名であると認定する条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていること等を要求してはならない (11 か国中 9 か国)、④ 周知商標について WIPO の「周知商標の保護に関する規定に関する共同勧告」の重要性を認識すること (11 か国中 9 か国)、⑤ 周知商標について混同を生じさせるおそれがあるとき等の場合、当該商標の出願を拒絶し登録を取り消すこと (11 か国中 9 か国)、⑥ 保護期間を 10 年を下回らない期間とすること (11 か国中 9 か国)、⑦ 地理的表示を商標制度又は他の制度・手段 (特別制度 (sui generis) やその他の手段) を介してかかる保護を提供することができること (11 か国中 7 か国)、⑧ ニース分類の採用 (11 か国中 10 か国)、⑨ 電子商標システムの提供 (11 か国中 6 か国)、の各項目である。

なお、GCC としても韓国と FTA を締結しているが、GCC・韓国 FTA に規定された商標に関する規定は、UAE・韓国 FTA に規定されているものと同様である。

(2) バーレーン

① バーレーンが締結済みの EPA/FTA の知財章の商標の規定

バーレーンが締結済みの EPA/FTA は米国・バーレーン自由貿易協定 (FTA) (2005 年 10 月発効)²⁰のみである。同協定に規定された、米国・バーレーン FTA の規定のうち、知財章うち商標の規定を項目別に下表にまとめた。

【図表 14】

	米国・バーレーン FTA	TRIPS 協定の規定との関係
商標の保護対象	第 14.2 条 1. いずれの締約国も、登録の条件として、締約国は、商標を構成する標識が音又は香りであることのみを理由として、商標の登録を拒否することはできない。 (注) 本項において「保護」には、知的財産権の利用可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響を及ぼす事項並びに本章が特に対象とする知的財産	TRIPS 協定に規定のない、標識が視覚的に知覚可能であることを要求することはできないと規定している。また、音と香りについて、それのみであることのみを理由として、商標の登録を拒否することはできない、とする規定が盛り込まれている。

²⁰ The Office of the United States Trade Representative (USTR)ウェブサイト
<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/bahrain-fta/final-text> [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

	権の使用に影響を及ぼす事項を含む。さらに、本項の適用上、「保護」には、第 15.4.7 条に定める有効な技術的手段の回避の禁止及び第 15.4.7 条に定める権利管理情報に関する権利及び義務も含まれる。	
団体商標及び証明商標	第 14.2 条 2. 各締約国は、商標には証明商標が含まれることを規定するものとする。	TRIPS 協定で規定していない、証明商標保護のための登録を認めている(団体商標については規定がない。)
周知商標の保護	第 14.2 条 6. 工業所有権の保護に関するパリ条約(1967年)第6条の2は、登録の有無にかかわらず、周知商標によって識別される商品又は役務と同一又は類似でない商品又は役務について準用する。ただし、これらの商品又は役務について当該商標を使用することが、これらの商品又は役務と商標権者との関係を示すものであり、かつ、当該使用によって商標権者の利益が害されるおそれがある場合に限る。	TRIPS 協定第 16 条 2 項と同旨。
記述上の用語の公正な使用等限定的な例外	(TRIPS 協定第 17 条に対応する規定はない。)	
保護期間	第 14.2 条 11.各締約国は、商標の最初の登録及び各登録の更新が 10 年を下回らない期間であることを規定する。	保護期間(更新含む。)は 10 年(TRIPS 協定は 7 年。)
不使用取消	(TRIPS 協定第 19 条に対応する規定はない。)	
商標の商業上の使用に対する不当な制限の防止	第 14.2 条 3. 各締約国は、特に、普通名称との関連における商標の相対的な大きさ、配置又は使用の様式に関する要件を含め、商品又は役務の普通名称として普通言語で慣用されている用語(「普通名称」)の使用を義務付ける措置が、当該商品又は役務に関連して使用される商標の使用又は有効性	普通名称の使用を義務付ける措置が、当該商品又は役務に関連して使用される商標の使用又は有効性を損なわないことを確保するものとする、としている。

	を損なわないことを確保するものとする。	
商標の使用許諾の記録の可否	第 14.2 条 12. いずれの当事者も、ライセンスの有効性を立証するため、商標に関する権利を主張するため、またはその他の目的のために、商標ライセンスの記録を要求することはできない。	TRIPS 協定第 21 条「加盟国は、商標の使用許諾及び譲渡に関する条件を定めることができる。」を具体化した規定である。
地理的表示の商標の保護	<p>第 14.2 条 13. 締約国は、商標の保護制度その他の方法により、地理的表示の保護の申請又は承認の申立ての手段を提供する場合には、次のことを行う：</p> <p>(a) 締約国が自国民のために仲介することを要求することなく、これらの申請及び申立てを受理する；</p> <p>(b) 必要に応じて、これらの出願又は申立てを最小限の手続で処理する；</p> <p>(c) 関連する場合には、これらの申請又は申立ての提出に関する規則を公衆が容易に入手できるようにし、かつ、これらの措置のための手続を明確に定める；</p> <p>(d) 一般公衆が、出願又は申立ての手続及びこれらの出願又は申立ての処理全般に関する手引きを得ることができるよう、並びに出願人、申立人又はその代理人が特定の出願及び申立ての状況を確認し、並びにこれらの出願及び申立てに関する手続上の手引きを得ることができるよう、十分な連絡先情報を提供すること。</p> <p>(e) 地理的表示に関する出願又は申立てが、関連する場合には、反対のために公表されることを確保し、かつ、出願又は申立ての対象である地理的表示に対する反対のための手続を提供すること。また、各締約国は、出願</p>	商標の保護制度その他の方法により、地理的表示の保護の申請又は承認の申立てを行う場合の手続（第 13 項）及び拒絶理由等を具体的に定めている（第 14 項）。

	<p>又は申立ての結果生じた登録を取り消すための手続を定める。</p> <p>14. (a) 各締約国は、次の各号が地理的表示の保護又は承認を拒絶する理由となることを規定する。</p> <p>(i) 地理的表示が、当該締約国の領域において誠実に係属中の出願又は登録の対象となっている商標であって、当該領域における地理的表示の保護又は承認よりも前の優先日を有するものと混同を生ずるおそれがあること；</p> <p>(ii) 地理的表示が、当該締約国の領域において善意による使用により権利を取得した商標であって、当該領域における地理的表示の保護又は承認よりも前の優先日を有するものと混同を生ずるおそれがある。</p> <p>(iii) 地理的表示が、当該締約国の領域において周知となった商標であって、当該領域における地理的表示の保護又は承認よりも前の優先日を有するものと混同を生ずるおそれがある。</p> <p>(b) (a)号においては、締約国の領域における地理的表示の保護の日は、次のとおりとする：</p> <p>(i) 申請又は申立ての結果として提供された保護又は承認の場合には、当該申請又は申立ての日。</p> <p>(ii) 他の方法による保護又は承認の場合には、当該領域の法令に基づく保護又は承認の日。</p>	
<p>商標の登録及び出願手続</p>	<p>第 14.2 条 8. 各締約国は、以下を含む商標登録制度を提供する。</p> <p>(a) 商標登録を拒絶する理由を書面（電子的方法によることができる。）</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない、出願手続について規定している。</p>

	<p>で出願人に通知することを要求すること。</p> <p>(b) 出願人が商標当局からの連絡に応答する機会、最初の拒絶に異議を申し立てる機会、および最終的な登録拒絶に不服を申し立てること。</p> <p>(c) 利害関係者が商標出願に反対し、または商標登録後に商標の取消しを求めること。</p> <p>(d) 異議申立又は取消手続における決定は、理由を付し、書面で行うことを要求すること。</p>	
<p>商品・役務の分類</p>	<p>第 14.2 条 10. 各締約国は、以下を定めるものとする：</p> <p>(a) 商品又は役務を表示する各登録又は商標出願若しくは登録に関する刊行物は、標章の登録の目的のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定（1979 年）の改訂及び改正（ニース分類）により確立された分類の区分に従ってグループ化された商品又は役務の名称により表示しなければならない。</p> <p>(b) 商品又は役務は、登録又は公表においてニース分類の同一の区分に表示されていることのみを理由として、互いに類似しているとみなしてはならない。逆に、各締約国は、商品又は役務が、いずれかの登録又は公表においてニース分類の異なる区分に掲載されているという理由のみをもって、互いに非類似であるとみなしてはならないことを定める。</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない、ニース分類の使用義務を規定している。また、ニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならず、ニース分類の異なる区分に分類されていることのみを理由として非類似としてはならない、とも規定している。</p>

電子商標システム	第 14.2 条 9. 各締約国は、以下を提供するものとする： (a) 商標の出願、処理、登録及び維持のための電子的手段。 (b) オンラインデータベースを含む、商標出願及び登録に関する一般に利用可能な電子データベース。	TRIPS 協定で規定していない、商標の電子出願システム及びオンラインデータベースの提供義務を定めている。
----------	--	---

② 小括

上記のようにバーレーンとして締結している協定は米国との間のものだけであり、その主な内容は次の通りである。

登録要件として、標識が視覚的に知覚可能であることを要求することはできないとする規定になっている。また、標識が音又は香りであることのみを理由として、商標の登録を拒否することはできない、としている。

さらに、その他、以下の点を規定している。

- ・ TRIPS 協定では規定していない、証明商標保護のための登録を認めている。なお、団体商標については規定がない。(米国との間の協定であることが、影響している可能性があると考えられる。)
- ・ 商標ライセンスの有効性を証明するため、記録を要求してはならないとしている。
- ・ 地理的表示について、商標の保護制度その他の方法により、保護の申請又は承認の申立てを行う場合の手続及び拒絶理由等について具体的に定めている。(米国との間の協定であることが、影響している可能性があると考えられる。)
- ・ 商標の登録及び出願手続に関して、以下の各制度を提供することとする規定としている。
 - (a) 商標登録を拒絶する理由を書面（電子的方法によることができる。）で出願人に通知すること。
 - (b) 所轄官庁からの連絡に応答し、最初の拒絶に異議を申し立て、商標登録の最終的な拒絶に対して司法不服申立てをする機会を出願人に与えること。
 - (c) 商標登録に反対し、または商標の取消しを求める機会を提供すること。
 - (d) 異議申立て、抹消、取消又は無効の手続における行政上の決定を、理由を付した書面で行うこと。(当該行政上の決定は電子的に提供することができる。)
- ・ 商品や役務の分類について、改訂及び改正後のニース分類により確立された分類の区分に従って区分を行うこと、及び、ニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならず、ニース分類の異なる区分に分類されていることのみを理由として非類似としてはならない、と規定している。
- ・ 電子データベース、出願システムの構築を行うとする規定を設けている。

以上の他、普通名称の使用を義務付ける措置が、当該商品又は役務に関連して使用される商標の使用又は有効性を損なわないことを確保するものとする、としている。

なお、GCC として韓国と FTA を締結しているが、GCC・韓国 FTA に規定されているもののうち、米国・バーレーン FTA に規定されていないものはない。

(3) オマーン

① オマーンが締結済みの EPA/FTA の知財章の商標の規定

オマーンが 2025 年 8 月時点で締結済みの EPA/FTA は、米国・オマーン自由貿易協定 (FTA) (2005 年 10 月発効)²¹のみである。

同協定に規定された知財章のうち商標の規定を項目別に下表にまとめた。

【図表 15】

	米国・オマーン FTA	TRIPS 協定の規定との関係
商標の保護対象	<p>第 15.2 条</p> <p>1. いずれの締約国も、登録の条件として、標識が視覚的に知覚可能であることを要求することはできない。締約国は、商標を構成する標識が音又は香りであることのみを理由として、商標の登録を拒否することはできない。</p> <p>(注) 本項において「保護」には、知的財産権の利用可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響を及ぼす事項並びに本章が特に対象とする知的財産権の使用に影響を及ぼす事項を含む。さらに、本項の適用上、「保護」には、第 15.4.7 条に定める有効な技術的手段の回避の禁止及び第 15.4.7 条に定める権利管理情報に関する権利及び義務も含まれる。</p>	<p>TRIPS 協定に規定のない、標識が視覚的に知覚可能であることを要求することはできないと規定している。また、音又は香りについて、それのみであることのみを理由として、商標の登録を拒否することはできない、とする規定が盛り込まれている。</p>
団体商標及び証明商標	<p>第 15.2 条</p> <p>2. 各締約国は、商標には証明商標が含まれることを規定するものとする。</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない、証明商標が含まれる (団体商標については規定がない)。</p>
周知商標の保護	<p>第 15.2 条</p> <p>6. 工業所有権の保護に関するパリ条約 (1967 年) 第 6 条の 2 は、登録の有無にかかわらず、周知商標によって識別される商品又は役務と同一又は類似でない商品又は役務について準用する。ただし、これらの商品又は役</p>	<p>TRIPS 協定第 16 条 2 項と同旨。</p>

²¹ The Office of the United States Trade Representative (USTR)ウェブサイト
<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/oman-fta/final-text> [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

	務について当該商標を使用することが、これらの商品又は役務と商標権者との関係を示すものであり、かつ、当該使用によって商標権者の利益が害されるおそれがある場合に限る。	
記述上の用語の公正な使用等限定的な例外	(TRIPS 協定第 17 条に対応する規定はない)	
保護期間	第 15.2 条 11. 各締約国は、商標の最初の登録及び各登録の更新が 10 年を下回らない期間であることを規定する。	TRIPS 協定は 7 年以上と規定しているのに対し、本協定では、保護期間(更新含む。)は 10 年を下回らない期間であることを規定している。
不使用取消	(TRIPS 協定第 19 条に対応する規定はない)	
商標の商業上の使用に対する不当な制限の防止	第 15.2 条 3. 各締約国は、特に、普通名称との関連における商標の相対的な大きさ、配置又は使用の様式に関する要件を含め、商品又は役務の普通名称として普通言語で慣用されている用語(「普通名称」)の使用を義務付ける措置が、当該商品又は役務に関連して使用される商標の使用又は有効性を損なわないことを確保するものとする。	普通名称の使用を義務付ける措置が、当該商品又は役務に関連して使用される商標の使用又は有効性を損なわないことを確保するものとする、としている。
商標の使用許諾の記録の可否	第 15.2 条 12. いずれの当事者も、ライセンスの有効性を立証するため、商標に関する権利を主張するため、またはその他の目的のために、商標ライセンスの記録を要求することはできない。	TRIPS 協定第 21 条「加盟国は、商標の使用許諾及び譲渡に関する条件を定めることができる。」を具体化した規定である。
地理的表示の保護	第 15.2 条 13. 締約国は、商標の保護制度その他の方法により、地理的表示の保護の申請又は承認の申立ての手段を提供する場合には、次のことを行う：	商標の保護制度その他の方法により、地理的表示の保護の申請又は承認の申立てを行う場合の手段(第 13 項)及び拒絶理由等について具体的に定めている(第 14 項)。

- (a) 締約国が自国民のために仲介することを要求することなく、これらの申請及び申立てを受理する；
- (b) 必要に応じて、これらの出願又は申立てを最小限の手続で処理する；
- (c) 関連する場合には、これらの申請又は申立ての提出に関する規則を公衆が容易に入手できるようにし、かつ、これらの措置のための手続を明確に定める；
- (d) 一般公衆が、出願又は申立ての手続及びこれらの出願又は申立ての処理全般に関する手引きを得ることができるよう、並びに出願人、申立人又はその代理人が特定の出願及び申立ての状況を確認し、並びにこれらの出願及び申立てに関する手続上の手引きを得ることができるよう、十分な連絡先情報を提供すること。
- (e) 地理的表示に関する出願又は申立てが、関連する場合には、反対のために公表されることを確保し、かつ、出願又は申立ての対象である地理的表示に対する反対のための手続を提供すること。また、各締約国は、出願又は申立ての結果生じた登録を取り消すための手続を定める。

14. (a) 各締約国は、次の各号が地理的表示の保護又は承認を拒絶する理由となることを規定する：

- (i) 地理的表示が、当該締約国の領域において誠実に係属中の出願又は登録の対象となっている商標であって、当該領域における地理的表示の保護又は承認よりも前の優先日を有するものと混同を生ずるおそれがあること；

	<p>(ii) 地理的表示が、当該締約国の領域において善意による使用により権利を取得した商標であって、当該領域における地理的表示の保護又は承認より前の優先日を有するものと混同を生ずるおそれがある。</p> <p>(iii) 地理的表示が、当該締約国の領域において周知となった商標であって、当該領域における地理的表示の保護又は承認よりも前の優先日を有するものと混同を生ずるおそれがある。</p> <p>(b) (a)号においては、締約国の領域における地理的表示の保護の日は、次のとおりとする：</p> <p>(i) 申請又は申立ての結果として提供された保護又は承認の場合には、当該申請又は申立ての日。</p> <p>(ii) 他の方法による保護又は承認の場合には、当該領域の法令に基づく保護又は承認の日。</p>	
<p>商標の登録及び出願手続</p>	<p>第 15.2 条</p> <p>8. 各締約国は、以下を含む商標登録制度を提供する。</p> <p>(a) 商標登録を拒絶する理由を書面（電子的方法によることができる。）で出願人に通知することを要求すること。</p> <p>(b) 出願人が商標当局からの連絡に応答する機会、最初の拒絶に異議を申し立てる機会、および最終的な登録拒絶に不服を申し立てること。</p> <p>(c) 利害関係者が商標出願に反対し、または商標登録後に商標の取消しを求めること。</p> <p>(d) 異議申立又は取消手続における決定は、理由を付し、書面で行うことを要求すること。</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない、出願手続を規定している。</p>

<p>商品・役務の分類</p>	<p>第 15.2 条 10. 各締約国は、以下を定めるものとする：</p> <p>(a) 商品又は役務を表示する各登録又は商標出願若しくは登録に関する刊行物は、標章の登録の目的のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定（1979 年）の改訂及び改正（ニース分類）により確立された分類の区分に従ってグループ化された商品又は役務の名称により表示しなければならない。</p> <p>(b) 商品又は役務は、登録又は公表においてニース分類の同一の区分に表示されていることのみを理由として、互いに類似しているとみなしてはならない。逆に、各締約国は、商品又は役務が、いずれかの登録又は公表においてニース分類の異なる区分に掲載されているという理由のみをもって、互いに非類似であるとみなしてはならないことを定める。</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない、ニース分類の使用義務を規定している。また、ニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならず、ニース分類の異なる区分に分類されていることのみを理由として非類似としてはならない、とも規定している。</p>
<p>電子商標システム</p>	<p>第 15.2 条 9. 各締約国は、以下を提供するものとする。</p> <p>(a) 商標の出願、処理、登録及び維持のための電子的手段。</p> <p>(b) オンラインデータベースを含む、商標出願及び登録に関する一般に利用可能な電子データベース。</p>	<p>TRIPS 協定で規定していない、電子商標システムの提供に関する規定である。</p>

② 小括

上記のようにオマーンとして締結している協定は米国との間のものだけであるが、その主な内容は次の通りである。

同協定では登録要件として、標識が視覚的に知覚可能であることを要求することはできないとする規定になっている。他方、標識が音又は香りであることのみを理由として、商標の登録を拒否することはできない、としている。

また、その他、以下の点を規定している。また、その他、以下の点を規定している。

- TRIPS 協定では規定がない証明商標保護のための登録を認めている。なお、団体商標については規定がない。(米国との間の協定であることが、影響している可能性があると考えられる。)
- 商標ライセンスの有効性を証明するため、記録を要求してはならないとしている。
- 地理的表示について、商標の保護制度、その他の方法により、保護の申請又は承認の申立ての手段を行う場合の手續や拒絶理由等について具体的に定めている。(米国との間の協定であることが、影響している可能性があると考えられる。)
- 商標の登録及び出願手續に関して、以下の各制度を提供することとする規定としている。
 - (a) 商標登録を拒絶する理由を書面(電子的方法によることができる)で出願人に通知すること。
 - (b) 所轄官庁からの連絡に応答し、最初の拒絶に異議を申し立て、商標登録の最終的な拒絶に対して司法不服申立てをする機会を出願人に与えること。
 - (c) 商標登録に反対し、または商標の取消しを求める機会を提供すること。
 - (d) 異議申立て、抹消、取消又は無効の手續における行政上の決定を、理由を付した書面で行うこと(当該行政上の決定は電子的に提供することができる。)
- 商品や役務の分類について、改訂及び改正後のニース分類により確立された分類の区分に従って区分を行うこと、及び、ニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならず、ニース分類の異なる区分に分類されていることのみを理由として非類似としてはない、と規定している。
- 電子データベース、出願システムの構築を行うとする規定を設けている。
 以上の他、普通名称の使用を義務付ける措置が、当該商品又は役務に関連して使用される商標の使用又は有効性を損なわないことを確保するものとする、としている。

なお、GCC として韓国と FTA を締結しているが、GCC・韓国 FTA に規定されているもののうち米国・オマーン FTA に規定されていないものはない。

(4) その他の GCC 諸国(サウジアラビア・カタール・クウェート)の状況

サウジアラビア、カタール、クウェートの3か国は、それぞれの国としては他国と FTA/EPA を締結していない。ただし、GCC としては、韓国と締結している。その規定は下表のとおりである²²。

【図表 16】

	GCC・韓国 FTA ²³	TRIPS 協定の規定との関係
商標の保護対象	第 12.4 条：商標 1. 締約国は、商品及び役務の商標権者に十分かつ効果的な保護を与える。	TRIPS 協定で規定していない以下の規定がある。

²² 商標の規定に関しては、前述の UAE・韓国 CEPA と同旨の記載となっている。

²³ 韓国産業通商資源部ウェブサイト

https://fta.motir.go.kr/webmodule/PSD_FTA/gcc/1/eng/12_Intellectual_Property_Right_Eng.pdf [最終アクセス日：2026年3月11日]

	2. 各締約国は、商標が団体商標、証明商標及び音商標を含むものとし、香りの商標を含むことができる旨を規定する。	(第2項)音標章を商標に含むことを規定している、及び香りの商標含むことができる旨規定している。
団体商標及び証明商標	第12.4条：商標 2. 各締約国は、商標が団体商標、証明商標及び音商標を含むものとし、香りの商標を含むことができる旨を規定する。	TRIPS協定で規定していない、団体商標及び証明商標の保護のための登録を規定している。
周知商標の保護	第12.4条：商標 3. 各締約国は、登録商標の所有者がその所有商標が登録されている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について同一又は類似の標章を取引過程において使用することが、そのような使用により次のような結果をもたらす場合には、その所有者の同意を得ないすべての第三者が使用することを防止する排他的権利を有することを規定する。混同の可能性商品又は役務について同一の標識を使用する場合、混同のおそれが推定されるものとする。上記の権利は、既存のいかなる先行の権利をも害するものではなく、また、両当事者が使用に基づいて権利を利用可能にする可能性に影響を及ぼすものではない。 第12.5条：周知商標 工業所有権の保護に関するパリ条約(1967年)(以下「パリ条約」という)第6条の2の規定は、登録のかかわらず、周知商標(注)として特定される商品又は役務と同一又は類似しない商品又は役務であっても、当該商品又は役務について当該商標を使用することが当該商品又は役務と当該商標の所有者との関係を表示するもので	TRIPS協定第16条の規定と同旨。

	<p>あり、かつ、当該使用により当該商標の所有者の利益が害されるおそれがある場合に準用する。</p> <p>(注) 商標が周知であるか否かを判断するために、いずれの締約国も、商標の評判が関連する商品又は役務を通常取り扱う公衆の部門を超えて広がることを要求することはできない。</p>	
記述上の用語の公正な使用等限定的な例外	<p>第 12.4 条：商標</p> <p>4. 各締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、記述的用語の公正な使用等、商標によって与えられる権利に対する限定的な例外を定めることができる。</p>	TRIPS 協定第 17 条の規定と同旨。
保護期間	(TRIPS 協定第 18 条に対応する規定はない)	
不使用取消	(TRIPS 協定第 19 条に対応する規定はない)	
商標の商業上の使用に対する不当な制限の防止	(TRIPS 協定第 20 条に対応する規定はない)	
商標の使用許諾の記録の可否	(TRIPS 協定第 21 条に対応する規定はない)	
地理的表示の保護	(TRIPS 協定第 22 条に対応する規定はない)	
不誠実に行われた出願の取消	<p>第 12.6 条：不誠実な商標</p> <p>各締約国は、商標登録出願が自国の法令に基づき不誠実に行われたものである場合には、自国の権限ある当局が商標登録を取り消す権限を有することを規定する。</p>	TRIPS 協定で規定していない、商標登録出願が不誠実に行われたものである場合には、自国の権限ある当局が商標登録を取り消す権限を有することを規定している。

4. RCEP・CPTPP 中の商標に関する規定

地域的な包括的経済連携協定（RCEP）及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）中の商標に関する規定を示し、GCC 諸国が締結した EPA/FTA²⁴ 中の規定（UAE が締結した 11 協定と米国・バーレーン FTA、米国・バーレーン FTA の計 13 協定）と対比する。

RCEP 中の商標に関する規定は「第 11 章 知的財産権」の「第 C 節 商標」に規定されている（第 11.15 条～第 11.21 条）。他方、RCEP 中の商標に関する規定は「第 18 章 知的財産権」の「第 C 節 商標」に規定されている（第 18.18 条～第 18.28 条）。以下の表に両者の規定を項目毎にまとめる。

【図表 17】

	RCEP	CPTPP
商標の保護対象	<p>第 11.19 条：商標の保護</p> <p>各締約国は、ある事業に係る商品及びサービスを他の事業に係る商品及びサービスから識別することができる標識又はその組合せを商標とすることができるものとすることを確保する。その標識、特に単語（人名を含む）、文字、数字、図形、立体的形状及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、締約国は、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。いずれの締約国も、標識を視覚によって認識することができることを商標の登録の条件として要求してはならず、また、商標を構成する標識が音であることのみを理由として商標の登録を拒絶してはならない。（注）</p> <p>注 締約国は、商標の適切な記述（図式によって表示することができるもの）を要求することができる。</p>	<p>第 18.18 条：商標として登録することができる標識の種類</p> <p>いずれの締約国も、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求してはならず、また、商標を構成する標識が音であることのみを理由として商標の登録を拒絶してはならない。さらに、各締約国は、匂いによる標章を登録するよう最善の努力を払う。締約国は、商標の簡潔かつ正確な記述若しくは図式による表示又は場合に依じてその双方を要求することができる。</p>

²⁴ 2026 年 1 月 31 日現在

<p>団体商標及び証明商標</p>	<p>第 11.20 条:団体標章及び証明標章の保護</p> <p>1. 各締約国は、商標には団体標章及び証明標章を含むことを定める。締約国は、証明標章が保護されることを条件として、自国の法令において証明標章を別の区分として取り扱う義務を負わない。</p>	<p>第 18.19 条：団体標章及び証明標章</p> <p>各締約国は、商標に団体標章及び証明標章を含めることを定める。締約国は、証明標章が保護されることを条件として、自国の法令において証明標章を別の区分として取り扱う義務を負わない。各締約国は、また、地理的表示として用いられ得る標識を自国の商標制度に基づく保護の対象とすることができることを定める（注）。</p> <p>注 第 18.1 条（定義）に定める地理的表示の定義に従い、標識又はその組合せは、地理的表示の保護のための一若しくは二以上の法的手段又は当該法的手段の組合せにより保護することができるものとする。</p>
<p>周知商標の保護</p>	<p>第 11.26 条:広く認識されている商標の保護</p> <p>1. 各締約国は、同一又は類似の商品又はサービスについて広く認識されている商標（注 1、注 2）と同一又は類似の商標を使用することが先行して存在する当該広く認識されている商標と混同を生じさせるおそれがある場合には、その登録を拒絶し、又は取り消し、及びその使用を禁止する（注 3）ための適当な措置を定める。</p> <p>注 1 この 1 の規定の適用上、締約国は、「広く認識されている商標の複製、模倣又は翻訳」を「広く認識されている商標と同一又は類似のもの」として取り扱うことができる。</p> <p>注 2 締約国は、広く認識されている商標には、一の締約国の決定するところに従って、当該広く認識されている商標と同一又は類似の商標が出願され、登録され、又は使用される前に既に広く認識されている商標が該当することを了解する。</p>	<p>第 18.22 条:広く認識されている商標</p> <p>1. いずれの締約国も、商標が広く認識されていることを決定するための条件として、当該締約国において若しくは他の国若しくは地域の管轄内で当該商標が登録されていること、広く認識されている商標の一覧表に含まれていること又は広く認識されている商標としてあらかじめ認定されていることを要求してはならない。</p> <p>2. パリ条約第 6 条の 2 の規定は、広く認識されている商標（登録されているかどうかを問わない。）（注）によって識別される物品又はサービスと同一でない及び類似していない物品又はサービスについて準用する。ただし、当該同一でない及び類似していない物品又はサービスに関する当該商標の使用が、当該同一でない及び類似していない物品又はサービスと当該商標の権利者との間の関連性を示唆し、かつ、当該権利者の利益が</p>

	<p>注3 締約国は、自国の司法機関に対し広く認識されている商標と同一又は類似の商標を使用することを禁止する権限を与えることにより、その使用を禁止するための適当な措置を定めるこの1の規定に基づく義務を履行することができる。</p> <p>2. 各締約国は、1999年9月20日から29日までの第34回WIPO加盟国総会の各種会合の際に開催された工業所有権の保護に関するパリ同盟の総会及びWIPOの一般総会において採択された周知商標の保護規則に関する共同勧告の重要性を認識する。</p> <p>3. いずれの締約国も、商標が広く認識されている商標であることを決定するための条件として、当該商標が、当該締約国において若しくは他の国若しくは地域の管轄内で登録されていること、広く認識されている商標の一覧表に含まれていること又は広く認識されている商標として先行して認定されていることを要求してはならない。</p>	<p>当該使用により害されるおそれがある場合に限る。</p> <p>注 締約国は、商標が自国において広く認識されているものであるかどうかを決定するに当たり、当該商標の社会的評価について関連する物品又はサービスを通常取り扱う公衆を超えて及んでいることを要求することを必要としない。</p> <p>3. 各締約国は、1999年9月20日から29日までのWIPOの加盟国による各種総会の第34回会合の際に開催された工業所有権の保護に関するパリ同盟の総会及びWIPOの一般総会において採択された周知商標の保護規則に関する共同勧告の重要性を認める。</p> <p>4. 各締約国は、広く認識されている商標(注)と同一又は類似の商標の使用が先行して存在する当該広く認識されている商標との混同を生じさせるおそれがある場合には、同一又は類似の物品又はサービスについて、広く認識されている商標と同一又は類似の商標の出願を拒絶し、又は登録を取り消し、及び使用を禁止するための適当な措置を定める。締約国は、当該商標が欺くおそれがある場合についても、当該措置を定めることができる。</p> <p>注 締約国は、広く認識されている商標とは、当該広く認識されている商標と同一又は類似の商標が出願され、登録され、又は使用される前に、当該締約国が決定するところに従い既に広く認識されているものであることを了解する。</p>
<p>記述上の用語の公正な使用</p>	<p>第11.24条：例外 締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件とし</p>	<p>第18.21条：例外 締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件とし</p>

等限定的な例外	て、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができる。	て、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができる。
保護期間	(規定なし)	第 18.26 条：商標の保護期間 各締約国は、商標の最初の登録及び登録の更新の存続期間を少なくとも十年とすることを定める。
不使用取消	(規定なし)	(規定なし)
商標の商業上の使用に対する不当な制限の防止	(規定なし)	(規定なし)
商標の使用許諾の記録の可否	(規定なし)	第 18.27 条：使用権を記録しないこと いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、使用権の記録を要求することができない。 (a) 当該使用権の記録が、当該使用権が有効なものであることを確定することを目的とする場合 (b) 当該使用権の記録を、商標についての権利の取得、維持又は行使に関する手続において使用権者による商標の使用を名義人による使用とみなすための条件とする場合
地理的表示の商標の保護	第 11.20 条：団体標章及び証明標章の保護 2. 各締約国は、また、地理的表示として用いられ得る標識が自国の法令に従って自国の商標制度に基づく保護の対象となることができることを定める。 第 11.25 条：地理的表示に先行する商標の保護	第 18.19 条：団体標章及び証明標章 (前略) 各締約国は、また、地理的表示として用いられ得る標識を自国の商標制度に基づく保護の対象とすることができることを定める (注)。 注 第 18.1 条 (定義) に定める地理的表示の定義に従い、標識又はその組合せは、地理的表示の保護のための一若しくは二以上の法的手段又は当該法的手段の組合せにより保護することができるものとする。

	<p>各締約国は、貿易関連知的所有権協定に従い、自国の管轄内で地理的表示に先行する商標を保護する。</p>	<p>第 18.30 条：地理的表示の認定 締約国は、地理的表示が、商標、特別の制度又はその他の法的手段によって保護されることができることを認める。</p>
<p>商標の登録及び出願手続</p>	<p>第 11.22 条：商標の登録及び出願</p> <p>1. 各締約国は、次の事項を含む商標の登録のための制度を定める。</p> <p>(a) 出願人に対して商標の登録の拒絶の理由を書面により通知する（電子的手段によることができる。）との要件</p> <p>(b) 出願人が、自国の権限のある当局からの通知に応答し、商標の登録の当初の拒絶に対して不服を申し立て、及び商標の登録の最終的な拒絶に対して司法上の申立てを行うための機会</p> <p>(c) 商標が登録される前に当該商標に関して少なくとも次のいずれかのことを行うための機会</p> <p>(i) 商標出願に対して異議を申し立てること。</p> <p>(ii) 権限のある当局に対して商標の出願が登録の要件を満たしていない旨の情報を提供すること。</p> <p>(d) 商標が登録された後に当該商標に関して少なくとも次のいずれかのことを行うための機会</p> <p>(i) 登録に対して異議を申し立てること。</p> <p>(ii) 登録の抹消を求めること。</p> <p>(iii) 登録の取消を求めること。</p> <p>(iv) 登録の無効を求めること。</p> <p>(e) 異議申立て、抹消、取消し又は無効の手続きにおける行政上の決定について理由を示し、かつ、書面によるとの要件。当該行政上の決定（注）については、電子的手段によることができる。</p>	<p>第 18.23 条：審査、異議申立及び取消しの手続上の側面</p> <p>各締約国は、商標の審査及び登録のための制度を定めるものとし、当該制度には、特に次のことを含めるものとする。</p> <p>(a) 出願人に対し、商標の登録を拒絶する理由についての書面による通知（電子的手段による通知とすることができる。）を行うこと。</p> <p>(b) 出願人が、権限のある当局からの通知に回答し、当初の拒絶に対して不服を申し立て、及び商標の登録の最終的な拒絶について司法上の申立てを行うための機会を提供すること。</p> <p>(c) 商標の登録に異議を申し立て、又は商標の取消し（注）を求めるための機会を提供すること。</p> <p>注 この節の規定の適用上、取消しは、無効化又は抹消の手続により実施することができる。</p> <p>(d) 異議申立て及び取消しの手続における行政上の決定について理由が示され、かつ、書面によって行われることを要件とすること。書面による決定は、電子的手段により提供することができる。</p>

	注 この(e)の規定の適用上、「行政上の決定」には、準司的な決定も含む。	
商品・役務 の分類	<p>第 11.21 条：商標分類制度</p> <p>1. 各締約国は、1957 年 6 月 15 日にニースで作成された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定（随時行われる修正を含む。）（以下、この章において「ニース協定」という。）に適合する商標分類制度を採用し、又は維持する。</p> <p>2. ニース協定の定める分類制度（以下この章において「ニース分類」という。）の翻訳を利用する締約国は、公定訳文が発行され、及び公表されている限りにおいて、ニース分類の最新のものに従う。</p> <p>第 11.28 条：二以上の商品又はサービスに関する単一出願</p> <p>各締約国は、二以上の商品若しくはサービス又はその組合せに係る商標の登録の出願について、当該二以上の商品若しくはサービス又はその組合せがニース分類の一の類に属するか二以上の類に属するかにかかわらず、単一の願書で行うことができることを定める。</p>	<p>第 18.25 条：物品及びサービスの分類</p> <p>各締約国は、1957 年 6 月 15 日にニースで作成され、その後改正され、及び修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定（以下この条において「ニース分類」という。）に適合する商標の分類に関する制度を採用し、又は維持する。各締約国は、次のことを定める。</p> <p>(a) 登録及び出願の公告については、ニース分類によって定める類に従って類別された物品及びサービスの名称を表示すること。</p> <p>注 ニース分類の翻訳を利用する締約国は、公定訳文が発行され、及び出版されている範囲内で、ニース分類の最新のものに従う。</p> <p>(b) 物品又はサービスについては、登録又は公告においてニース分類の同一の類に分類されているという理由によっては互いに類似するものと認めることができず、及び登録又は公告においてニース分類の異なる類に分類されているという理由によっては互いに類似するものではないと認めることができず。</p>
電子商標 システム	<p>第 11.22 条：商標の登録及び出願</p> <p>2. 各締約国は、次のものを提供する。</p> <p>(a) 商標を処理し、登録し、及び維持するための電子的な出願のシステム</p> <p>(b) 商標の出願及び登録に関する公にアクセス可能なオンラインの電子データベース。</p>	<p>第 18.24 条：電子的な商標のシステム</p> <p>各締約国は、次に掲げるシステムを提供する。</p> <p>(a) 商標を電子的に出願し、及び維持するためのシステム</p> <p>(b) 商標出願及び登録された商標に関する公に利用可能な電子的な情報システム（オンラインのデータベースを含む。）</p>

不誠実に 行われた 出願の取 消	<p>第 11.27 条：悪意による商標（注）</p> <p>注 この条の規定の適用上、締約国の権限のある当局は、商標が他の者の広く認識されている商標と同一又は類似のものであるかどうかを考慮することができる。</p> <p>各締約国は、自国の法令に従い、商標の登録の出願が悪意で行われたものである場合には、自国の権限のある当局が当該出願を拒絶し、又は当該登録を取り消す権限を有することを定める。</p>	(規定なし)
---------------------------	---	--------

(1) 商標の保護対象

① RCEP

標章が視覚的に認識可能であることを要求してはならない旨規定している。また、音の商標についてその構成要素が音であるという理由のみに基づいて商標の登録を拒否してはならない旨規定している。

② CPTPP

標章が視覚的に認識可能であることを要求してはならない旨規定している点、音の商標旨規定している点では RCEP と共通するが、さらに CPTPP では、香りの商標登録についても最善の努力を払わなければならない、と努力規定を設けている。

③ GCC 加盟国が締結済みの EPA/FTA との比較

標章が視覚的に認識可能であることを要求してはならない旨の規定は、13 協定中 5 協定（UAE・オーストラリア、UAE・モーリシャス、UAE・セルビア、米国・バーレーン、米国・オマーン）で規定している。

また、音の商標について大半（13 協定中 11 協定（UAE・韓国、UAE・トルコ、UAE・カンボジア、UAE・コスタリカ、UAE・オーストラリア、UAE・ジョージア、UAE・イスラエル、UAE・モーリシャス、UAE・セルビア、米国・バーレーン、米国・オマーン）が音の商標の登録を認める規定を設けている。他方、香りの商標については 6 協定（UAE・韓国、UAE・コスタリカ、UAE・ジョージア、UAE・イスラエル、UAE・モーリシャス、UAE・セルビア）のみが、香りの商標を登録するために最善の努力を払うとしている。

(2) 団体商標及び証明商標

① RCEP

商標に団体商標及び証明商標を含むことを規定しているが、証明商標を保護する場合、証明商標をその法律及び規制において別個の区分として扱うことを義務付けられるもので

はない旨を規定している。

② CPTPP

RCEP と同旨の規定が盛り込まれている。

③ GCC 加盟国が締結済みの EPA/FTA との比較

13 協定中 9 協定 (UAE・インド、UAE・インドネシア、UAE・カンボジア、UAE・コスタリカ、UAE・オーストラリア、UAE・ジョージア、UAE・イスラエル、UAE・モーリシャス、UAE・セルビア) で団体商標及び証明商標を含むことを規定している。

ただし、いずれの協定においても RCEP で規定している「証明商標を保護する場合、証明商標をその法律及び規制において別個の区分として扱うことを義務付けられるものではない」とする規定を設けているものはない。

また、米国・バーレーン、米国・オマーンは、団体商標のみ商標に含む旨を規定している。

(3) 周知商標の保護

① RCEP

周知商標の保護に関する規定に関し、TRIPS 協定で定められた規定に加え、以下の追加規定を盛り込んでいる。

- (a) 商標が著名であると認定する条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていること、周知商標リストに掲載されていること、または周知商標として事前に認知されていることを要求してはならない。
- (b) WIPO 加盟国総会第 34 回会合において、パリ工業所有権保護連合総会及び WIPO 総会が採択した「周知商標の保護に関する規定に関する共同勧告」の重要性を認識すること。
- (c) 混同を生じさせるおそれがあるとき等の場合、当該商標の出願を拒絶し、登録を取り消すこと。

② CPTPP

RCEP と同旨の規定を盛り込んでいる。

③ GCC 加盟国が締結済みの EPA/FTA との比較

13 協定中 9 協定 (UAE・インド、UAE・インドネシア、UAE・トルコ、UAE・カンボジア、UAE・コスタリカ、UAE・ジョージア、UAE・イスラエル、UAE・モーリシャス、UAE・セルビア) で上述の RCEP、CPTPP の(b)と(c)に関して同一の追加規定を盛り込んでいる。また、上記 13 協定中 9 協定 (UAE・インド、UAE・インドネシア、UAE・トルコ、UAE・カンボジア、UAE・コスタリカ、UAE・ジョージア、UAE・イスラエル、UAE・モーリシャス、UAE・セルビア) では、商標が著名であると認定する条件として、当該商標が当該締約国または他の管轄区域において登録されていることを要求してはならないことが規定されている。一方で、UAE・インドネシアにおいては、周知商標リストに掲載されている

こと又は周知商標として事前に認知されていることを要求してはならないこと、も規定されている。(RCEP・CPTPPの規定と同一の内容。)

(4) 保護期間

① RCEP

RCEPには、商標の保護期間に関する規定はない。

② CPTPP

「各締約国は、商標の最初の登録及び各登録の更新が10年を下回らない期間であることを規定する。」と規定している (TRIPS 協定上は7年以上)。

③ GCC 加盟国が締結済みの EPA/FTA との比較

すべての協定 (13 協定) すべてにおいて CPTPP と同様に 10 年を下回らない期間と規定している。

(5) 商標の使用許諾の記録の可否

① RCEP

RCEP では、商標の使用許諾の記録の可否に関する規定はない。

② CPTPP

以下いずれかを目的とする商標ライセンスの記録を要求してはならないと規定している。

(a) ライセンスの有効性を証明することを目的とする場合。

(b) 商標の取得、維持または実施に関する手続において、ライセンシーによる商標の使用が保有者による使用とみなされるための条件とする場合。

③ GCC 加盟国が締結済みの EPA/FTA との比較

13 協定中 5 協定 (UAE・韓国、UAE・オーストラリア、UAE・ジョージア、UAE・モリシャス、UAE・セルビア、米国・バーレーン、米国・オマーン) においても、上述の CPTPP の規定と同様に商標ライセンスの記録を要求してはならないと規定している。他方、UAE・インドでは「各当事国は、商標使用許諾の登録を規定するものとする。また、各当事国は、商標使用許諾の登録が、商標権者による使用を証明するために必要かどうかを決定するものとする。」としている。

(6) 地理的表示の保護

① RCEP

「各締約国は、地理的表示として機能し得る標章が、その法律及び規制に従い、その商標制度の下で保護の対象となることを規定するものとする」としており、加えて「TRIPS 協定に従い、その管轄区域において、地理的表示に先立つ商標を保護するものとする」とす

る規定を設けている。

② CPTPP

地理的表示として機能し得る標章が、その法律及び規制に従い、その商標制度の下で保護の対象となることを規定するものとする点では RCEP と共通するが、さらに、締約国は、地理的表示が商標制度、特別制度 (sui generis) その他の法的手段によって保護可能である点も盛り込まれている。

③ GCC 加盟国が締結済みの EPA/FTA との比較

13 協定中 10 協定 (UAE・インド、UAE・トルコ、UAE・カンボジア、UAE・コスタリカ、UAE・ジョージア、UAE・イスラエル、UAE・モーリシャス、UAE・セルビア、米国・バーレーン、米国・オマーン) においては、地理的表示として機能し得る標章が、その法律及び規制に従い、その商標制度の下で保護の対象となることを規定している。

また、UAE・オーストラリア CEPA では、RCEP の規定と同様に、商標がその管轄区域において地理的表示より先に存在する場合、その商標を保護するとしている。

他方、上記 10 協定のうち、UAE・トルコを除く 9 協定においては CPTPP 同様、商標制度、特別制度 (sui generis) 又はその他の手段を通じて地理的表示の保護を提供することができることを認めている。ただし、上記 9 協定中 UAE・ジョージアを除く 8 協定では、TRIPS 協定のすべての要件が満たされることを条件に課している。

なお、インドはそのような商標制度又は特別制度 (sui generis) のいずれかを介して保護することを認めている。

(7) 商標の登録及び出願手続

① RCEP

商標の登録及び出願手続について審査及び登録のための制度として、次のものを提供しなければならない、その制度には以下のものを含むと規定している。

- (a) 商標の登録を拒絶する理由を書面 (電子的方法による提供を含む。) で出願人に通知する機会。
- (b) 出願人が、当該締約国の管轄当局からの通知に対して回答し、最初の拒否を争い、商標の登録を拒否する最終決定に対して司法審査を求める機会。
- (c) 商標登録前に、以下のいずれか少なくとも一つを行う機会。
 - (ア) 商標出願に異議を申し立てること
 - (イ) 商標出願が登録要件を満たさない旨の情報を管轄当局に提供すること
- (d) 商標が登録された後、商標に関して次のいずれかを行う機会。
 - (ア) 登録に異議を申し立てること
 - (イ) 登録の取消しを求めること
 - (ウ) 登録の取消しを求めること
 - (エ) 登録の無効を請求すること
- (e) 異議申立て、取消し、取消、または無効化の手続きにおける行政決定は、理由を付した書面で行わなければならないこと。これらの決定は電子的に提供することができる。

② CPTPP

CPTPP では審査及び登録のための制度として、次のものを提供しなければならない、その制度には以下のものを含むと規定している。

- (a) 商標登録を拒絶する理由を書面（電子的方法によることができる。）で出願人に通知すること。
- (b) 出願人に対し、管轄当局からの連絡に応答し、最初の拒絶に異議を申し立て、商標登録の最終的な拒絶について司法不服申立をする機会を与えること。
- (c) 商標登録に反対し、または商標の取消しを求める機会を提供すること。
- (d) 異議申立及び取消手続における行政決定は、理由を付した書面によって行うこと。その書面は電子的手段によって提供することができる。

③ GCC 加盟国が締結済みの EPA/FTA との比較

13 協定中 11 協定（UAE・インド、UAE・韓国、UAE・インドネシア、UAE・トルコ、UAE・カンボジア、UAE・コスタリカ、UAE・オーストラリア、UAE・ジョージア、UAE・イスラエル、UAE・モーリシャス、UAE・セルビア）には CPTPP と同旨の規定がなされている。

（8）商品・役務の分類

① RCEP

標章の登録の目的のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定に合致する（改正・改定がなされた場合は、改正・改定後の）商標分類を採用することを規定している。

また、各締約国は、商標の登録出願が、ニース分類の同一の区分に属するか否かを問わず、複数の商品またはサービス、またはそのいずれかの組み合わせに関するものである場合でも、同一の出願として扱われることを定めるものとするものが盛り込まれている。

② CPTPP

RCEP と同じく、ニース協定に合致する（改正・改定がなされた場合は、改正・改定後の）商標分類を採用することを規定している。

また、RCEP では規定のないニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならず、ニース分類の異なる区分に分類されていることのみを理由として非類似としてはない、と規定されている。

③ GCC 加盟国が締結済みの EPA/FTA との比較

商品・役務の分類に関する規定のない韓国・UAE CEPA を除いた、13 協定中 12 協定で、標章の登録の目的のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定に合致する（改正・改定がなされた場合は、改正・改定後の）商標分類を採用することを規定している。

また、11 協定（UAE・インド、UAE・トルコ、UAE・カンボジア、UAE・コスタリカ、UAE・オーストラリア、UAE・ジョージア、UAE・イスラエル、UAE・モーリシャス、UAE・セルビア、国・バーレーン、米国・オマーン）では、CPTPP と同旨のニース分類の同一の区分に分類されていることを理由として、類似しているとみなしてはならず、ニース

分類の異なる区分に分類されていることのみを理由として非類似としてはならない、ことも盛り込まれている。

(9) 電子商標システム

① RCEP

(a) 商標の電子出願および維持のためのシステム、及び、(b) オンラインデータベースを含む、商標出願および登録商標に関する一般に利用可能な電子情報システム、を提供することを取り決めている。

② CPTPP

RCEP と同旨の規定が盛り込まれている。

③ GCC 加盟国が締結済みの EPA/FTA との比較

13 協定中 9 協定 (UAE・韓国、UAE・トルコ、UAE・コスタリカ、UAE・オーストラリア、UAE・ジョージア、UAE・モーリシャス、UAE・セルビア、米国・バーレーン、米国・オマーン) で、上述の電子システムを提供することを取り決めている。また、UAE・カンボジアにおいては、これらのシステムを提供することを努力規定として盛り込んでいる。

(10) 悪意による商標登録出願の取消

① RCEP

各締約国は、その法律及び規則に従い、商標の登録出願が悪意によるものである場合、その出願を拒絶し、又は登録を取り消す権限を、その管轄当局に付与するものとする。

② CPTPP

CPTPP には悪意による商標登録出願の取消に関する規定はない。

③ GCC 加盟国が締結済みの EPA/FTA との比較

各協定において、悪意による商標登録出願の取消を盛り込んだ協定はない。なお、UAE・韓国 CEPA においては「商標登録出願が不誠実に行われたものである場合には、自国の権限ある当局が商標登録を取り消す権限を有すること」ことが規定されている。

第2節 国内企業への質問票調査

1. 調査対象の選定について

質問票調査は、グローバルに事業を行っており、海外への商標登録出願を積極的に行っている国内企業を対象とした。

選定にあたっては、WIPO が HP 上で提供している検索システム WIPO Madrid Monitor²⁵ を用いて 2021 年から 2024 年までに登録された国内企業の国際登録商標を検索し、個人及び海外企業の子会社を除いた登録件数の国内企業上位 120 者を対象とした。

2. 調査結果

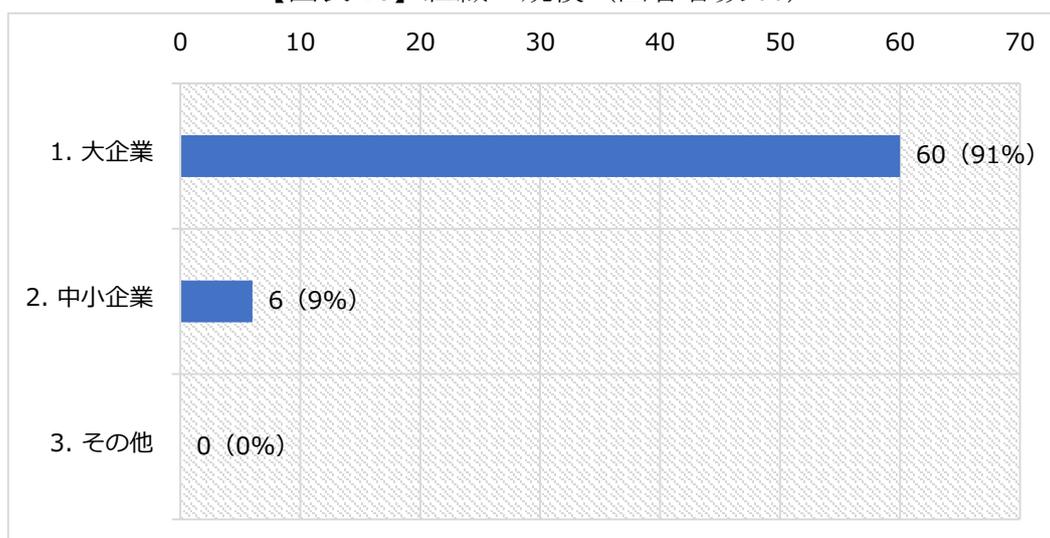
120 者に対して別紙の国内アンケート調査票を送付し、66 者から回答を得た（回答率：55%）。

（1）質問 A：回答者の属性等

① 回答者の規模

質問 A1 において、組織の規模を質問したところ、【図表 18】の回答を得た。回答者中 60 者（91%）が大企業、6 者（9%）が中小企業であった。

【図表 18】組織の規模（回答者数 66）



② 回答者の業種

質問 A2 において、回答者の業種を質問したところ、【図表 19】の回答を得た。66 者中 57 者が製造業、9 者がサービス業であった。

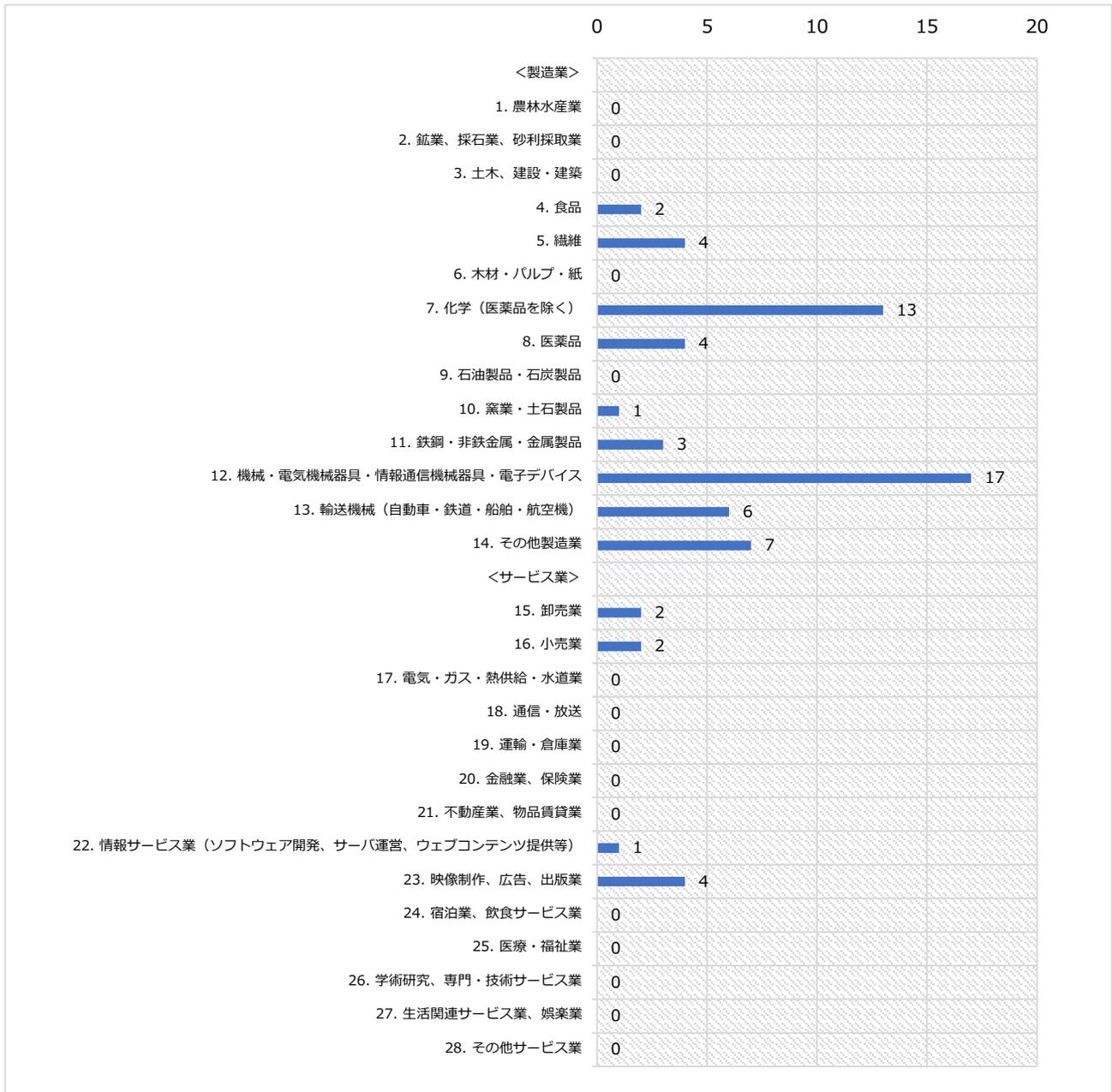
幅広い業種の企業から回答が得られ、電気機械器具製造業が 17 者と最も多く、化学（医薬品を除く）13 者と続いた。サービス業では、映像制作、広告、出版業が 4 者、卸売業が 2 者、小売業が 2 者、情報サービス業が 1 者であった。

また、「14. その他製造業」と回答した 7 者に対し、質問 A2-2 で具体的な業種を質問したところ、6 者から以下の回答が得られた。

²⁵ WIPO ウェブサイト <https://www3.wipo.int/madrid/monitor/en/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

- ・卓球用品の製造および販売、卓球レポートのメディア運営、卓球道場の運営
- ・二輪自動車用ヘルメット
- ・運動競技用製造業
- ・化粧品製造・販売業
- ・玩具等の製造販売
- ・タイヤ等ゴム製品

【図表 19】 回答者の業種（回答者数 66）



(2) 質問 B：一般的な海外における商標活用に関する質問

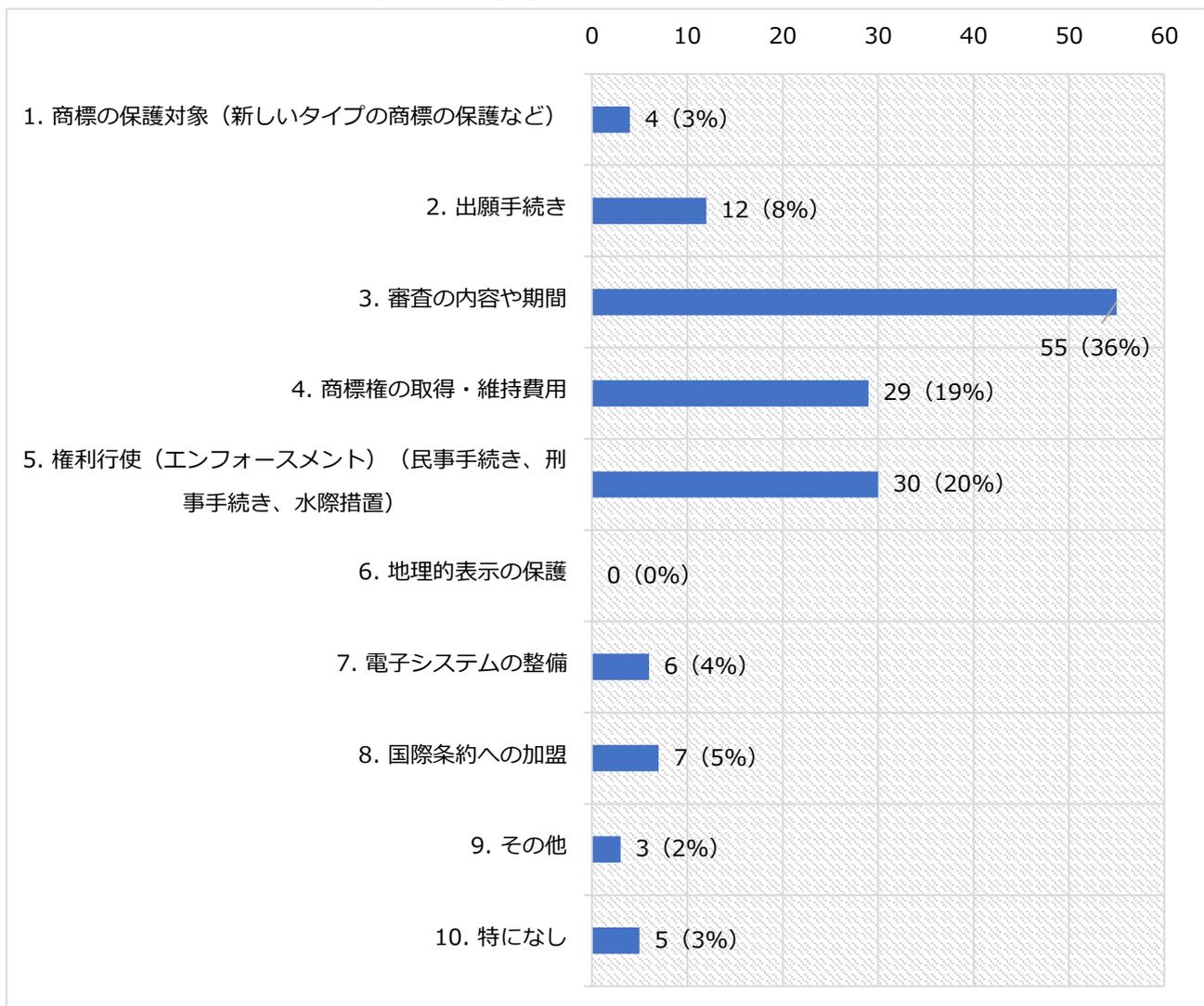
① 商標制度を活用する際に特に問題となり得る項目

質問 B1 において、一般に、諸外国において商標制度を活用する際に、特に問題となり得る項目について、回答数を最大 3 つに絞って質問したところ【図表 20】の回答を得た。

上位 3 つの回答は、審査の内容や期間が 55 件 (36%) と最大となり、権利行使（エンフォースメント）が 30 件 (20%)、商標権の取得・維持費用が 29 件 (19%) と続いた。

「9. その他」に対する具体的な回答についても質問したところ、「商標調査に関する障壁」「法改正、制度の違い」といった回答があった。

【図表 20】 商標制度を活用する際に、特に問題となり得る項目
(複数回答、最大 3 つ) (回答者数 66)



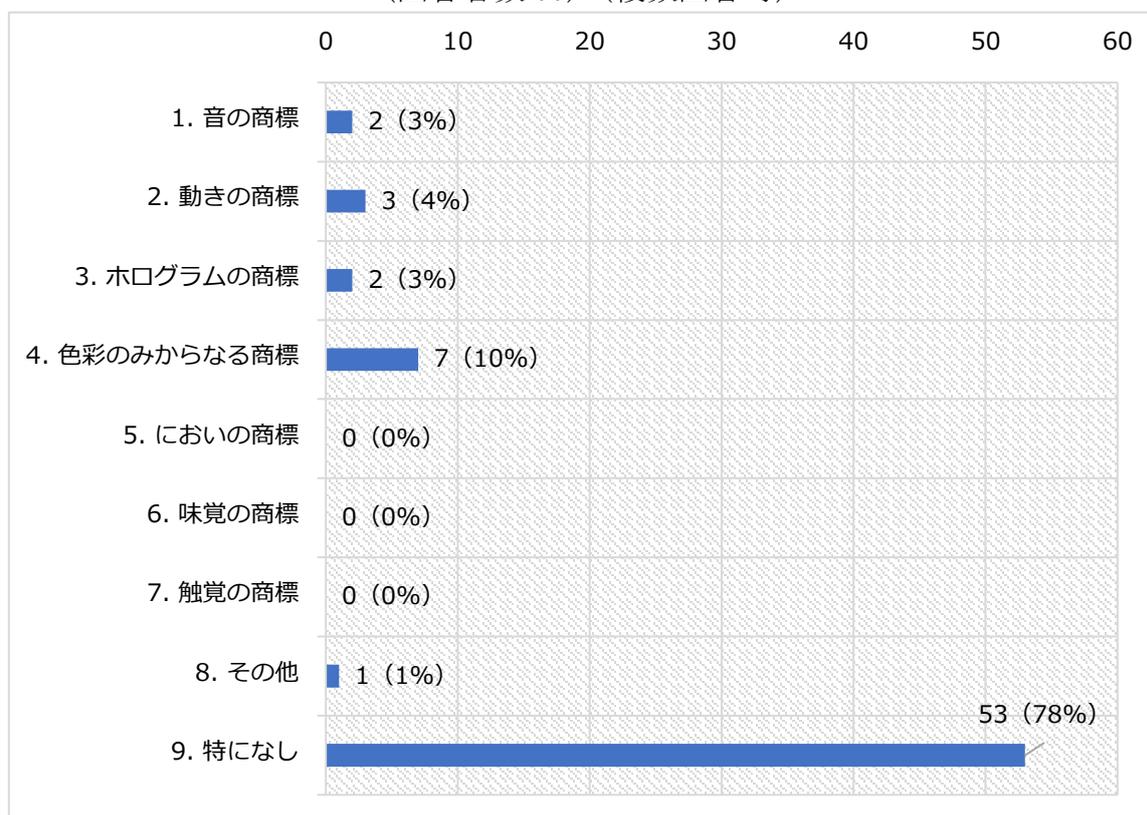
② 保護を希望する新しいタイプの商標

質問 B2-1 において、諸外国において保護を希望する新しいタイプの商標を質問したところ、【図表 21】の回答を得た。

「特になし」が 53 者 (78%) となったが、色彩のみの商標 (7 者、10%)、動きの商標 (3 者、4%)、音の商標 (2 者、3%)、ホログラムの商標 (2 者、3%) への回答もあった。

質問 B2-1 において、「8. その他」について具体的に質問したところ、「店舗デザイン」との回答であった。

【図表 21】 保護を希望する新しいタイプの商標
(回答者数 66) (複数回答可)



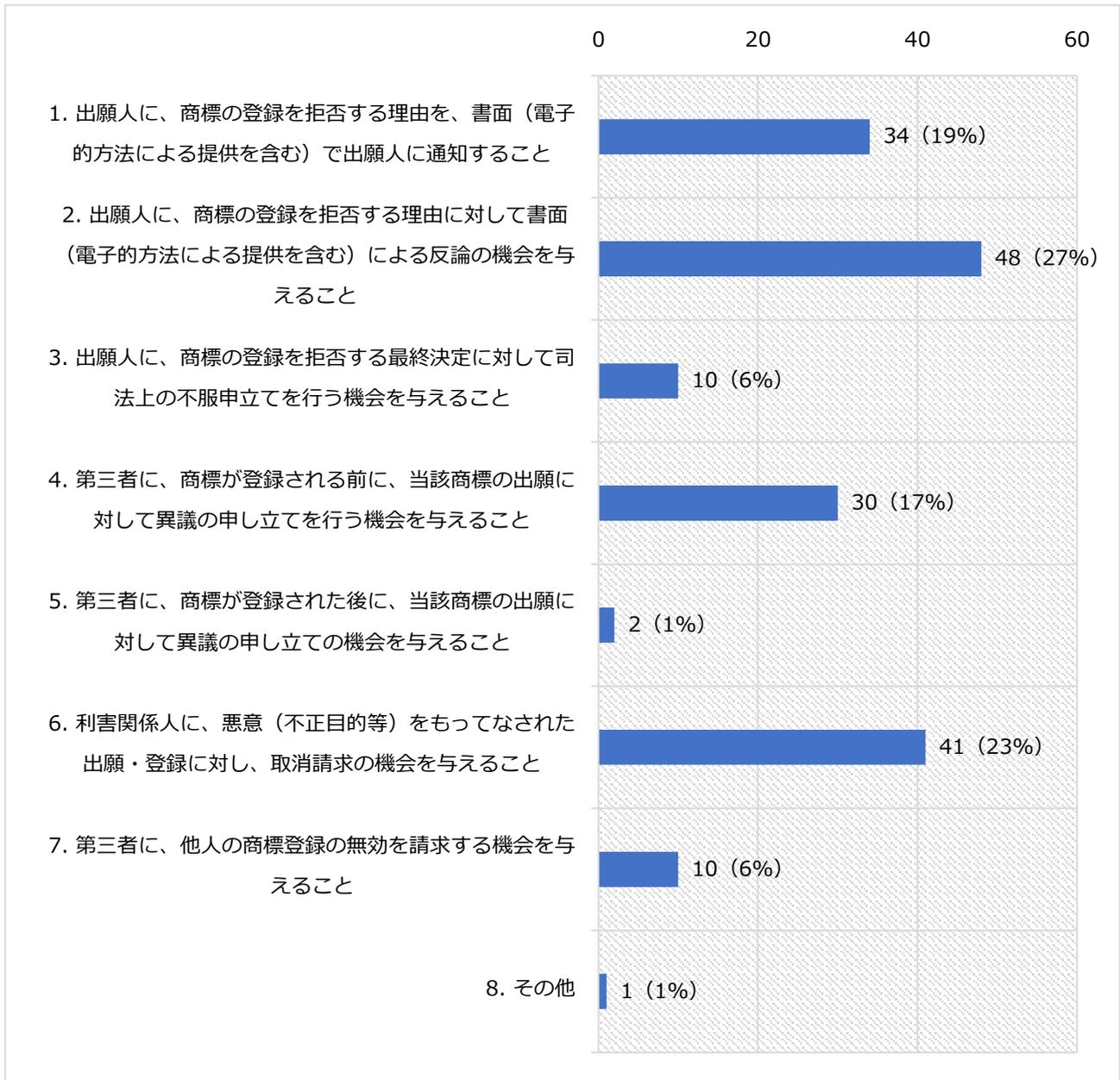
③ 諸外国において、特に必要と思われる商標出願手続き

質問 B3 において、商標出願手続き等に関して、特に必要と思われると考えられるものとして優先順位の高いものを、最大 3 つと限定して質問したところ、【図表 22】の回答を得た。

「2. 出願人に、商標の登録を拒否する理由に対して書面 (電子的方法による提供を含む。) による反論の機会を与えること」が 48 者で最多、「6. 利害関係人に、悪意 (不正目的等) をもってなされた出願・登録に対し、取消請求の機会を与えること」が 41 者、「1. 出願人に、商標の登録を拒否する理由を、書面 (電子的方法による提供を含む。) で出願人に通知すること」が 34 者で続いた。

また、異議申し立ての機会に関して、「4. 第三者に、商標が登録される前に、当該商標の出願に対して異議の申し立てを行う機会を与えること」(付与前異議) が 30 者なのに対し、「5. 第三者に、商標が登録された後に、当該商標の出願に対して異議の申し立てを行う機会を与えること」(付与後異議) は 2 者にとどまった。

【図表 22】 諸外国において、特に必要と思われる商標出願手続き
(回答者数 66) (複数回答、最大 3 つ)

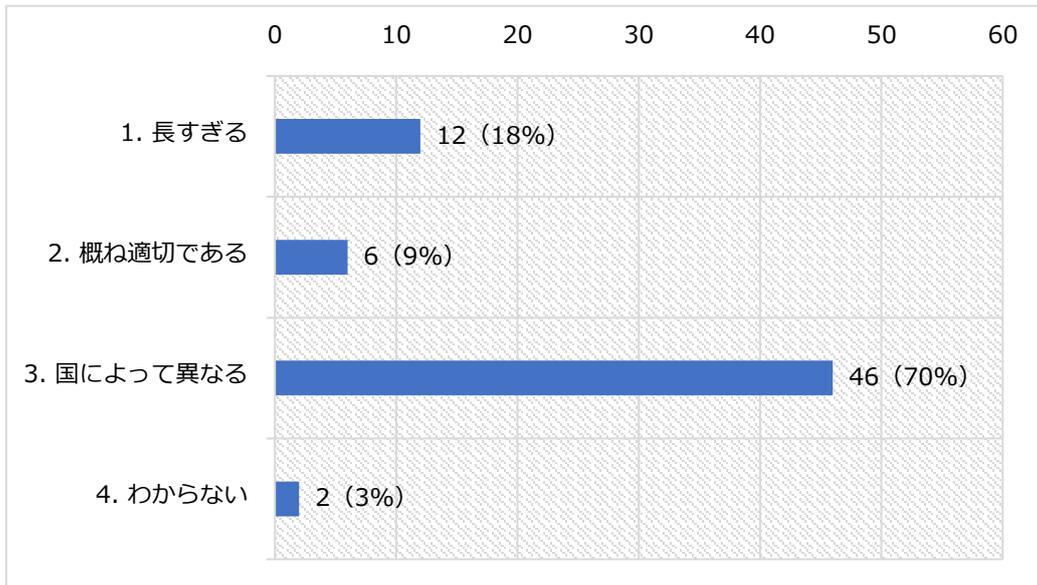


④ 商標出願の審査期間

質問 B4-1 において、諸外国における商標出願の審査期間についての印象を聞いたところ、【図表 23】の回答を得た。

「3. 国によって異なる」が 46 者（70%）で最多であるが、「1. 長すぎる」の回答も 12 者（18%）あった。

【図表 23】 諸外国における商標出願の審査期間についての印象
(回答者数 66)



また、質問 B4-2 において、国名とともに具体的な理由を挙げてもらったところ、以下のよう回答が得られた。

期間が長すぎると言及された国の国数では、タイが最多（13 者）であり、以下、インド（11 者）、カナダ（9 者）、韓国（7 者）と続いた。

<タイに関する主な回答>

- ・タイは審査期間が長すぎるうえに、指定商品の補正が必ず発生する。
- ・タイの審査期間が長い。また、同時期に出願した複数案件で、最終決定までの期間に数年ほどの差があったケースがあった。登録証が発行されずに数年過ぎていた案件がある。
- ・タイ、バングラデシュ等が長いと感じる。
- ・タイにおいて、指定商品記載のみの拒絶理由通知に対し、適切な補正を行ったにもかかわらず、審査の再開に2年以上かかっている案件がある。他国において指定商品記載のみの拒絶理由通知であれば、すぐに再審査が行われ、次の手続きに進む。
- ・国名：タイ、拒絶理由通知に対する応答書面を提出したあとの審査が長く、権利化までに時間がかかっている。
- ・審査期間が1年程度の国が多いが、東南アジアや中東、アフリカなどの一部の国では数年から10年弱かかることもある（タイ、マレーシア、イラク、ナイジェリアなど）。
- ・タイの審査期間が長く、出願した商標を使用する製品の次モデルの名称が決定する時期にやっと登録されるケースがある。
- ・東南アジアの多くの国（特にタイ）は審査期間が長い（審査結果が判明するまで出願から1年ほど）と感じる。一方で香港は審査期間が非常に短い（早いと2か月ほど）と感じる。
- ・タイ、カナダ、南アフリカの審査が他の国に比べて遅い。
- ・タイ・カナダは特に審査期間が長いと感じる。

<インドに関する主な回答>

- ・インドで最近の出願は早いですが、10年近く前の出願がいまだに審査が終わらない。
- ・インド 出願から15年を超えても審査が終結していない。
- ・インドにおける異議申立事件において、5年以上経過しているが、まだ決着していない案件がある。
- ・インドの審査期間が案件によって差がありすぎる。
- ・インド、アフリカ、南米各国が遅い印象。
- ・インド、ベトナム、アフリカ諸国等で審査期間が長い傾向がある（特に拒絶を受けた際の対応に時間がかかる。）。
- ・インド：2011年に出願している案件があるが、いまだ審査が終わっていない。最近出願した案件が先に登録になるなど、長期滞留案件が処理できていない。
- ・インド、タイ、韓国は審査期間が長い。
- ・インドにおいて案件によっては長期間放置される場合がある（拒絶理由を受けていない部分を分割した際に当該分割出願が2年以上滞留、元の出願が拒絶理由を克服して先に登録となった事例あり。）。

<カナダに関する主な回答>

- ・カナダ 出願から登録まで3年程度かかり、その他国と比較して長い。
- ・カナダ、ブラジルは審査期間が長い。
- ・カナダの審査が長期に及ぶ傾向があると認識しております。
- ・カナダ、タイが長いように感じる。

<韓国に関する主な回答>

- ・弊社マドプロ出願の指定国（米国、欧州、中国、韓国、英国）の中では韓国が登録までの期間が最も長い。
- ・韓国、タイ（は長すぎる。）。

<その他の回答>

- ・アメリカ：指定商品についての細かいやりとりが多い。
- ・クウェート：2017年に出願した商標の出願が全く行われず、オンライン出願の受付になったので審査が進むのではないかとこの代理人の助言を受け、2025年に出願し直した。
- ・中南米諸国で審査期間が長く（2年以上）かかる国がある。
- ・ガーナでの出願で、先日25年越しに登録に至った一方でUAEは登録まで4か月程度だったこともあり、国によって差を感じる。
- ・マレーシアはFA後の審査期間が長い。
- ・（アフリカ諸国をはじめとする国は）公告になった後に登録までの期間が長い国も多い。
- ・中南米は長い印象がある。
- ・中国（は長すぎる。）。
- ・バングラデシュ：出願2016年で未登録（2024年7月登録料納付も登録証未発行）、スリランカ：出願2017年で未登録（2022年3月登録料納付も登録証未発行）、南アフリカ：出願2021年で未登録（2022年1月OA応答も受理通知未発行）、サウジアラビア：出願2021年で未登録（2024年登録証誤記修正後、登録証未発行）。
- ・ベトナム、ミャンマーは審査が遅い印象。
- ・遅いと感じる：アンティグア・バーブーダ、アゼルバイジャン、バーレーン、ブルネイ、ケニア、オマーン、アイスランド、マレーシア、メキシコ、タイ、ベトナム等

→マドプロ出願した際に、審査が遅い、審査がなされる前に 18 か月が経ち登録になった。

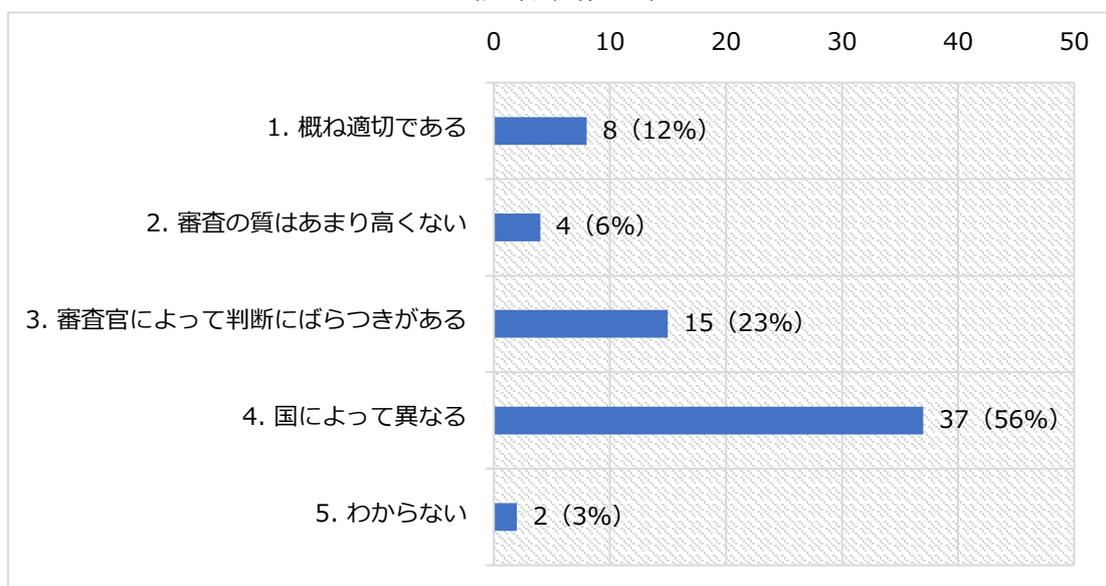
- ・早いと感じる：オーストラリア→出願から 4 か月で登録になった。

⑤ 商標出願審査の質

質問 B5-1 において、諸外国における商標出願の質についての印象を聞いたところ、【図表 24】の回答を得た。

「3. 国によって異なる」が 37 者（56%）で最多であり、「3. 審査官によってばらつきがある」の回答も 15 者（23%）あった。

【図表 24】 諸外国における商標出願の質についての印象
(回答者数 66)



また、質問 B5-2 において、国名とともに具体的な理由を挙げてもらったところ、以下のような回答が得られた。

特に中国についての言及が多く（27 者）、審査が厳しい、ばらつきがある、類似範囲が広いといった回答が見られた。次いで、タイ（8 者）についても審査官によって判断が変わる、識別力の判断が非常に厳しいなどの回答があった。

<中国に関する主な回答>

- ・中国、韓国は一部の要素に同一先行商標があると全体が拒絶されてしまう。
- ・中国の審査（特にアルファベット商標）の判断が予想を超えている。
- ・中国の類似範囲の広さ（例：A+B は A と類似 A と B は文字列）。
- ・中国は、従前より審査官の判断のばらつきがあると感じている国です。米国については、審査官出身の現地代理人による調査見解と実際の審査担当の間で判断の不一致があった件がいくつか発生しており、判断のばらつきを感じます。

- ・中国。商標法第10条第1項第7号の拒絶理由を乱発しているように感じる。この理由で拒絶を受けると、商標登録できないだけでなく、その商標を使うことも禁じられるため、慎重に運用してほしい。また、審査官によって審査結果にバラつきがあることが多い。
- ・中国での類否判断が他の国に比べて厳しすぎる。コロンビアではブランド名には識別力がないと判断され、“ブランド名+〇〇〇〇”商標について権利取得できない案件があった。
- ・中国は審査の判断にブレがあるように感じる。
- ・中国において、当社商標が登録されている分野で、当社商標に類似する他社商標が登録されてしまうケースがあり、その後当社が出願するとその他社商標が引例として挙げられることがある。
- ・中国の審査の質が安定しない。
- ・中国は類否判断が厳しい（過去に併存登録していたものでも考慮されず類似となるように感じる）。また、タイは識別力の判断が非常に厳しい。
- ・インド・中国。日本であれば明らかに類似ではないと思われる商標であっても類似商標と判断され、拒絶査定されたことがあったため。
- ・中国 審査官によるばらつき、審査基準の変化。
- ・中国：品質表示とみなされやすい。
- ・中国においては、商標の類否判断が厳格であり、商標の構成要素を部分的に抽出して判断する傾向が見受けられます。その上で、審査官によっても判断にばらつきがあると感じています。
- ・国名：中国。類似の判断が広い印象、審査官によっては引例が多くあげられる。質というより基準の問題かもしれないが、中国やアジア・中近東の国において、日本の感覚では非類似と思われる商標も類似と判断されるような事例がある。
- ・中国（CN）中国への直接出願の場合、認められる指定商品/役務は、当局のリストに載っている範囲が原則で、そこから逸脱すると、補正による修正はほぼ認められない。
- ・中国：同一図形の同一先行商標に対する類否判断が審査官・審判官により異なった事例あり。不適切な審査結果であっても、審査処理速度を重視し審判や訴訟でも審査結果が維持される傾向にある。
- ・中国については審査官により判断基準のぶれが感じられる（過去の出願で挙がらなかったものが拒絶引例に挙がる等）。さらに拒絶不服審判においては審査官の裁量が重視され判断が覆らない傾向にあるので、使用可否の判断に困ることがある。
- ・そもそも外国周知商標（4条1項19条相当）を保護しない国がある（特に中国や南米）。
- ・中国は裁量の余地が大きいいためか、審査官によって判断にばらつきがある。

<タイに関する主な回答>

- ・タイは指定商品の補正が必ず発生する。審査官によって判断が変わるのであらかじめベストの指定商品を決めておくということができない。
- ・識別力の判断が国によって異なる。特にタイ、インドネシア等、東南アジア諸国が厳しい。
- ・指定商品の記載について、米国、カナダ、タイなど審査官によってばらつきが目立つ国がある。

- ・タイは、補正を受けても現地語翻訳の微調整で解消されることもあるので制度が整ってほしいと感じる。
- ・タイ（TH）識別力が厳しい、指定商品の補正が細かい、包括表現が認められにくい。
- ・タイの識別性判断（2つの英語を組み合わせた造語においても、識別力無しと判断されるところ）。

<アメリカに関する主な回答>

- ・アメリカ：以前認められた指定商品が認められなかったりする。
- ・アメリカ：全く同じ指定商品役務で出願したにも関わらず、一方の出願は登録が認められ、もう片方は商品役務の修正を命じられた。

<ベトナムに関する主な回答>

- ・同意書による引例克服が職権にゆだねられている国があるが、その場合の基準が非常に不明確な国がある。ベトナムでは同じ商標でもクラスによって判断が異なるケースがあった。
- ・ベトナムで、別件で認められた商品記載が認められなかったことがあり、その際に、判断は審査官によるので反論しても勝ち目はないとの現地代理人コメントをもらったことがある。

<その他の回答>

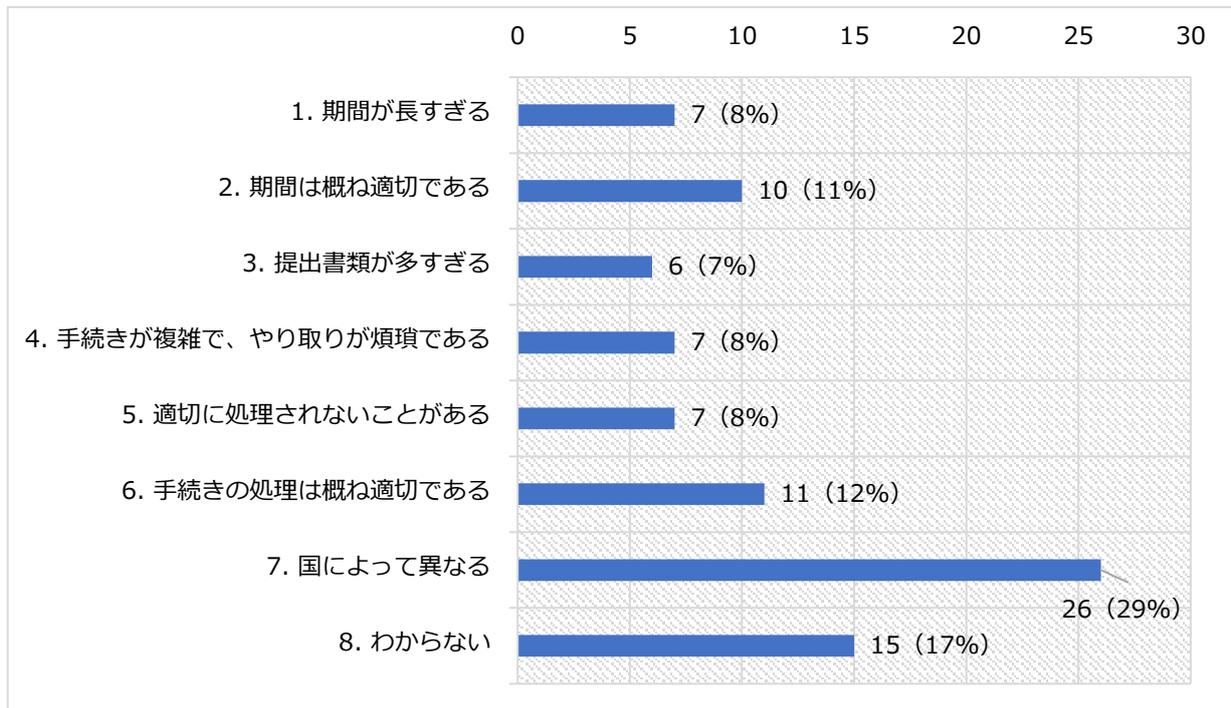
- ・南米、特にペルーにおいて他国では引用されない商標が問題となることがある。現地代理人は「審査官の質が非常に低くなっている」と述べている。
- ・韓国は審査官が不在だと手続きが進まず応答期限をわざわざ延長しなければならない。組織で対応してもらいたい。
- ・出願国によって類似と判断される商標は大きく異なる。また、識別力の判断についても国ごとに違いがあるように感じる。さらに、同じ国であっても審査官によって判断にばらつきがあるように思う。
- ・デンマーク、スイス、フィンランド：英語の文字から成る商標権を出願した際に、アメリカやカナダ等で識別力の観点で拒絶されなかったが、同三か国では、識別力がないとされ、拒絶を受けた。

⑥ 商標出願審査の（審査以外の）諸手続き

質問 B6-1 において、外国における商標出願の審査以外の名義変更、住所変更などの諸手続きにおける手続期間や処理について、次のうちどれが近い印象についての印象を聞いたところ、【図表 25】の回答を得た。

「3. 国によって異なる」が 26 者（29%）で最多、「2. 期間は概ね適切である」が 11 者（12%）、「手続きの処理は概ね適切である」が 10 者（11%）となった。他方期間が長すぎる 7 者（8%）などの回答もあった。

【図表 25】 諸外国における商標出願の諸手続きについての印象
(回答者数 66) (複数回答可)



また、質問 B6-2 において、国名とともに具体的な理由を挙げてもらったところ、以下のような回答が得られた。

いくつかの国で、数年単位で手続きが滞っているという回答や、手続きミスが発生しているという回答が得られた。

国名を挙げている中では、中国（4 件）や、インド、ナイジェリア、韓国、ベトナム、インドネシア、ミャンマー、イラク（各 1 件）があった。

＜中国に関する回答＞

- ・中国：五月雨式に拒絶が発せられ審査官サイドが初回通知ですべての拒絶理由を通知できない。結果長引く。
- ・中国：半年以上かかり、他国と比べて長い印象。
- ・中国の登録証発行に時間がかかる点は気になる。

＜その他の国に関する回答＞

- ・インド・ナイジェリア：商標更新ミス。
- ・ミャンマー：法整備途中で連絡が滞っている。
- ・韓国は商標併存同意のための書類や証明書をあれこれ用意しなければならず事務負担が大きい。
- ・ベトナムやインドネシア：手続き期間が長かった印象がある。
- ・イラクで当局における保管書類（登録の記録）に不備があり、手続きができないことがあった。

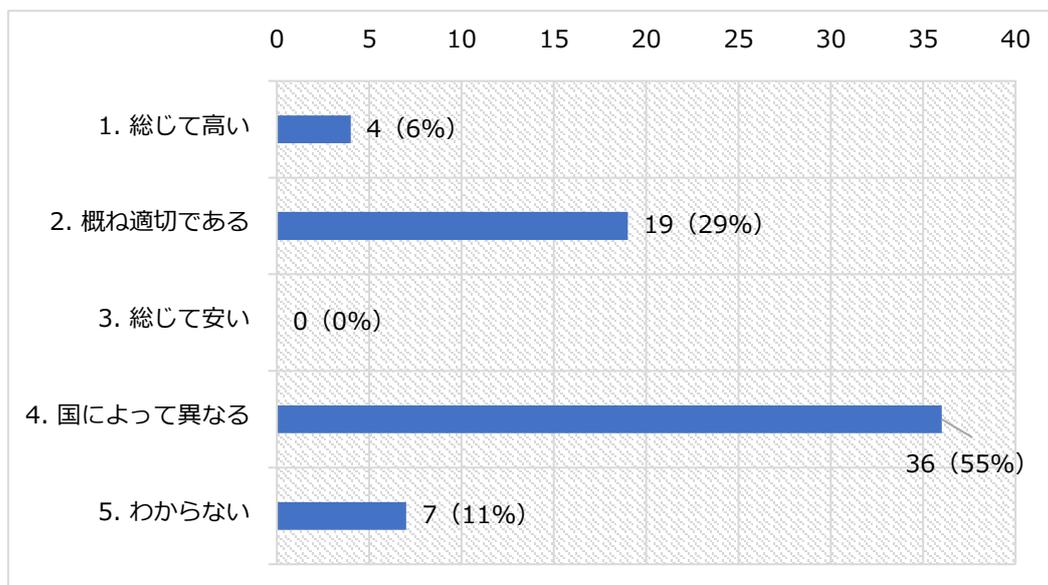
- ・特にこの国ということではないが、名義変更に履歴事項証明書が必要であったり、その翻訳作業に時間と費用を要したり、アポステューユが必要な国では非常に手続きが煩雑になる。
- ・途上国において7、8年以上手続の完了通知が発行されない国がある。また、住所、名義変更がデータベースに反映されていないため、自社の商標で拒絶を受けるケースがある。
- ・発展途上国が多いです。
- ・自社の場合は、日本の事務所を通して手続きをおこなう場合が多いため、煩雑な点は事務所の説明と案内があって円滑に進められていると思う。
- ・マドリッド制度を利用して出願した商標は一括で諸手続きを行えるうえ、オンラインで簡単に手続きが可能である。一方、国によっては登記事項証明書が必要であったり公証や認証などが求められる場合もあり、手続きに時間がかかることがある。
- ・アフリカ等で社名変更により名義変更手続を申請したが、かなり時間がかかった。
- ・例えば名義変更について、同一類似商標にかかる一括譲渡を採用している中国には、実務上、手続きが煩雑になりやすい。(案件によって代理人が異なる場合、さらにやり取りが複雑化) 国によって、出願人名の記載方法の考えが異なり統一することができない。

⑦ 取得・維持費用 (各国特許庁に支払うべき費用)

質問 B7-1 において、取得・維持費用について、次のうちどれが近い印象についての印象を聞いたところ、【図表 26】の回答を得た。

「4. 国によって異なる」が 36 者 (53%) で最多であったが、「2. 概ね適切である」も 19 者 (29%) 回答があった。「3. 総じて安い」の回答は 0 であった。

【図表 26】 諸外国における取得・維持費用についての印象
(回答者数 66)



また、質問 B7-2 において、国名と共に具体的な理由を挙げてもらったところ、以下のような回答が得られた。

中東 (中近東) は費用が高額に感じるという回答が相当数得られた。

その中には特に UAE やサウジアラビアを特定して費用が高いとする回答も相当数見られた。

米国・欧州についても高いという回答が見られた。

他方、アジアは低廉であるという意見もあった。

<中東（中近東）一般に関する回答>

- ・中近東は高すぎる。
- ・中東において費用が高額となる国が多い。
- ・ベネズエラなど中南米や中東諸国での出願費用が高い。
- ・中東諸国は高いと感じる。
- ・中東が高い。
- ・中東諸国において非常に高い国がある。
- ・中東諸国の出願・登録費用が高い。
- ・中東地域は高い印象がある。
- ・中東、韓国が高め。
- ・中東諸国は高い国が多い。
- ・中東は何をするにも費用が高額というイメージがあり、アジアは少し安いように思う。

<UAE・サウジアラビア・クウェート等（GCC 諸国）に関する回答>

- ・UAE、サウジアラビアなどの費用がすごく高い。
- ・アラブ首長国連邦、サウジアラビア、クウェートなど中東の国は概して現地費用が高い印象があります。
- ・UAE はとても高い。
- ・最近、庁費用の値上げをしている国が多いが、UAE の費用が他国に比べて高額だと思う。
- ・湾岸諸国においては印紙代が高額である点について、コスト面での懸念を抱いております。また、台湾、タイ、ベトナムなど、指定商品・役務の数に応じて印紙代が変動する国も存在しており、これらの国においては、費用対効果を踏まえた戦略的な出願・権利化対応が求められると認識しております。
- ・サウジアラビアや UAE の庁費用が高い。
- ・GCC 諸国の多くは高く、値上げも頻繁にある印象。

<米国・欧州に関する回答>

- ・米国や欧州は高いと感じる。
- ・日本含むアジア諸国は比較的安い印象を受けるが、欧米諸国は少々高い印象。
- ・アメリカが高い。
- ・アメリカ：商品・役務が多い出願をした際に、約 40 万円の「CHARACTER FEE」を支払った。
- ・米国は出願費用、維持費用が高めの印象（マドプロを利用しても中間応答費用で費用が嵩むことが多い）。権利化後も使用宣誓書の提出で代理人費用、管理コストが発生する。
- ・アジアに比べ欧米における費用は総じて高いように思います。
- ・アジア地域は低廉で、欧米地域は高額な印象。

<中国に関する回答>

- ・中国は安めを感じる。

<その他の回答>

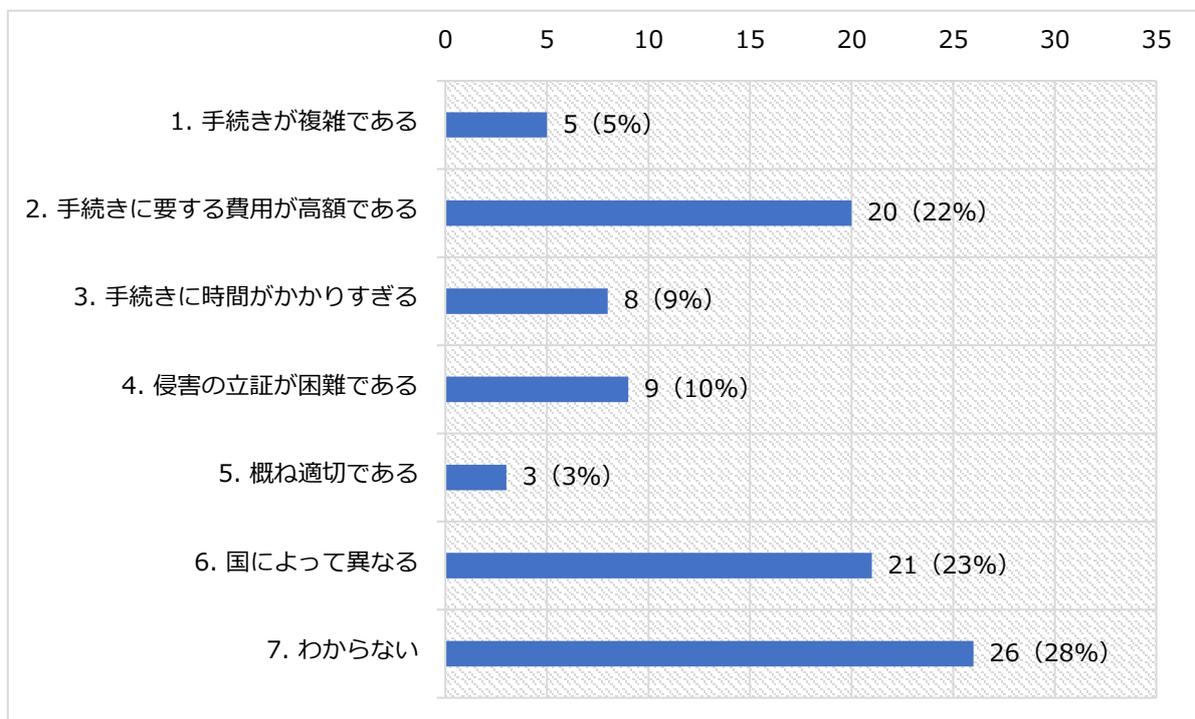
- ・マドリッド制度を利用できない国については比較的高額の印象。
- ・特許庁に支払うべき費用よりも、代理人費用の方がかさむ点が課題。

⑧ 商標権侵害に関する民事的な救済制度についての印象

質問 B8-1 において、商標権侵害に関する民事的な救済制度の印象を聞いたところ、【図表 27】の回答を得た。

「7. わからない」が 26 者 (28%) で最多、次いで「6. 国によって異なる」が 21 者 (23%) であったが、「2. 手続きに要する費用が高額である」も 20 者 (22%) 回答があった。

【図表 27】 商標権侵害に関する民事的な救済制度の印象
(回答者数 66)



また、質問 B8-2 において、国名とともに具体的な理由を挙げてもらったところ、以下のような回答が得られた。

中国、アルゼンチン、インド、米国、オーストラリアについて言及があり、行動を起こすのが困難、訴訟による解決は避けたいなどの回答があった。

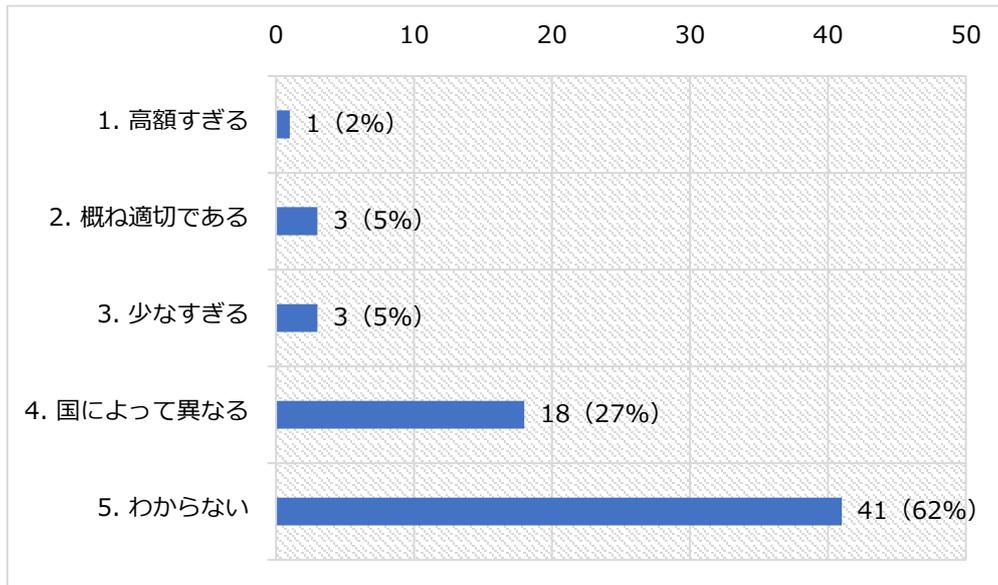
- ・中国：実際に行動を起こせるケースはわずか（立証困難）
- ・アルゼンチンは当局が全く動かない。中国は動くが上級審まで行かないとまともな判断が出てこない。
- ・代理人に依頼する際に費用の概算を貰うようにしていますが総じて高く、依頼をためらうことが多いです。
- ・インドは手続きが複雑であるし、長すぎる。

- ・国により手続きや費用対効果が大きく異なる。
- ・特に米国。訴訟による解決は避けたい。
- ・自社のビジネスの構造上、証拠を確保することが難しく、民事的な救済制度の利用までたどり着かない。手続き費用というよりは、事務所の費用が高額になる傾向があるため、十分な勝算がないと進められない社内の状況もある。
- ・中国で、当方が商標権を持っているにも関わらず、侵害品が OEM 生産品であったために権利行使が難しいことがわかり、理不尽だと感じたことがありました。中国国内で生産されていても、中国国内で流通していないことを理由に侵害とは認められにくいとのことでした。
- ・アメリカ、オーストラリアの費用が高額。
- ・民事的な救済だと一般的には訴訟となるため、費用が高額になる。
- ・代理人費用が高額になりがち。
- ・費用が高額となる傾向があることから、商標権の保護にあたっては、侵害の度合いや市場への影響等を総合的に考慮し、費用対効果を踏まえた戦略的な対応が必要であると認識しております。また、中国では模倣品の販売手法が年々巧妙化しており、模倣品に対して商標をギリギリまで付さないなど、摘発を回避するための対応が取られている事例が見受けられます。こうした状況下では、現地工場を確認したとしても、商標の使用実態が不明確であることから、摘発に至ることが困難であると認識しております。
- ・商標権侵害（模倣品）の数があまりにも多過ぎるため、現状の制度では費用対効果の観点から民事訴訟はあまり現実的ではない。
- ・中東での模倣品対応は他国と比較しても難しいとの印象。
- ・米国や欧州は訴訟費用が高額の印象。
- ・国によって異なるという説明以上の提供可能な情報なし。

他方、質問 B9-1 において、諸外国における、商標権侵害に関する損害賠償の額の印象を聞いたところ、【図表 28】の回答を得た。

「5. わからない」が 41 者（62%）で最多、「4. 国によって異なる」が 18 者（27%）の回答があった。

【図表 28】 諸外国における、商標権侵害に関する損害賠償の額の印象
(回答者数 66)



また、質問 B9-2 において、国名とともに具体的な理由を挙げてもらったところ、計 7 件の回答が得られ、以下のようなものであった。

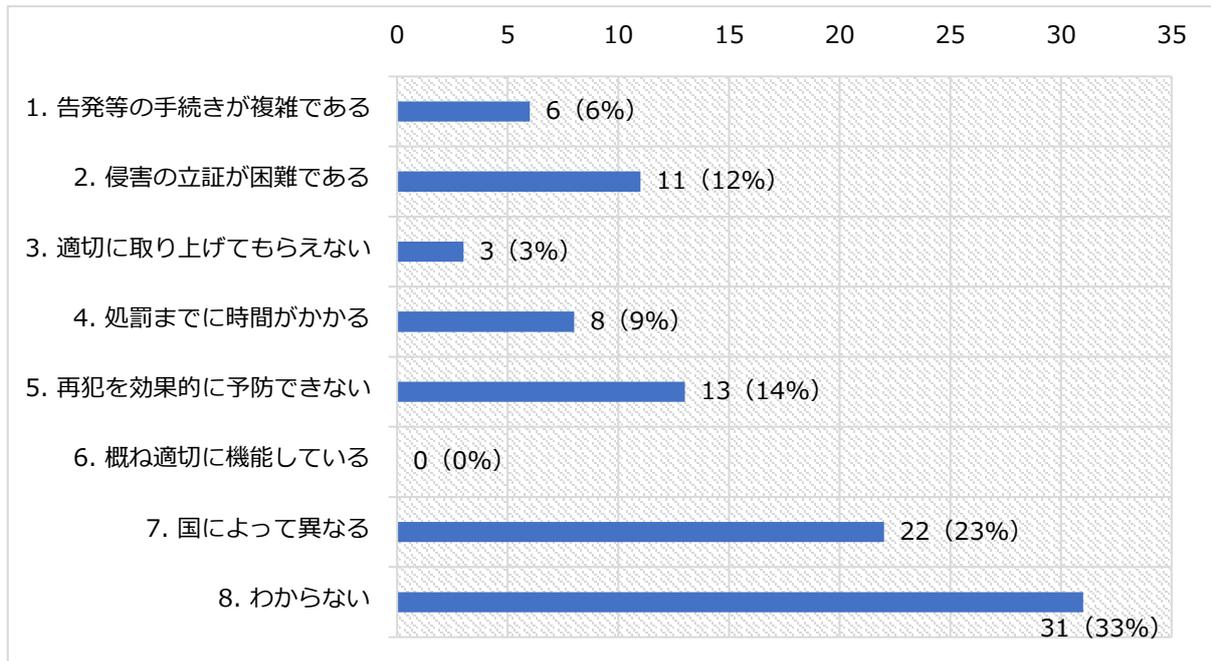
- ・シンガポールは弁護士費用の足しにもならなかった。
- ・国により異なる。
- ・中国は少ないと感じます。
- ・欧米は現地弁護士に相談すると費用がかさむ。
- ・損害賠償請求額を国ごとに比較したことがない。また、経験のある国が中東に偏っている。
- ・妥当な損害賠償額を判決で得られても、それを侵害者から実際に回収することが困難（侵害者に支払い能力がない、侵害者が国外にいる/侵害者に逃げられる、等）な場合もあるため。
- ・US などの先進国では高額の影響。

⑨ 商標権侵害に関する刑事制度な救済制度についての印象

質問 B10-1 において、商標権侵害に関する刑事的な救済制度の印象を聞いたところ、【図表 29】 の回答を得た。

「8. わからない」が 31 者（33%）で最多、「7. 国によって異なる」が 22 者（23%）と続いた。他方、「6. 概ね適切に機能している」は回答者 0 であった。

【図表 29】 商標権侵害に関する刑事的な救済制度の印象
(回答者数 66) (複数回答可)



また、質問 B10-2 において、国名とともに具体的な理由を挙げてもらったところ、主に以下のような回答が得られた。

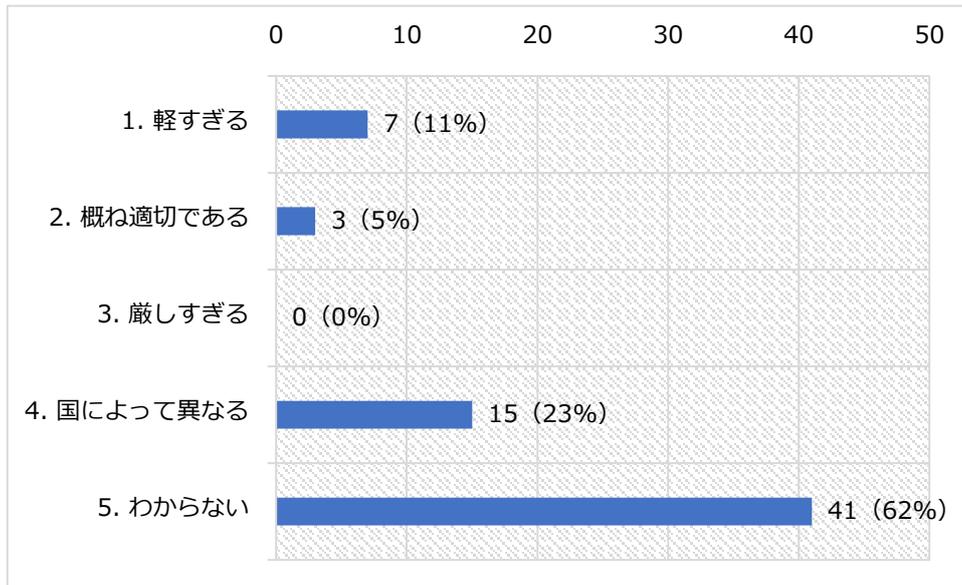
裁判が遅い、刑事立件までの下調べが困難との回答があった。

- ・ UAE、刑事裁判を行っても刑罰が軽いため、再犯を効果的に予防できないと考えます。
- ・ 刑事手続きという性質上ある程度複雑になることは仕方ない部分もあるが、外国の権利者が刑事手続きを使うのは煩雑で、また間に入る法律事務所のコストも高額になる傾向があると感じている。
- ・ アメリカや中国は罰金・自由刑ともに重く、抑止力が強い。
- ・ インドネシアで、権利者側の協力が必要であり、高額となる。
- ・ インドで裁判が遅いと感じる事例があった。・ 現地での対応が困難で、実効性が低い
- ・ 中国の模倣品について、悪質なケースであっても、刑事立件に持って行くまでの下調べが難しい。
- ・ 中国以外での刑事制度を行ったことがないのでわからない。

他方、質問 B11-1 において、商標権侵害に関する刑事罰についての印象を聞いたところ、【図表 30】の回答を得た。

「5. わからない」が 41 者 (62%) で最多、次いで「4. 国によって異なる」が、15 者 (23%) であった。他方、厳しすぎるという回答はなかった。

【図表 30】 商標権侵害に関する刑事罰についての印象
(回答者数 66)



また、質問 B11-2 において、国名とともに具体的な理由を挙げてもらったところ、主に以下のような回答が得られた。

中国、インド、UAE、フィリピン、インドネシア、タイといったアジアの国やトルコに関して回答があった。

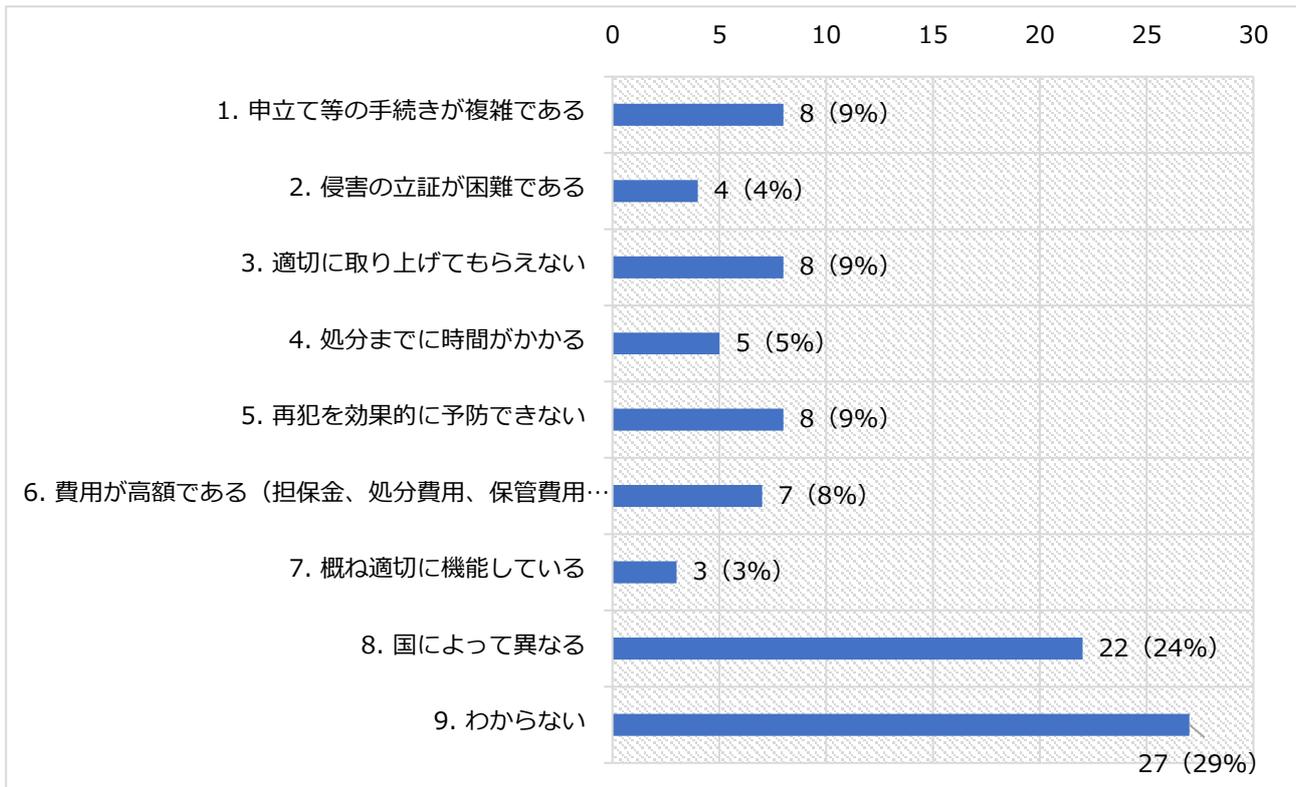
- ・中国、インド（は軽すぎる）。
- ・UAE（は軽すぎる）。
- ・労力・コストをかけて刑事手続きに取り締まりを乗せたとしても、実刑にならないようであれば外国の権利者としては制度を活用するモチベーションは上がりにくいというのが正直なところである。
- ・フィリピンやインドネシアで、刑事罰が軽くなるだろうことを見越して和解をすすめられる。
- ・タイや中国等、侵害者が罪を認めると刑罰を軽くする法律があり、権利者としては納得できないように感じることが多い。
- ・インド、トルコ、その他（模倣品の多い国はすべて）（は軽すぎる）。

⑩ 商標権侵害に対する税関での取り締まりについての印象

質問 B12-1 において、商標権侵害に対する税関での取り締まりについての印象を聞いたところ、【図表 31】の回答を得た。

「9. わからない」が 27 者（29%）で最多、「8. 国によって異なる」22 者（24%）であった。

【図表 31】 商標権侵害に対する税関での取り締まりについての印象
(回答者数 66) (複数回答可)



また、質問 B12-2 において、国名とともに具体的な理由を挙げてもらったところ、中国について、税関での取り締まりが他国より厳しい、良く差し止められるといった回答がある一方で、正規品でも差し止められるという回答もあった。

主な回答は以下の通り。

＜中国に関する回答＞

- ・中国では税関での取り締まりが他国より厳しいと聞いている。
- ・中国税関ではよく差し止められる。担保金のほかにも、現地のエージェンツ費用もかかり、毎度出費がかかる。
- ・中国：処分を侵害者側に任せる場合もあり、適切に処分されたか不明。
- ・中国税関の模倣品ウォッチングの際、疑いのある商品を止めていただけるとは有難いですが、もし正規品だった場合もリリース費用が発生します。調査していただいている以上仕方ありませんが、もう少し安価にしていただけると助かるところはあります。
- ・中国では比較的差し止めていただけるが、東南アジア、欧州では差し止事例が少ない。

＜その他の主な回答＞

- ・韓国で税関登録を行った際には、すぐに侵害品が止められたことがわかって有効だと感じました。
- ・香港税関から侵害疑義品の報告を受けることがあるが、処罰を希望した場合の管理者側の負担が大きく、なかなか協力できない。
- ・数年前まで数か国の税関に登録していたが、差し止めの連絡があるのは基本中国だけで、ドイツで 10 年ぐらいの間に 1 回だけだったので、登録更新をやめています。また、侵害

品であるのに倉庫代等を権利者が負担するのは、侵害品の押収のハードルとなると考えます。

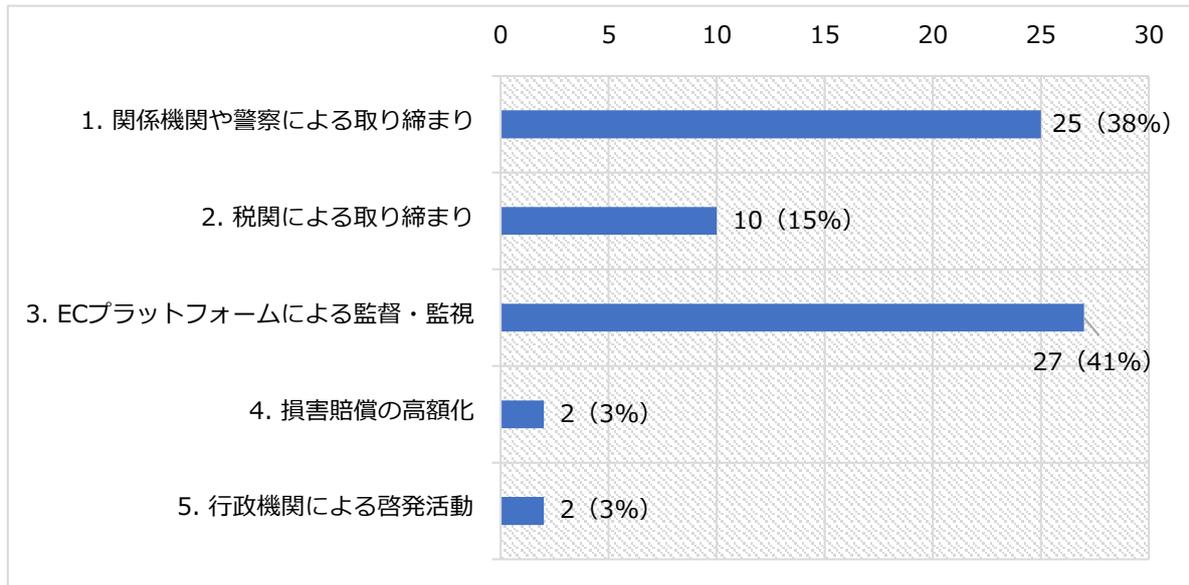
- ・税関取締りにおいて、裁判所へ訴える必要がある制度を採用している国では、費用が高額になるため、税関登録などで積極的に税関での取り締まりを強化しにくい。
- ・差止品の処分自体は可能であるものの、模倣品の製造元までたどり着くことが困難であるほか、中国では刑事摘発を行うための要件を満たさないケースも多く、結果として対策の実効性が限定的であると感じています。また、罰則（罰金）も比較軽いケースが多く、やり得といった感が否めず、再犯の抑止効果も低いと感じております。
- ・税関登録をしても、製品があまり止まらない。国によって、真贋判定の時間が少ない中で判断を求められることが難しい。
- ・多くの国で税関登録を行っているが、差止があるのは一部の国のみのため。
- ・当該国に真贋判定等の対応できる機能を持つ必要のある国では活用できないことがある。
- ・輸入者、輸出者の情報が非開示のことが多く、ルートの特特定や再販予防が難しい。
- ・イスラエル：簡易手続き（UFI）が選べない場合、通常手続きでの担保金（例：ILS 20,000（約 5,300USD））が高額に感じる。
- ・税関で気になっているのは、正規品が止まってしまうリスクと、疑義品が見つかってても税関から供給される写真などの情報が不十分で断定できないというケースが国によってあること。
- ・税関の世界標準で、権利者への問い合わせの時は写真をつけるなど統一ルールがあると権利者は対応しやすいと考える。
- ・ベトナム税関局は積極的に模倣品を職権で差止している印象。

⑪ 諸外国に求める模倣品対策

質問 B13 において、諸外国に求める模倣品対策について聞いたところ、【図表 32】の回答を得た。

「3. EC プラットフォームによる監督・監視」が 27 者（41%）で最多、「1. 関係機関や警察による取り締まり」が 25 者（38%）でこれに続いた。

【図表 32】 諸外国に求める模倣品対策
(回答者数 66)

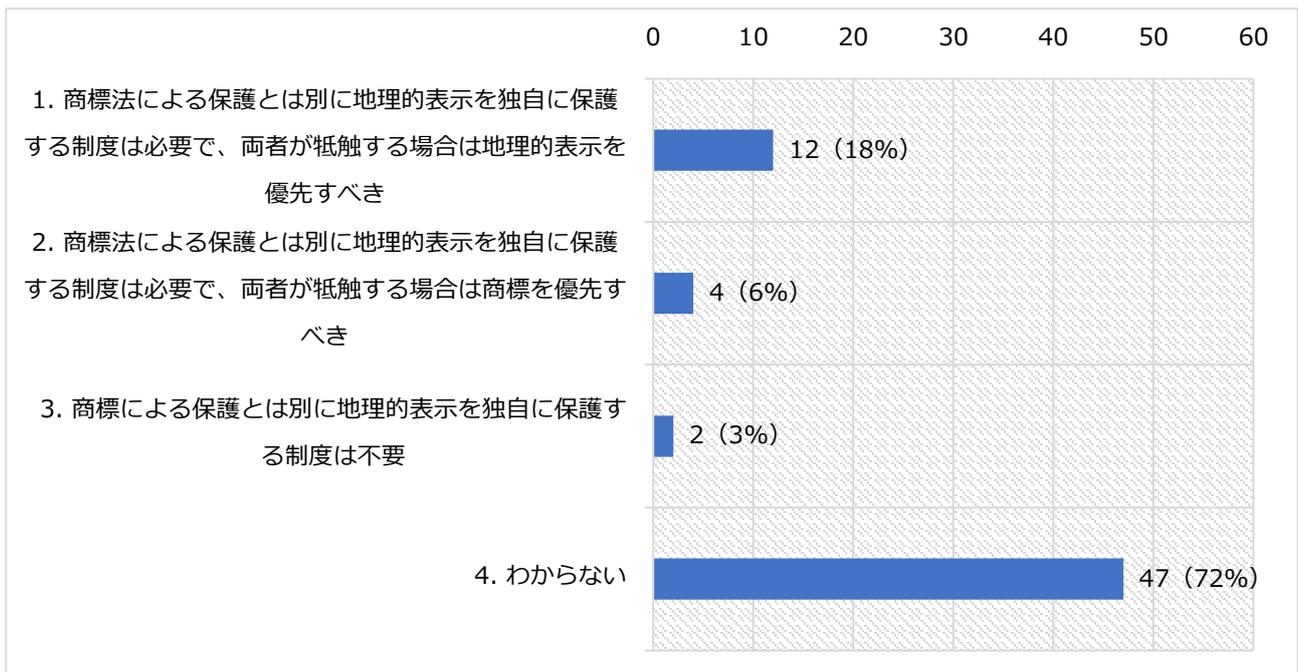


⑫ 地理的表示を保護するための制度と商標法の関係

質問 B14-1 において、地理的表示を保護するための制度と商標法の関係について聞いたところ、【図表 33】の回答を得た。

「4. わからない」が 47 者 (72%) で最多となったが、「1. 商標法による保護とは別に地理的表示を独自に保護する制度は必要で、両者が抵触する場合は地理的表示を優先すべき」も 12 者 (18%) の回答があった。

【図表 33】 地理的表示を保護するための制度と商標法の関係
(回答者数 65)



また、質問 B14-2 において、具体的な理由を挙げてもらったところ、以下のような回答が得られた。

地理的表示を重視する考え方としては、地名のブランド性や公共性・地域性を重視する回答が見られた。他方、地理的表示のメリットは認めるが、商標権が優先されるべき、という回答もあった。

<抵触する場合に地理的表示を重視する考え方>

- ・地名がブランドとなっている商品があまたあるから。
- ・地理的表示のほうが公共性・地域性が高く、地域全体の利益を守る必要がある。
- ・権利としてはそれぞれ保護対象とすべきだが、両者の間で混同を生じないような具体的な表示方法の調整で対処できるように思われ、どちらかといえば、地理的表示の方を優先し、商標の方を別の要素を付記するような対応は可能かと思う。
- ・特定の地理的表示が商標によって無秩序に広がることは、地理的表示に悪影響を及ぼすリスクを抱え、好ましくないと考えているため、一定の制限は必要と感じる。
- ・中国においては悪意的に海外の有名な地名を商標登録することがあるため。
- ・地理的表示は文化面での評価も含まれるので相対的に優先度が高いと考えられるため

<抵触する場合に商標権を重視する考え方>

- ・権利を重視し、(商標権を) 取得する者を優先すべき。
- ・地理的表示のメリットは認めるものの、権利の順位は商標のそれが圧倒的に優先すると考えられる為。
- ・保護対象・目的等が異なり、歴史的背景等から地理的表示制度を撤廃すること自体は難しいものとする。ただし、管轄が異なる国は抵触する可能性は否定できないため、両者が抵触する場合は商標を優先してほしい。

<わからない>

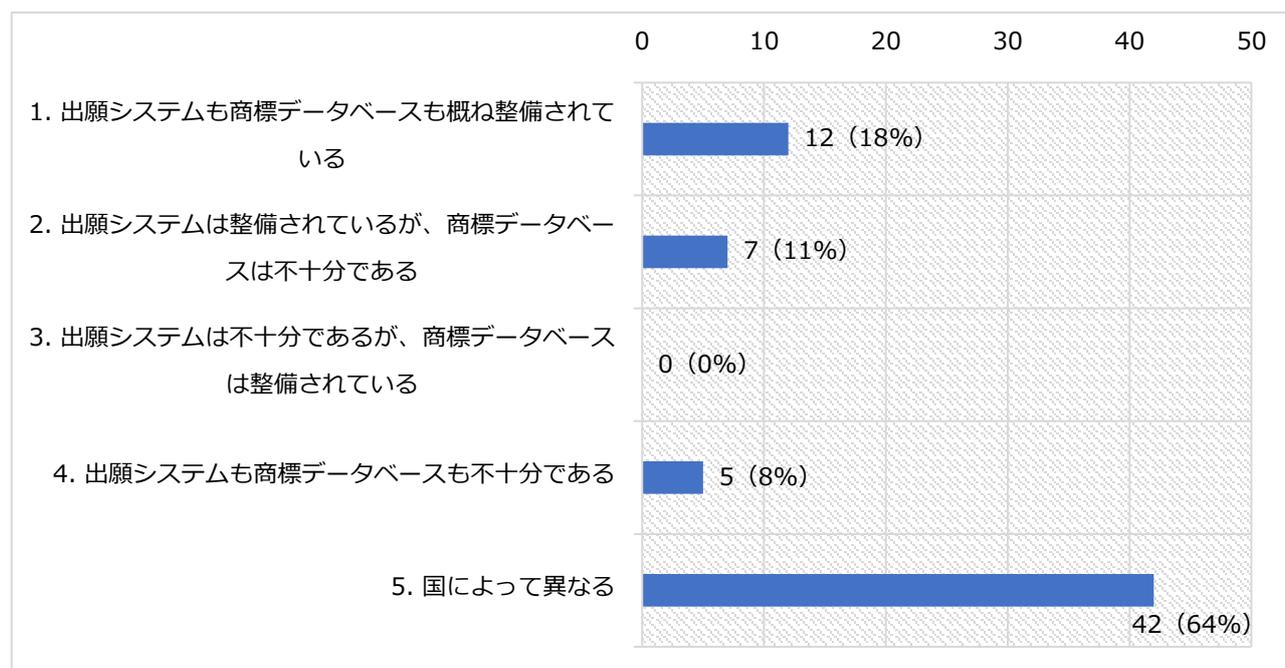
- ・業種柄どちらも検討したことがないため。
- ・弊社では地理的表示を保護が必要となることがないため。
- ・地理的表示を保護するための制度と商標法との関係を明確化し、世界的に統一した制度設計が望まれる。
- ・商標法による保護とは別に、地理的表示を独自に保護する制度は必要であると考えています。ただし、商標による保護と地理的表示制度のいずれを優先すべきかについては、対象となる商品や地域の特性等を踏まえた個別具体的な事例に基づいて判断すべきであると考えております。
- ・メリットとデメリットが不明だから
- ・各国、国内地域の特産品は適正に守られるべきで、品種以外の要素において保護することで、消費者も安心感ができる。
- ・商標法による保護とは別に地理的表示を独自に保護する制度は必要と考えるが、両者が抵触する場合はどちらを優先すべきか現状ではわからない。

⑬ 諸外国における商標制度に関する電子システムの整備の状況

質問 B15-1 において、諸外国における商標制度に関する電子システムの整備の状況について聞いたところ、【図表 34】の回答を得た。

「5. 国によって異なる」が 42 者（64%）で最多となったが、「1. 出願システムも商標データベースも概ね整備されている」も 12 者（18%）の回答があった。

【図表 34】 諸外国における商標制度に関する電子システムの整備の状況
(回答者数 66)



また、質問 B15-2 において、国名とともに具体的な理由を挙げてもらったところ、以下のような回答が得られた。

欧米のデータベースは便利という回答があった一方で、中国やインド、タイ、ベトナム、ブラジルのデータベースは使いにくいなどの回答があった。韓国に関しては、便利、不便の両方の意見があった。

<便利なデータベースに関する回答>

- ・アメリカや EU、WIPO は審査経過や拒絶理由の内容まで詳しく見ることができる点が便利です。
- ・アメリカ、欧州、イギリスは出願システムも商標データベースも概ね整備されている。
- ・アメリカ、カナダ、日本、EU：審査書類等の詳細を確認できるで、調査時に懸念される先行権利との関係を検討する際に、便利だと感じる。
- ・韓国のデータベースは使いやすいです。

<不便・不十分と感じるデータベースに関する回答>

- ・インドや中国で庁のデータベースを外から自由に見ることができない点が不便に感じる場合があります。
- ・中国は改悪されました。

- 中国の商標データベースは安定していない、またアカウント作成、都度のログインが必要で大変。英語表示がなく、現地語表示しかない商標データベースがあり、使用時に時間がかかる。
 - システムのアップデートがなされていることは実感するが、未開示の国、アクセス制限のある国がある。
 - 中国商標局はユーザー登録が必要であり、韓国のデータベースは書誌情報がハングル語が中心になっているなど、グローバルに簡単に検索可能なデータベースにはなっていない国はまだ多いように感じる。
 - 出願システムはわからないが、商標データベースは比較的充実しているが、一部繋がりにくい場合がある。
 - 出願システムは、各国代理人に出願を依頼しているため、不明。商標データベースは、TM view などとても便利だと思うが、出願の経過の資料などが閲覧できるようになるとありがたい。
 - 東南アジアについては商標データベースは不十分であるように感じる。
 - 具体的にはタイ、ベトナムは商標データベースは提供されているが、使い勝手があまり良くないように感じる。
 - 言語の選択肢、英語対応の希望、中国データベースのアクセス困難。
 - 中国の DB を利用する際にユーザー登録/認証が必要であることがとても煩雑なので止めてほしい。また日によってアクセスできないなど接続も不安定であるため、安定させてほしい。
 - 言語上の問題から、諸外国のデータベースだけを頼りにすることは無い。中国はアクセスできないことが多いため、常に不便を感じている。
 - 商標のステータスや先行商標の確認を行うだけのために、ログインの要請、事前の ID/メールアドレスの登録要請やアクセス不可のケースがある。商標のステータスの表示に国際的な統一基準がなく、各国特許庁により情報や表示名がバラバラである。言語が、当該国の言語のみのケースがある（タイ）。
 - 一部の国では、国外からのアクセスが制限されている場合や、アクセス自体は可能であっても操作手順や利用方法が複雑である場合がある。
 - データベースが上手く動作しない、アクセスに時間がかかる場合がある。また、検索結果のアウトプット機能が総じて弱い印象。
 - オーストラリア、イギリス等：審査書類等の確認不可。
 - ブラジル、ミャンマー等は出願システムやデータベースが不十分である。TM View への反映も遅い。英語圏ではない国はデータベースを操作しづらい。中国は概ね整備されているが、都度パスワード等が必要であったりネットワーク環境が不安定でアクセスするのに手間と時間がかかる。
 - 非英語圏の商標データベースは不十分であることが多い印象。
- <「わからない」とする回答>
- 有料データベースや代理人を介しているのではわからない。
 - 各国の状況はわからない、そこまで把握していない、というのが実情。出願は代理人に依頼する形なので、実際の状況はわからない。また、データベースも必要になれば使用するレベルなので、不十分な状態があるのか否かすらわからない。

- ・出願手続については、現地代理人を通じて対応していることもあり、各国の出願システムの詳細な運用状況については十分に把握できていないのが実情です。また、商標データベースの整備状況については、国によって公開範囲や検索機能、更新頻度等に差異が見受けられ、制度の透明性や利便性にばらつきがあると認識しています。
- ・電子化、機械化が進んでいる国もあれば、いまだ紙の紛失等がある国も見られる。

⑭ 商標の調査を行う場合における課題

質問 B16 で、諸外国において商標の調査を行う場合における、課題と思われる事項を自由記載で質問したところ、以下のような回答を得た。

ミャンマーや南米など個別の国、地域に関する回答もあった一方で、国を特定せず、言語の問題がある、データベースの更新頻度の問題などがあるという回答も見られた。

- ・アメリカ特許庁のように、各審査アクションで出された書類を PDF で掲載して欲しい。
- ・ミャンマーや南米のデータ更新時期が遅いと思われる点。
- ・日本や US のような商標権管理システムがそもそも存在するかどうか専門家でないとよくわからない。
- ・一括で検索できる DB が限られており細かくは各国の庁 DB を見なくてはならない。
- ・現地語で表示されたデータベースにアクセスしづらい（特に非英語圏）。
- ・言語のハードルにより現地データベースの検索方法を理解・把握しづらい。
- ・商標出願に先立って諸外国の商標調査を行うことがありますが、現地の言語が理解できないこと、各国の類否判断が分からないこと等により、調査の結果、商標を出願して登録されそうか拒絶されそうか判断し難い場合が多いです。
- ・商標データベースがなかったり、アップデートが遅れていたり、正確ではなかったりすることが問題。
- ・現地庁の審査にムラがあり、調査しても想定外の拒絶理由が出ることもある。
- ・現地での読み方や発音。現地での知名度。
- ・各国特許庁のデータベースの使用方法がよくわからない。日本のネット検索で各国の調査方法も検索できるが、情報が古い場合も多く、参考にならないこともよくある。
- ・収録に抜け漏れがある。タイムラグ。言語障壁（英語版の提供なし）。
- ・類似群コードがない国は、区分で検索し、1 件 1 件指定商品を確認しなければならず、工数がかかる。
- ・類否判断が国毎に異なるため、国毎の専門家の意見を聞く必要がある。
- ・WIPO で全てを検索できないこと。
- ・英語で検索できる機能がついていない国は自分で調査することが難しく不便です。
- ・文字列や図形など外観による調査はしやすいが、類似称呼の調査がどこまでできているのか不安がある。
- ・現地の言語でなんと発音する商標なのかがデータベースに載っておらず、実際発音されたときに類似と判断されるか確認することができない。
- ・国によって審査傾向が異なるため、調査で抽出された結果を国ごとに検証する必要がある。同一の商標が複数の国で検出された場合、国によって類似の判断が異なる。

- ・データベースがタイムリーに更新されない国があり、調査の制度が落ちる。
- ・各国ごとの類似・非類似の審査基準の違い、識別力の判断など、どうしても現地の代理人の見解が必要であり、出願前の段階で多額の費用がかかってしまうことが多いこと。
- ・類似非類似の判断。国ごとの特徴把握。
- ・言語間の違い、文字の違い。
- ・各国で判断基準が微妙に異なるため、調査段階でもそれを考慮して判断が必要になる。
- ・自分で調査できない国がある。
- ・国ごとにデータベースの仕様、入力方法などが異なる点（国ごとにデータベースの特徴を把握する必要がある）。
- ・先行商標との類似や侵害の可能性について、それぞれの国の判断基準、事例が異なるので、総括的に判断することができない。
- ・データベースの正確性、まとめて見られるデータベースがあればなおよし。
- ・情報のタイムラグ（アップデート）による信頼性。
- ・全世界に流通する可能性がある商品に付される商標については、全世界で商標調査を実施するには多大なコストがかかるため、現実的にはすべての国を対象とすることが困難な状況です。そのため、商標の使用予定国や模倣リスクの高い国など、優先度を考慮して対象国を絞り込む必要があります。
- ・類似範囲をどのように考えたらよいか。
- ・代理人によるのかもしれないが台湾では調査範囲のクロスサーチが必要になり、広範囲になってしまう。EUTM の調査だと代理人の出身国により判断が偏ることがある。
- ・商品または役務間の類似の範囲が曖昧。
- ・WIPO や TM VIEW などがあるが、すべての国を網羅できていないため、各国 DB でそれぞれ検索するか有償 DB を使うことになる。また各国 DB もデータ整備や言語対応が不十分で利用しにくい。
- ・国によって異なる。
- ・AI が使用されたシステムなどの導入をし、調査の際に活用しているが、類比判断が難しいときに、結局現地代理人より見解を取得することになる。
- ・アメリカ、カナダ等については、書類等を確認できるため、検討がしやすいものの、他の国では、基本的には、各国の特許庁 DB がそもそもない、あるけれども、書類等が確認できない場合が多いので、詳細な検討が難しいと感じる時がある。
- ・昨今 AI などを用いてある程度ファジーな検索をするデータベースもあるが、その精度をどこまで信頼して良いかはまだ判断が難しいところである。
- ・各種公式調査ツールにおいて、ローカル言語で登録されている商標に適切な音訳・適切な指定商品の翻訳がなされているのか（特に非アルファベット圏かつ非漢字圏）。
- ・審査官の裁量が大きい国は、調査で先行商標を抽出するには限界がある。米国などの代理人によるフルサーチは高額で、市場展開可能性に応じて依頼する必要がある点。
- ・オフィシャルサーチで多くの期間を必要とする国がある。
- ・現地代理人を通じた調査費用が高額である。出願人側でのスクリーニング調査が困難である（有償データベースを使用してもユーザー側で簡易調査できない）。
- ・AI が使用されたシステムなどの導入をし、調査の際に活用しているが、類比判断が難しいときに、結局現地代理人より見解を取得することになる。

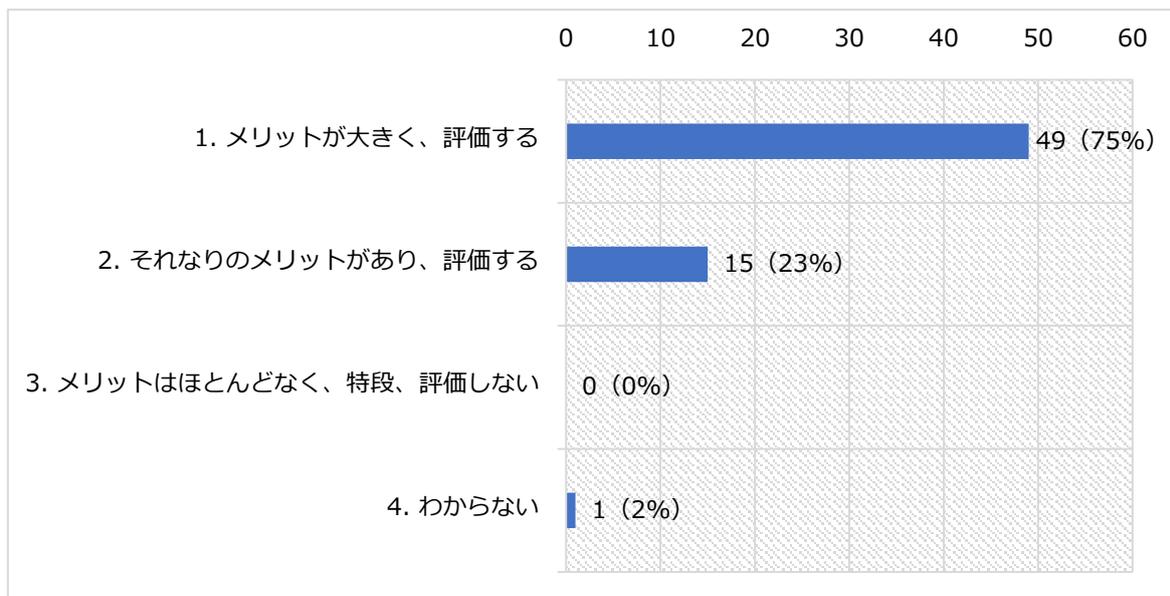
- ・アメリカ、カナダ等については、書類等を確認できるため、検討がしやすいものの、他の国では、基本的には、各国の特許庁 DB がそもそもない、あるけれども、書類等が確認できない場合が多いので、詳細な検討が難しいと感じる時がある。
- ・昨今 AI などを用いてある程度ファジーな検索をするデータベースもあるが、その精度をどこまで信頼して良いかはまだ判断が難しいところである。
- ・審査官の裁量が大きい国は、調査で先行商標を抽出するには限界がある。米国などの代理人によるフルサーチは高額で、市場展開可能性に応じて依頼する必要がある点。
- ・オフィシャルサーチで多くの期間を必要とする国がある。

(i) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書

質問 B17-1 で、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書に加入することに関する評価を聞いたところ、【図表 35】の回答を得た。

「1. メリットが大きく、評価する」が、49 者（75%）と最多となった。

【図表 35】 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書に加入することに関する評価
(回答者数 65)

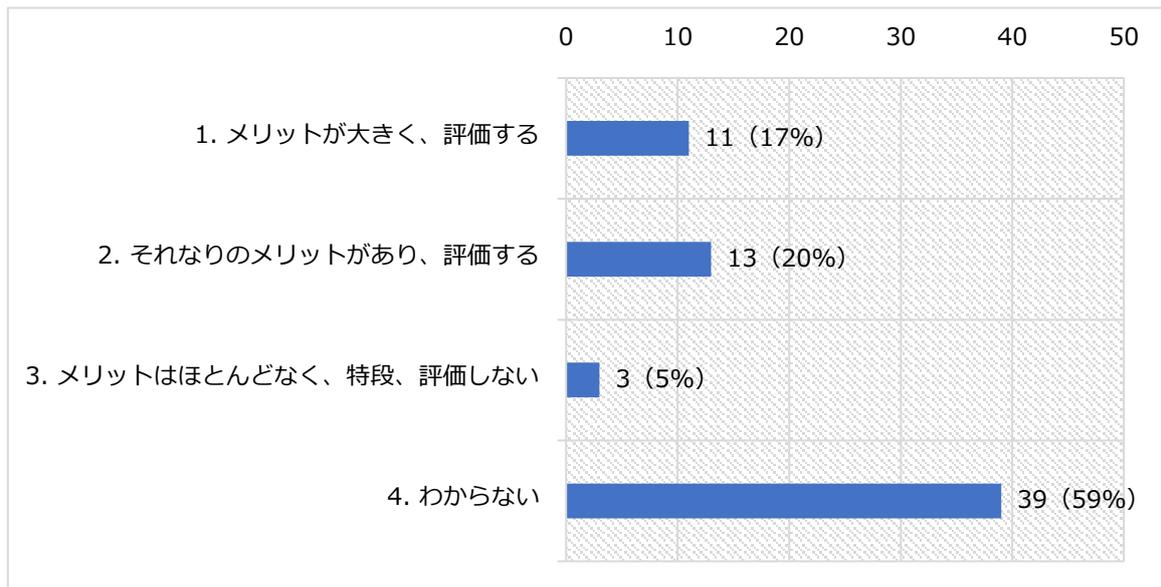


(ii) 商標法に関するシンガポール条約 (STLT)

質問 B17-2 で、商標法に関するシンガポール条約に加入することに関する評価を聞いたところ、【図表 36】の回答を得た。

マドリッド協定議定書の場合と異なり、「4. わからない」が、39 者（59%）と最多となった。

【図表 36】 商標法に関するシンガポール条約（STLT）に加入することに関する評価
（回答者数 66）

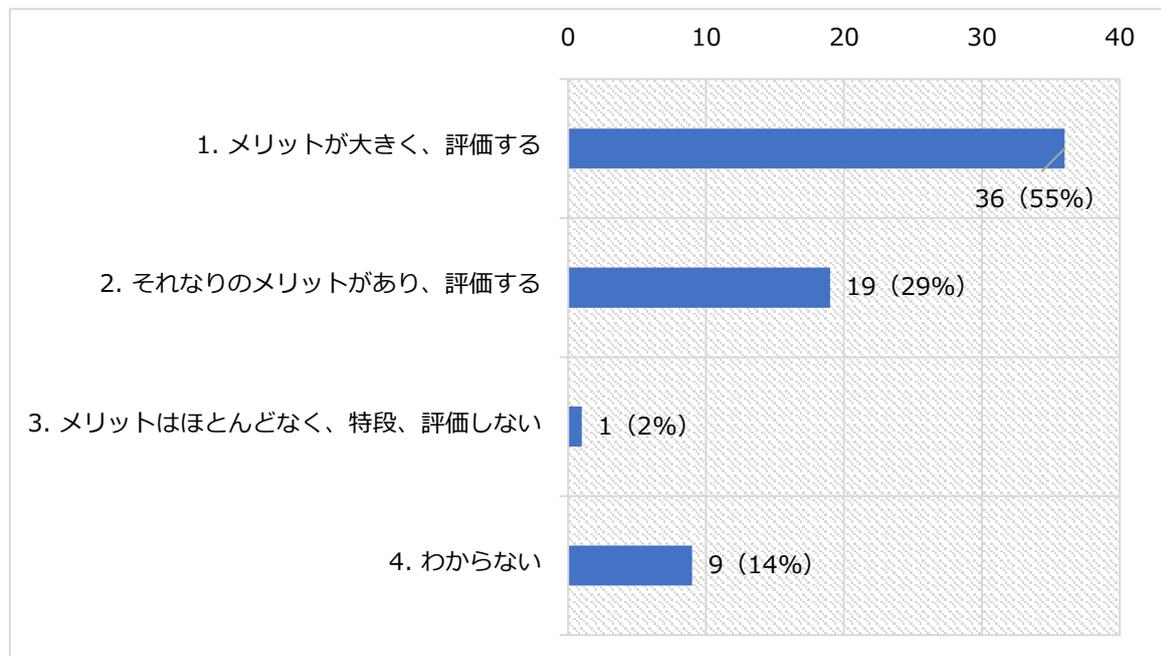


(iii) 標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定

質問 B17-3 で、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に加入することに関する評価を聞いたところ、【図表 37】の回答を得た。

「1. メリットが大きく、評価する」が、36 者（55%）と最多となった。

【図表 37】 標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に加入することに関する評価（回答者数 65）



⑮ 諸外国における商標の保護制度や運用について要望

質問 B18 で、その他、諸外国における商標の保護制度や運用について要望を自由記載で回答してもらったところ、以下のような、制度の整備、審査等の運用の改善、複数の国で出願する場合の手続きの効率化を求める回答を得た。

<制度の整備>

- ・ アフリカにて、明らかに悪意の出願であっても、商標法が整備されておらず、異議申立等の制度がないため非常に苦慮している。
- ・ 不使用取消審判請求に関して、請求側が不使用の根拠を示す必要がなくなること。
- ・ 冒認出願を行う出願人の情報提供。各国の審査に AI が用いられるようになった場合の同じ AI システムの一般公開（事前の登録可能性予測が完璧になる。）。

<審査等の運用の改善>

- ・ 中国では直接出願とマドプロ出願で審査の運用が異なる場合があり、不明瞭な部分がある。統一してほしい（例：指定商品・役務の記載等）。

<複数の国で出願する場合の手続きの効率化>

- ・ 社名変更に伴い名義変更する場合、各国ごとに手続きをせず、日本や WIPO に名義変更手続きをすれば、全世界の名義変更が出来るようになると、とても有難い。今は各国ごとに名義変更を行うため、膨大な費用を費やしている。
- ・ 商標権についても、特許権や意匠権と同じように、DAS²⁶を使用できるようにしてほしい。
- ・ 手続の簡素化を進めて欲しい。
- ・ 指定商品の表記について各国の基準を統一していただきたい（包括的な表記が認められる国がある一方、当該表記が認められず、具体的な表記の記載が必要となる国もある。）。
- ・ 国によって包括的表記に含まれる商品が異なるような状況はなくすようにしていただきたい（たとえば「被服」に「帽子」が含まれる国と含まれない国があるような状況。）。

(3) 質問 C : GCC 諸国における事業状況と事業形態

① GCC 諸国における事業経験

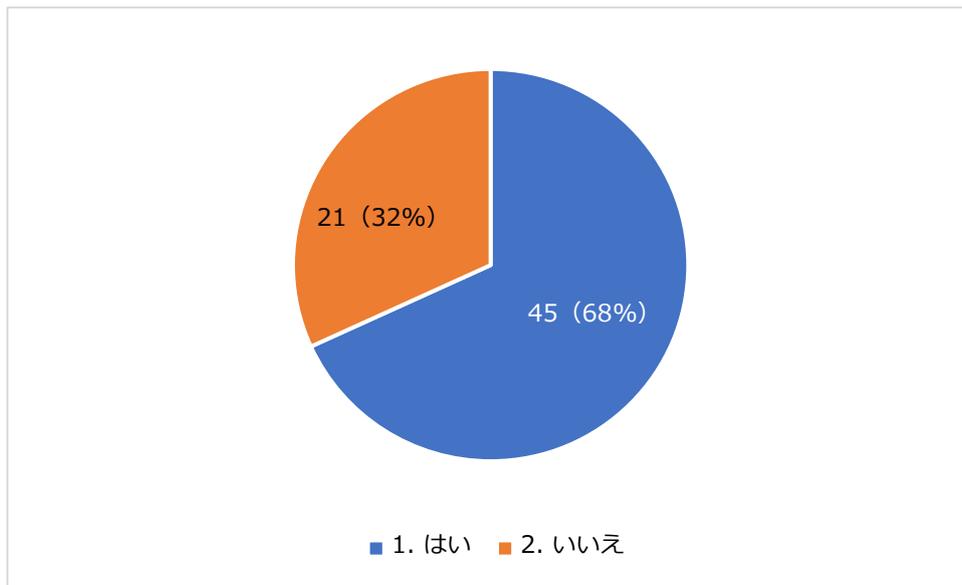
質問 1 において、GCC 諸国のいずれかにおいて、自社（系列会社、現地企業との合弁会社を含む。）による製造・販売、輸出、輸入、電子商取引、ライセンス等による現地企業による製造・販売、その他を行った経験²⁷があるか、を聞いたところ、【図表 38】の回答を得た。

「はい」（経験がある）という回答が 45 者（68%）、「いいえ」（経験がない）という回答が 21 者（32%）であった。

²⁶ Digital Access Service（優先権書類の特許庁間における電子的交換）

²⁷ 2015 年から現在までの期間

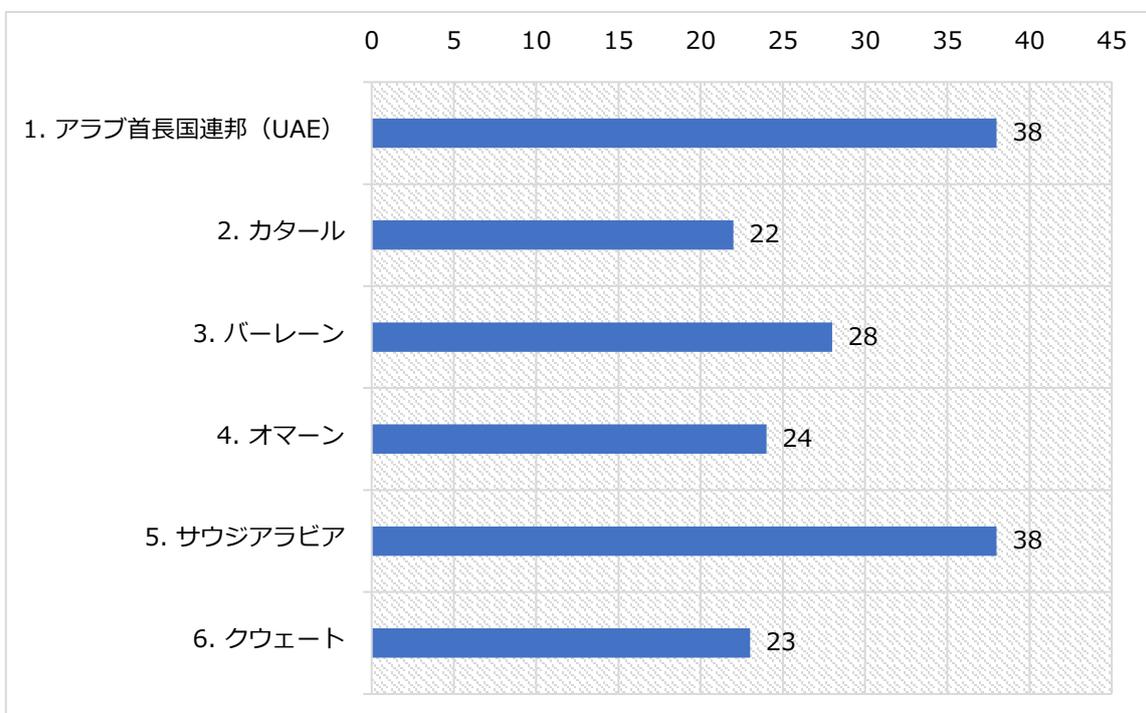
【図表 38】 GCC 諸国における事業経験（回答者数 66）



また、質問 C2-1 において前問の回答が「はい」の場合、どの国において事業を行っているかを聞いたところ、【図表 39】の回答を得た。

UAE、サウジアラビアが 38 者で最多であるが、他の 4 か国でも 20 者以上から事業を行っているという回答があった。

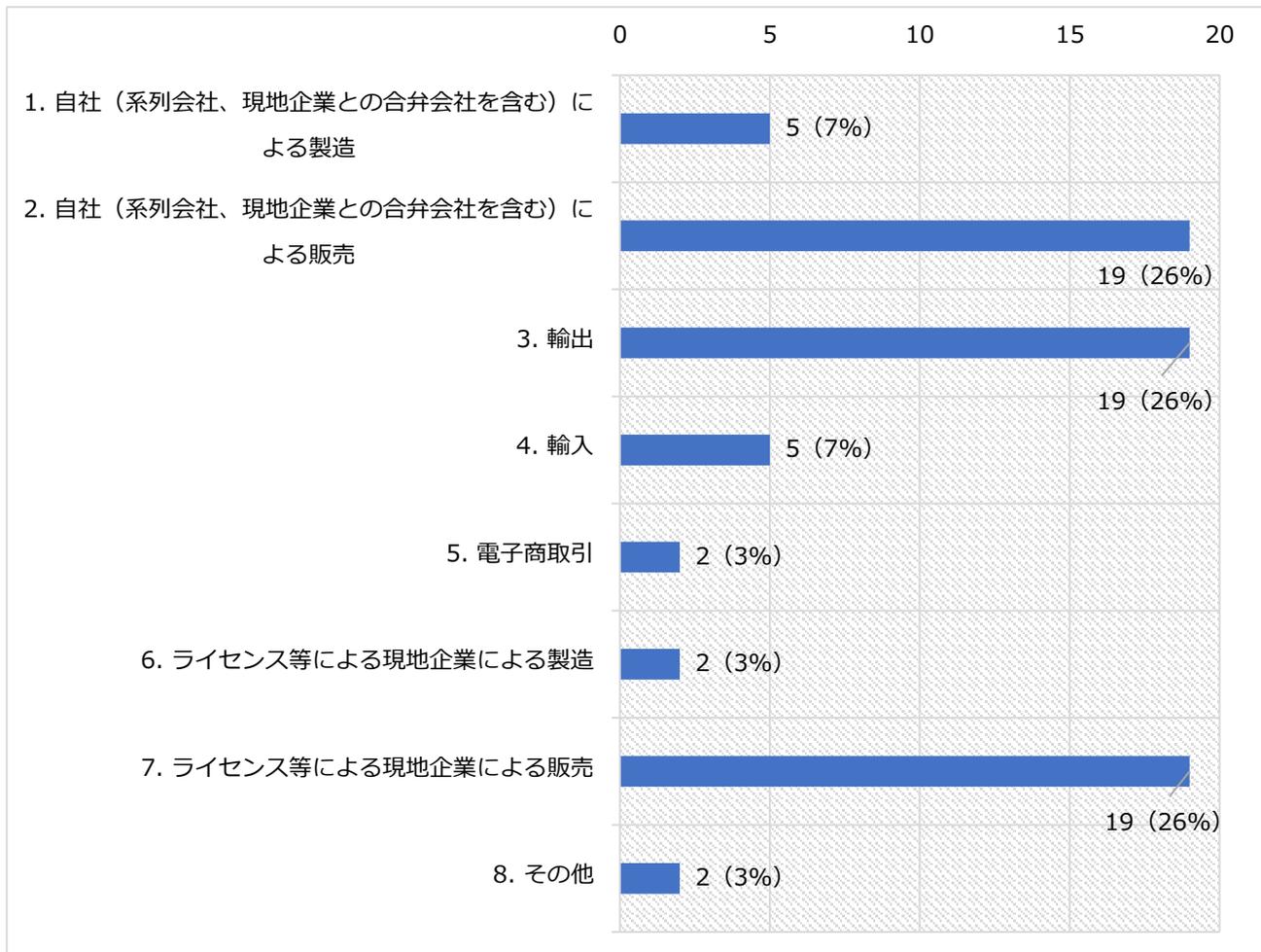
【図表 39】 GCC 諸国における事業経験（国別）（回答者数 45）（複数回答可）



また、質問 C2-2 において、前問の回答が「はい」の場合、GCC 諸国内で行っている事業形態を聞いたところ、【図表 40】の回答を得た。

自社による販売、輸出、及びライセンス等による現地企業による販売が、それぞれ 19 者 (26%) と最多となった。

【図表 40】 GCC 諸国における事業経験（事業形態）（回答者数 45）（複数回答可）



② GCC 諸国でビジネスを行うにあたっての留意事項・懸念事項

質問 C3 で、GCC 諸国でビジネスを行うにあたって、他の地域と特に異なる懸念事項や留意事項を自由記載で得た。

以下のように、文化が異なるので、違法ではないが炎上するようなこともある、地政学上の紛争リスクなどといった、カントリーリスクそのものを指摘する回答が複数見られた。

また、知的財産関連としては、冒認出願の存在や、無効化手続きのコストが高いといった回答があった。

- ・ GCC 諸国に限った話ではないものの、文化が異なるので、違法ではないが炎上するようなこともあるものと思っています。
- ・ 紛争諸国なので、事業の継続がいつ困難になるか懸念がある。
- ・ 反社会的勢力との関与がある危険性や地政学上の紛争リスク。
- ・ カントリーリスク。
- ・ 費用が高い。地政学的リスクの影響を受けやすい。

- ・ 宗教的配慮や文化の違い。
- ・ 冒認出願の存在と、無効化手続き及びそのコスト・先進国と比べ、模倣品の対応や民事・刑事事件の対応において、手続き面や費用面でハードルが高く、また、国によっては、侵害業者と司法当局や警察との不正な取引などもあり、日本企業としては対応に苦慮する場面が多い。また、現地企業（現地の販売代理店など）を優遇するような法律がある国もあり、一度ビジネスを開始してしまうと、代理店の権限の抹消などビジネス環境や権限のリセットに困難性を伴う国もある。

（４）質問 D：GCC 諸国における商標の出願経験、および課題認識

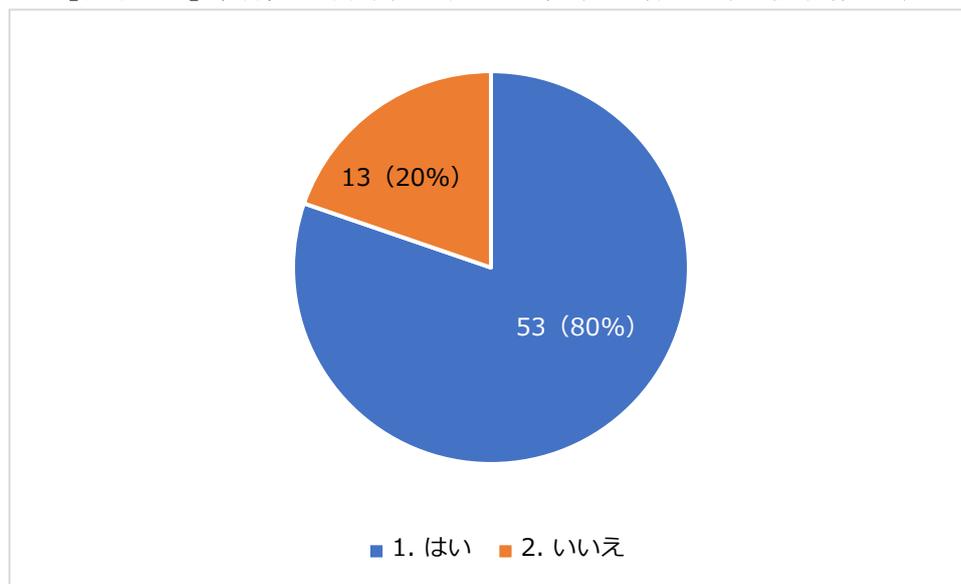
① GCC 諸国における、商標登録出願を行った経験の有無

（i）商標登録出願を行った経験の有無

質問 D1-1 において、GCC 諸国（アラブ首長国連邦（UAE）、サウジアラビア、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート）のいずれかの国において、商標登録出願を行った経験を聞いたところ、【図表 41】の回答を得た。

「はい」が 53 者（80%）、いいえが 13 者（20%）と、出願経験有りが多数となった。

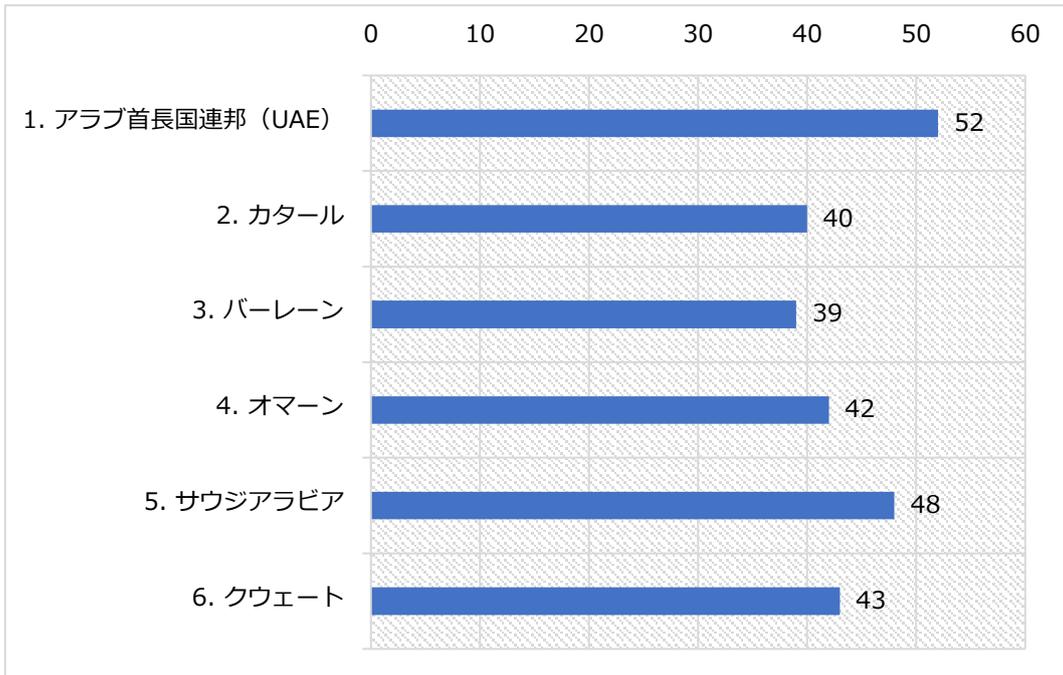
【図表 41】 商標登録出願を行った経験の有無（回答者数 66）



さらに、D1-1 の回答が「はい」と回答した 47 者に対して、質問 D1-2 において、どの国で出願（指定）を行ったかを尋ねたところ【図表 42】の回答を得た。

いずれの国も回答 47 者中 30 者以上が出願経験と回答し、UAE が 53 者中 52 者と最多、以下、サウジアラビア（48 者）、クウェート（43 者）と続いた。

【図表 42】 GCC 諸国において商標登録出願を行った国
(回答者数 53) (複数回答可)

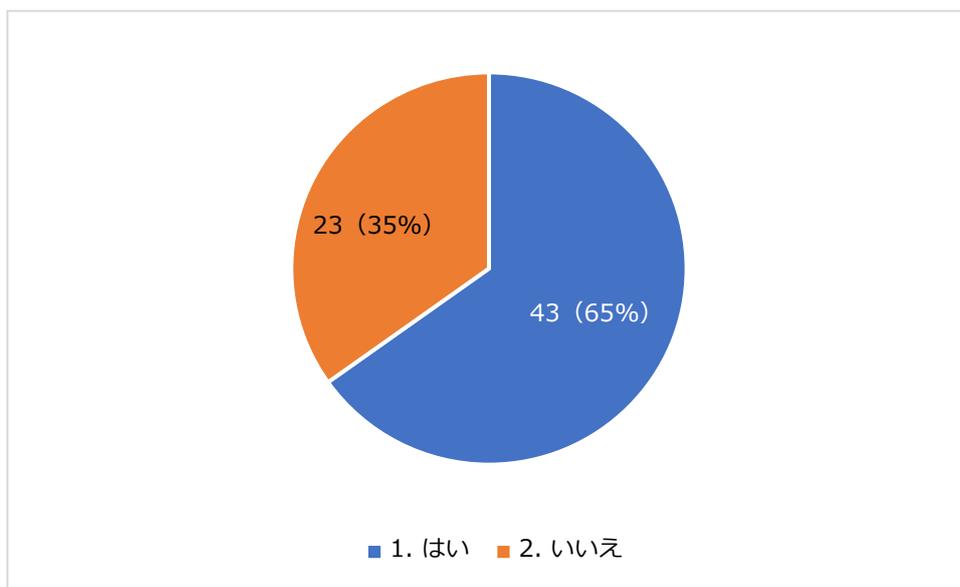


(ii) 国際商標登録出願の経験の有無

GCC 加盟国のうち、アラブ首長国連邦 (UAE)、バーレーン、オマーン、カタールの 4 か国は標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書に加入しているが、これらの国を指定国に含む出願をした経験があるかを聞いたところ、【図表 43】の回答を得た。

「はい」(経験がある) が 43 者 (65%)、「いいえ」(経験がない) が 23 者 (35%) と、経験があるとの回答が多数となった。

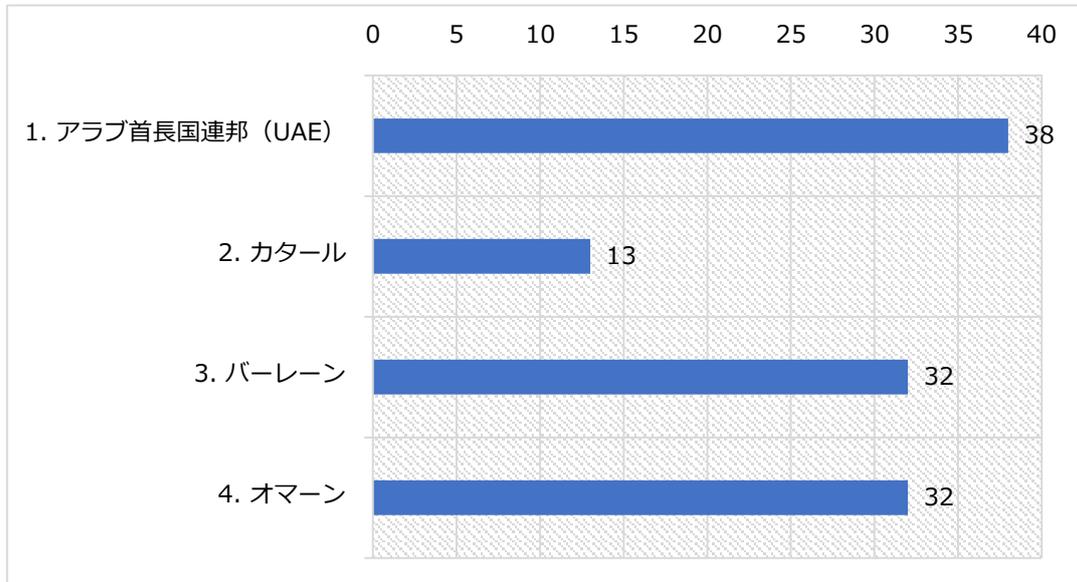
【図表 43】 GCC 諸国における国際商標登録出願の経験の有無
(回答者数 66)



さらに、D1-1 の回答が「はい」と回答した 43 者に対して、質問 D1-2 においてどの国で出願（指定）を行ったかを尋ねたところ【図表 44】の回答を得た。

UAE が 43 者中 38 者と最多、以下、バーレーンとオマーンがそれぞれ 32 者と同数で続いたが、カタールと回答したのは 13 者であり、他の 3 か国の半分以下であった。

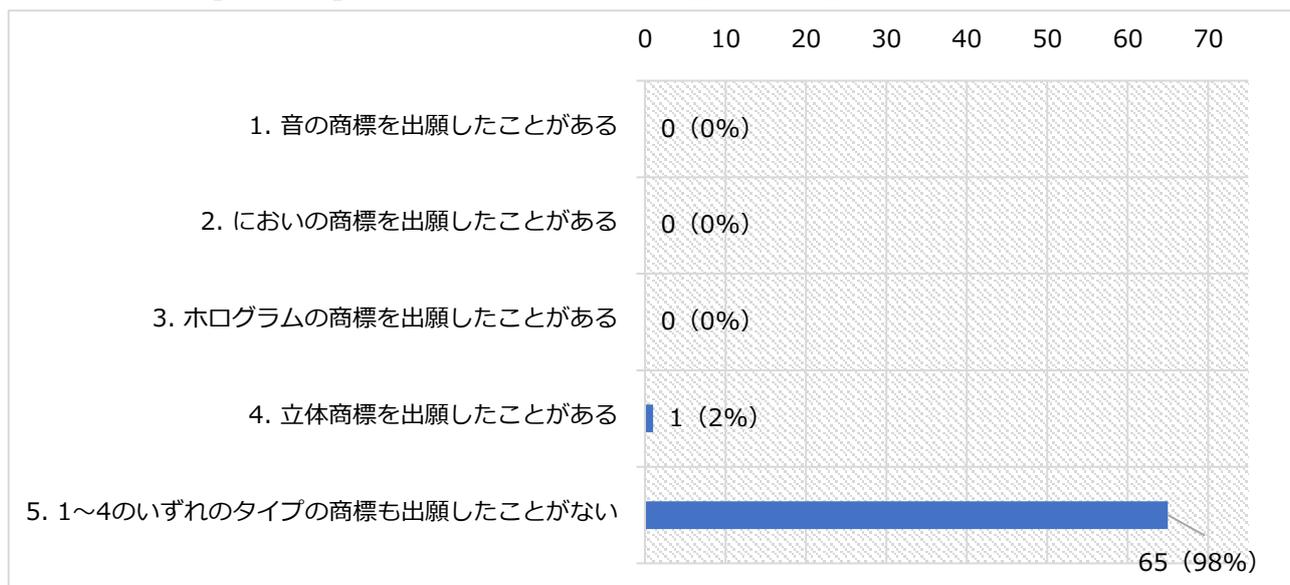
【図表 44】 どの国を指定したか（回答者数 43）



(iii) 新しいタイプの商標の登録出願経験の有無

質問 D3-1 において、GCC 各国における、音の商標、においの商標、ホログラムの商標、立体商標を出願した経験について聞いたところ、【図表 45】の回答が得られ、立体商標を出願した 1 者を除き、出願はしていないという結果となった。

【図表 45】 新しいタイプの商標の登録出願経験（回答者数 66）



なお、質問 D3-2 において、その一者に対し出願件数と出願の内容等について質問したところ、出願は 1 件、出願商標は「化粧品の包装用容器」という回答であった。

② GCC 諸国における、商標に関する問題が生じた事例の有無

質問 D4 で、GCC 諸国において、商標に関する問題が生じた事例（真正品である自社製品が税関で止められた等の事例、他社からの警告状や訴訟等の当事者間での係争等の問題を含む。）について自由記載で聞いたところ、7 者から回答があった。そのうち「特になし」と「ありません」を除いた、5 者の回答は以下の通りである。

税関での問題や、模倣品に関する事例が見られた。なお、これらの回答は、いずれも、質問 C1 において「GCC 諸国で製造・販売等を行った経験がある」と回答した者による回答である。

- ・過去サウジアラビア税関で、真正品や並行輸入品が税関で止められたことが複数回あった。
- ・自社の販売店が、当社ハウスマークの出願を行っていた。
- ・現地企業に販売代理店の権限を付与しビジネスを行っていたが、戦略変更により、当該代理店との関係を解消しようとしたところ拒否されたり、あるいは、旧代理店が過去の商標使用の許諾書や代理店契約書など悪用して、模倣品の製造・販売を行っている事例などがあります。
- ・模倣品の発見により、現地調査と訴訟を実施した。
- ・当社商標（ロゴ）を使用せず（または商品画像上は隠して）パッケージデザインのみを酷似させた模倣品や、ノーブランド品に後からシールで当社商標を付した模倣品などが散見される。

③ GCC 諸国における、商標出願（審査への対応や使用の証明等を含む。）を行う際の課題及び要望

質問 D5 で、GCC 諸国において、商標出願（審査への対応や使用の証明等を含む。）を行う際に、課題があると考えている点について自由記載で聞いたところ、以下の通り回答があった。

国名の限定の無いものも含め、「費用が高い」という趣旨の回答が計 20 者から得られた。特に、UAE（4 者）とサウジアラビア（2 者）を指定した回答もあった。なお、これらの回答のうち 17 者は、質問 C1 において「GCC 諸国で製造・販売等を行った経験がある」との回答であった。

費用以外の回答としては、（領事）認証を要求される機会が多い、言語障壁、指定商品（クラス）に関する課題、認証手続きに関する課題、現地代理人の選定等が挙げられた。

<「費用が高い」という意見>

- ・費用が高い（高め、高額）。（10 者）
- ・以前、出願を検討したことがあったように思いますが、費用が高かったので断念したように思います。

- ・手続き費用が高額。
- ・UAEにおいて権利化費用・維持費用が高額であることが懸念点です。
- ・UAEの出願等費用が各国出願だと高額である。
- ・費用が高額（サウジアラビアとUAE）。
- ・費用：サウジアラビアやUAEの庁費用が高いこと。
- ・概して現地費用が高いこと、またサウジアラビアでは庁から指定された商品リストの中から指定商品を選ばなければならない点が不便です。
- ・GCC諸国の庁費用は、他地域と比べ費用がかかる。
- ・認証等取得の手続きが煩雑、費用が高い。
- ・印紙代が高額である点について、コスト面での懸念を抱いています。また、委任状等の必要書類に対して大使館での認証手続きが求められる場合もあり、手続きの煩雑であると感じています。

<認証に関する意見>

- ・費用、公証認証を要求される機会の多いこと。
- ・認証等取得の手続きが煩雑。
- ・手続き：委任状の公証・認証手続等で様々な書類手配が必要で煩雑。
- ・領事認証が必要な国は手続きが煩雑で時間的コストがかかり、公証・領事認証、必要書類の翻訳が必要となって費用が嵩むため、外交上の課題ではあると思うが不要になると良い。国際標準としてデジタル公証の導入も検討してほしい。

<その他の意見>

- ・指定商品のクラスなどが国によって異なる。
- ・適切な現地代理人の選定（ハブ事務所が多く、各国の現地実務に精通しているかどうか不詳なケースがある。）。
- ・審査が遅いときがある。

さらに、質問 D6 で、GCC 諸国に対して、商標出願（審査への対応や使用の証明等を含む。）に関する要望を聞いたところ、以下のような、費用、データベースの拡充、手続きの短縮などの要望が回答として得られた。

サウジアラビアに対しては、マドリッド議定書への加入や、権利失効後の引用適格性についての要望もあった。

なお、これらの回答は、いずれも、質問 C1 において「GCC 諸国で製造・販売等を行った経験がある」と回答した者による回答である。

- ・あまり費用が高くないと有難いです。
- ・代理人費用を含め、コストが高い。
- ・商標調査のデータベースの拡充。
- ・手続きの簡素化。
- ・サウジアラビアもはやくマドプロに入ってほしいです。
- ・サウジアラビアで、引用商標の権利失効後 3 年間も引用商標として有効になるのが不便に感じている。

- ・審査基準の短縮。
- ・特になし（2者）。

④ GCC 諸国における、模倣品や偽ブランド品に対する対策に関する課題

質問 D7 で、GCC 諸国において、模倣品や偽ブランド品に対する対策に関して、課題がある（商標が不正に付されたラベルと商品本体が別々に製造、組み立てられるなど巧妙化する模倣品製造業者の手口への課題、インターネット上での課題を含む。）と考えている点を聞いたところ、以下のような回答が得られた。

本問の回答者のうち GCC 諸国で製造・販売等を行った経験がある」と回答した者（4者）による回答として、倣品の流通実態を把握することが一層難しい、商標の類似度が低いながらも明らかに模倣品への対応、行政手続きの有効性が怪しい、といった模倣品対策の実務上の困難さが挙げられた。

他方、「GCC 諸国で製造・販売等を行った経験がない」とするものの回答（1者）においては、サウジアラビア、UAE、オマーンそれぞれの国に模倣品の摘発において、当局が摘発後に公的な文書を正式に発行していない結果、権利者には摘発の基本的な事実情報などが分からない、という回答があった。

＜「GCC 諸国で製造・販売等を行った経験がある」（4者）＞

- ・模倣品の販売が EC サイトではなく、SNS 等のプラットフォームを通じて行われるケースが増加しており、従来の監視手法では販売ルートの特定制が困難となっています。このような状況により、模倣品の流通実態を把握することが一層難しくなっていると認識しています。
- ・商標の類似度が低いながらも明らかに模倣品である場合、単純な商標侵害で争えない。
- ・警告書を出したところで悪意的な業者であれば意味がなく行政手続きの有効性も怪しいと感じる。
- ・GCC 諸国では、被害がないため、特に要望なし。

＜「GCC 諸国で製造・販売等を行った経験がない」（1者）＞

- ・＜サウジアラビア＞模倣品の摘発において、当局が摘発後に公的な文書を正式に発行していない。その結果、権利者には摘発の基本的な事実情報や、具体的な押収数量が分からない。また、摘発の現場に代理人が同行することも基本的に許可されていないため、実際の摘発の様子も分からず、疑義品の真贋鑑定の信頼性に疑問がある。（精巧な模倣品が見落とされている可能性も否定できない。）
- ・＜UAE＞サウジアラビア同様に、当局による摘発の公式な文書が入手できない。代理人が摘発の様子を画像を稀に入手（非公式に）できることがあるが、不鮮明なものが多い。また、税関研修を長年継続しているが、なかなか水際で差止が発生しない。（但し、同国内の市場では模倣品が押収されており、これらは国外から輸入されているものである。）
- ・＜オマーン＞同様に、当局が代理人を摘発現場に同行することを禁止しているため、精巧な模倣品が見落とされている可能性がある。また、摘発後に押収品がそのまま現場に残されている事例もあり、それらが市場に流出する大きな懸念がある。

⑤ GCC 諸国への要望

最後に、質問 D8 で、GCC 諸国への要望を聞いたところ、以下のような、法整備、税関差止の強化・啓発活動の強化など行政・税関による活動強化、模倣品排除のための国際協力体制の構築といった要望が回答として得られた。

<法整備に関する要望>

- ・各国における模倣品対策は、いずれも制度整備の途上であり、今後の運用改善や実効性の向上により、より効果的な対策が講じられていくものと期待しています。併せて、各国における模倣品の国内流通状況について調査を進めていただき、実態に即した効果的な対応策について、今後の発表や情報共有を通じてご提示いただけることを希望いたします。
- ・制度はしっかりあるように見えるが実際は審査に時間がかかったり、費用対効果が低いように感じる。

<行政・税関による活動強化>

- ・UAE へ税関登録しているが、税関から模倣品の差止め連絡があまり来ず、どこまで機能しているか不明であるため、税関差止を積極的に行っていただけると有難い。
- ・現時点において弊社 IP に関する侵害は把握していないため具体的な要望はありませんが、知的財産権に関する啓発活動をお願いできればと存じます。<国際協力>
- ・模倣品等を効率的に排除するため、国際的な協力体制、特許庁・税関・EC サイト等との協力関係を構築してほしい。

<その他>

- ・GCC 諸国では、被害がないため、特に要望なし。
- ・(GCC 諸国での対策には着手していないため特にいえることはないが) 中国から流入する模倣品に対して抑止する、GCC 諸国それぞれの独自の取組みがあるとよいかと考える。

3. 小括

(1) 海外における商標活用

① 商標制度を活用する際に特に問題となり得る項目

商標制度を活用する際に特に問題となり得る項目については、審査の内容や期間、権利行使（エンフォースメント）、商標権の取得・維持費用といった、実務上の課題が相対的に上位の回答となる一方で、出願手続きに関する制度や国際条約への加盟については相対的に低い回答率となった。

② 保護を希望する新しいタイプの商標

保護を希望する新しいタイプの商標については、「特になし」が 8 割近くとなり、それほど関心が高くないのではないかと推察されるような結果が得られた。

③ 諸外国において、特に必要と思われる商標出願手続き

商標出願手続き等に関して、特に必要と思われると考えられるものを上位3つに限定して質問したところ、「出願人に、商標の登録を拒否する理由に対して書面（電子的方法による提供を含む。）による反論の機会を与えること」が最多、次いで「利害関係人に、悪意（不正目的等）をもってなされた出願・登録に対し、取消請求の機会を与えること」、「出願人に、商標の登録を拒否する理由を、書面（電子的方法による提供を含む。）で出願人に通知すること」という順となった。

また、異議申し立ての機会に関しては、いわゆる付与前異議について30者の回答があったのに対し、付与後異議については2者にとどまった。

④ 商標出願の審査期間

商標出願の審査期間についての印象は、「国によって異なる」が最多であるが、「長すぎる」の回答も18%あった。期間が長すぎると言及された国では、タイが最多（13者）であり、以下、インド（11者）、カナダ（9者）、韓国（7者）と続いた。

⑤ 商標出願審査の質

商標出願審査の質について、国名とともに具体的な理由を挙げてもらったところ、特に中国についての言及が多く（22者）、審査が厳しい、ばらつきがある、類似範囲が広いといった回答が見られた。次いで、タイ（8者）についても、審査官によって判断が変わる、識別力の判断が非常に厳しいなどの回答があった。

⑥ 商標出願審査の（審査以外の）諸手続き

商標出願審査の（審査以外の）諸手続きについて、いくつかの国で、数年単位で手続きが滞っているという回答や、手続きミスが発生しているという回答が得られた。国名を挙げられた国は、中国、インド、ナイジェリア、韓国、ベトナム、インドネシア、ミャンマー、イラクであった。

⑦ 取得・維持費用（各国特許庁に支払うべき費用）

取得・維持費用については、中東（中近東）は費用が高額に感じるという回答が相当数得られた。その中には特にUAEやサウジアラビアを特定して費用が高いとする回答も相当数見られた。米国・欧州についても高いという回答があった。他方、アジアは低廉であるという回答もあった。

⑧ 商標権侵害に関する民事的な救済制度についての印象

商標権侵害に関する民事的な救済制度の印象を聞いたところ、中国、アルゼンチン、インド、米国、オーストラリアについて言及があり、行動を起こすのが困難、訴訟による解決は避けたいなどの回答があった。

また、諸外国における、商標権侵害に関する損害賠償の額の印象を聞いたところ、シンガポール、中国について少ないという回答があった一方、米国などの先進国では高額の印象という回答もあった。他方、「欧米は現地弁護士に相談すると費用がかさむ。」「妥当な損

害賠償額を判決で得られても、それを侵害者から実際に回収することが困難」という回答もあった。

⑨ 商標権侵害に関する刑事制度な救済制度についての印象

商標権侵害に関する刑事的な救済制度の印象を聞いたところ、裁判が遅い、刑事立件までの下調べが困難との回答があった。

また、商標権侵害に関する刑事罰についての印象を聞いたところ、中国、インド、UAE トルコ、その他（模倣品の多い国はすべて）は軽すぎるとする意見の他、「労力・コストをかけて刑事手続きに取り締まりを乗せたとしても、実刑にならないようであれば制度を活用するモチベーションは上がりにくい」「タイや中国等、侵害者が罪を認めると刑罰を軽くする法律があり、権利者としては納得できないように感じる人が多い」との回答があった。また、「フィリピンやインドネシアで、刑事罰が軽くなるだろうことを見越して和解をすすめられる。」、というような回答もあった。

⑩ 商標権侵害に対する税関での取り締まりについての印象

商標権侵害に対する税関での取り締まりについての印象については、中国について、税関での取り締まりが他国より厳しい、良く差し止められるといった回答がある一方で、正規品でも差し止められるという回答もあった。

⑪ 諸外国に求める模倣品対策

諸外国に求める模倣品対策について聞いたところ、「EC プラットフォームによる監督・監視」が最多、「関係機関や警察による取り締まり」がこれに続いた。

⑫ 地理的表示を保護するための制度と商標法の関係

地理的表示を保護するための制度と商標法の関係について聞いたところ、「わからない」が最多となったが、「商標法による保護とは別に地理的表示を独自に保護する制度は必要で、両者が抵触する場合は地理的表示を優先すべき」との回答が、「商標権を優先すべき」という回答を上回った。

⑬ 商標の調査を行う場合における課題

諸外国において商標の調査を行う場合における、課題と思われる事項を自由記載で質問したところ、ミャンマーや南米のデータ更新時期が遅いといった個別の国に関する回答もあった一方で、国を特定せずに、言語の問題がある、データベースの更新頻度の問題などがある、(米国特許商標庁のように、) 各審査アクションで出された書類を PDF で掲載して欲しいというような回答も見られた。

⑭ 諸外国が商標に関係する条約等に参加することに関する評価

マドリッド協定議定書に参加することに関する評価及び標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に参加することに関する評価を聞いたところ、いずれも「メリットが大きく、評価する」が最多となった。他方、商標法に関するシンガポール条約 (STLT) に参加することに関する評価を聞いたところ、「わからない」がと最多とな

り、STLT は認知度が低いあるいはあまり重要視されていないのではないかと推察されるような結果が得られた。

(2) GCC 諸国における商標の出願経験、および課題認識

① GCC 諸国における、商標登録出願を行った経験の有無

質問票調査の回答者の 8 割が GCC 諸国（アラブ首長国連邦（UAE）、サウジアラビア、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート）のいずれかの国において、商標登録出願を行った経験があり、かつ、すべての国において高い割合²⁸で経験があるとの回答を得た。

また、GCC 加盟国のうち、アラブ首長国連邦（UAE）、バーレーン、オマーン、カタールの 4 か国は標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書に加入しているが、これらの国を指定国に含む出願をした経験があるかを聞いたところ、経験があるとの回答が多数となった。

さらに、GCC 各国における、音の商標、においの商標、ホログラムの商標、立体商標を出願した経験については、立体商標を出願した 1 者を除き、出願はしていないという結果が得られた。

② GCC 諸国における、商標に関する問題が生じた事例の有無

GCC 諸国において、商標に関する問題が生じた事例について自由記載で聞いたところ、税関での問題や、模倣品に関する事例が見られた。

③ GCC 諸国における、商標出願（審査への対応や使用の証明等を含む。）を行う際の課題及び要望

GCC 諸国において、商標出願（審査への対応や使用の証明等を含む。）を行う際の課題については、国名の限定のないものも含め、「費用が高い」という回答が多数から得られた。UAE とサウジアラビアを特に指定した回答もあった。

費用以外の回答としては、公証認証を要求される機会が多い、言語障壁、指定商品（クラス）に関する課題、認証手続きに関する課題、現地代理人の選定等が挙げられた。

さらに、GCC 諸国に対して、商標出願（審査への対応や使用の証明等を含む。）に関する要望を聞いたところ、費用、データベースの拡充、手続きの簡素化などの要望があった。特に、サウジアラビアに対して、マドリッド議定書での加入や、権利失効後の引用適格性についての要望があった。

④ GCC 諸国における、模倣品や偽ブランド品に対する対策に関する課題

GCC 諸国において、模倣品や偽ブランド品に対する対策に関して、課題があると考えている点を聞いたところ、模倣品の流通実態を把握することが一層難しい、商標の類似度が低いながらも明らかに模倣品への対応、行政手続きの有効性が怪しい、といった模倣品対策の実務上の困難さが挙げられた。

²⁸ 一番少ないバーレーンでも 53 者中 39 者が出願経験ありと回答。

また、サウジアラビア、UAE、オマーンにおいて、当局が摘発後に公的な文書を正式に発行していない結果、権利者には摘発の基本的な事実情報などが分からないという回答があった。

⑤ GCC 諸国への要望

GCC 諸国への要望を聞いたところ、法整備、税関差止の強化・啓発活動の強化など行政・税関による活動強化、模倣品排除のための国際協力体制の構築といった要望が回答として得られた。

第3節 国内企業へのヒアリング調査

第2節の国内企業へのアンケート調査によって得られた回答を分析し、回答した55者のうちGCC諸国について具体的な回答があった10者について、更に詳細な情報の収集を目的として、ヒアリング調査を実施した。

1. ヒアリング調査の概要

- ・ヒアリング実施期間：令和7年12月～令和8年1月
- ・ヒアリング対象：
アンケート結果を参考にして以下の業種から10者
機械・電気機械器具・情報通信機械器具・電子デバイス（4者）
繊維
化学（非医薬品）
輸送機械（自動車）
食品
その他製造業（ゴム製品製造等）
情報サービス業（ソフトウェア開発、サーバ運営、ウェブコンテンツ提供等）

2. ヒアリング調査の結果

(1) GCC 諸国における商標権取得のための費用

「適切である」という意見は、10者中1者にとどまり、他の9者はすべて、GCC 諸国における庁費用・代理人費用は、ともに他国と比較して高いという意見であった。特にUAEとサウジアラビアについて高いという意見が多かった。

マドプロ出願の活用により費用を抑えているという意見も見られた。

(主な意見)

(a) 他国に比べて費用は高いと感じる。

- ・代理人費用が高いと感じている。例えばUAE。また、UAEは、印紙代も改定されているなど、庁費用の方も割安ではなくて高いイメージがある。全体的に、商標出願管理費用

は、他国と比べて高いというイメージを持っている。さらに、各加盟国に出願をするとなると、それぞれの現地代理人を立てなければならないと思うので、そのあたりもまた高くなる理由になる。領事認証がやはり必要になる国が多いので、その分、コストがまたさらにかさんでくるというようなイメージを持っている。(A社)

- GCC6 各国とも他地域に比べると、やはり少し高いという印象。最近出願したものはあまりないが、数年前にこれらの地域に出願した例がある。直接出願の方だと、サウジアラビアに出願すると、現地費用だけで一区分 40 万円ぐらいかかっている。台湾や中国など、アジア系は特に安いと思うが、それらに比べると高いと思う。

個別手数料（認証にかかる費用等）が高い国は、例えばオマーンとかバーレーン。これらの国では、個別手数料で 1,000 ドルかそれ以上かかっている。他地域に比べると高いというところがある。さらに、現地代理人、日本代理人も間にかましているので、それを加えると他地域に比べると高いという印象がある。(B社)

- 商標を出願するにあたっては、広めの地域について見積もりをいただいているが、その中で GCC 諸国は費用が高かったという印象がある。費用の内訳については、庁費用と代理人費用のどちらが高かったのかまではわかっていないが、合計として他の地域よりもおおむね 2 割程度高かったという印象である。

予算に十分な余裕があれば全地域に出願したいところだが、現実にはそうもいかないため、費用が高い地域については、事業部から「ここはやめておこう」という判断になり、出願しないという結論になった。そのとき候補として挙がっていたのは、UAE とサウジアラビアである。(D社)

- サウジアラビアや UAE の費用が高い。例えば中国や米国、欧米といったほかの国と比べて高いという意味の認識である。トータル金額が高い印象が強い。(E社)

- バーレーンとオマーンについて、よく見るとほとんどがマドプロ出願であり、個別出願がほとんどない。そのため個別出願ベースで費用が高いかどうかは分からない、というのが正確な状況である。クウェートについては、若干高めではあるが、気になるほどではない。調べた案件では、現地費用が 15 万～20 万円程度であったので、極端に高いという印象ではない。クウェートとカタールについては 10 万～20 万円台であり、ここも同様に気になるほどではないと感じている。サウジアラビアと UAE は、調べたところやはり高かった。サウジアラビアは現地費用がだいたい 33 万～34 万円程度であった。

UAE については、現地費用が非常に高く、50 万円を超える。余談ではあるが、サウジアラビアはドメインの取得費用も非常に高い。主要営業拠点のある国について、ドメインを取得しているが、普通の国では年額 5 千円から高くても 2 万円程度であるのに対し、サウジアラビアは年額 3 万円であり、ドメインも非常に高いという印象である。(F社)

- サウジアラビアと UAE は突出して費用が高い。せつかくマドプロで現地代理人費用がほとんどかからないのに、庁費用が高いため 1 国で権利を取るためのコストが高くつく。

UAE は物流拠点だからという背景もあるのかもしれない。UAE は何件か出願しているが、UAE に売っているというより流通の過程にあるからではないかと思っている。いずれにしろ他の国並みに安くしてほしいという思いがある。オフィシャルフィーだけでも、1 カ国 1 区分で確か 60 万から 70 万ぐらいというイメージだ。他の国ならもっと安く、せいぜい 20 万から 30 万で収まる。100 万までいかないものもあるが、それに近い金額になるのはこの両国ぐらいである。

代理人費用は、庁費用ほどの違和感はない。代理人費用も特に安くはないが、代理人費用が高いというより庁費用が高いというイメージがある。

認証費用がかかる点もネックだが、認証の方は費用というより手間の問題。 (G社)

- 中東で商標権を取得しようとすると、登録時の庁費用が非常に高い。代理人費用よりも庁に納める費用が高い印象である。特に高い国はUAEとサウジアラビア。サウジアラビアは(マドプロ加盟国ではないので)、ダイレクト出願のみであるが、UAEもマドプロ出願よりも、ダイレクト出願が多い。よって、高いという印象になるのかもしれない。費用が高いのは、登録費用である。また、異議申立てなどを行うと追加で費用がかかる印象がある。1件で100万円程度になることもある。異議申立自体の費用は庁費用と代理人費用で大きな差はないが、その後の審理や手続で代理人費用を含めると高額になる。(H社)
- 現地庁費用も代理人費用も、他の国に比べると高額だという印象を持っている。UAEやサウジアラビアについて特にそのように感じている。サウジアラビアとUAEについては出願件数が多い。他のGCC諸国については把握できていない部分もある (I社)
- 費用としては、他の国に比べると高いと思っている。(J社)

(b) マドプロ出願の活用により、費用を抑えている。

- 色々な国に大量に出すときは、マドプロ出願を使ったほうが、管理面含めてメリットが大きいので、マドプロ出願をすることになる。GCC諸国への出願では最近はやはりマドプロ出願が多い。昔マドプロ出願ができる前とか、これらの国が加盟する前は直接出願しかなかったので、その時に少し費用がかかると、出願をやめようかということにもなっている時もあった。(B社)
- マドプロ経由の出願で、特に費用や運用面で大きな問題は生じていない。逆にちゃんと審査しているのかどうか、心配になった。(F社)
- 事情がない限り、出願時や更新時のコストが安く済むから、原則マドプロ加盟国はマドプロ出願で出す。1か国でしか使わないなら直接出願もあり得るが、グローバルにビジネス展開する中で他国に出さないことはない。2か国、3か国なら基本マドプロの方が安い。既存の古い商標も、ここ10年ぐらいの間にどんどんマドプロ出願に更新してきた。更新時に見積もりをとって確認した。一時的には費用がかかるが、10年後の更新費用を考えると圧倒的に安い。10年後にはペイできることを確認しながらやっている。マドプロは現地代理人費用がかからない。特に更新時。審査過程で現地代理人を起用せざるを得ない場面はあるが、登録に至ればWIPOの手続きで、基本は国内代理人費用しかかからないので相当安く済んでいると思う。(G社)
- マドプロは、どちらかというと積極的に使っている方だと思う。3か国から5か国を超えるような出願のときには、基本的にマドプロを使い、コストを抑えながら出願している。GCC諸国についても、マドプロを使える国であれば基本的に使って出願しているため、直接出願するよりはコストが抑えられているという点はある。(J社)

(c) 適切であると感じる。

- 権利取得、維持費用について、合理性を欠く手続きだと指摘するほどの点は今のところ承知していない。(C社)

(2) GCC 諸国における、一出願多区分制度の普及状況

各国への直接出願の場合は、多区分での出願はできないという指摘が多い。

他方で、マドプロ出願が利用できる場合は多区分での出願が可能であるため、特に不都合を感じない、という意見もあった。

(主な意見)

- 当社がメインで利用している特許事務所に対し、年に1回、その国の制度を調べて知らせてもらうように依頼している。2025年時点の情報として、一出願多区分制度が認められているか否かについて、事務所から情報を受け取っている国もある。それによると、UAEについては、法律上は多区分出願ができることになっているが、現状の運用ではまだできない、という情報をもらっている。バーレーンは多区分不可、クウェートも多区分不可、サウジアラビアも多区分不可とのことである。また、オマーンとカタールについては、事務所からの情報が現時点でない。バーレーン、オマーン、カタールはいずれもマドプロ加盟国であるので、マドプロ加盟国である以上、多区分出願を受け付けられないのはおかしいのではないか、という印象は持っている。(F社)
- マルチクラスが、GCC 統一商標制度によって、サウジアラビア、UAE、バーレーン、クウェート、カタール、オマーン、全部の国で認められていると理解はしている。マドプロ出願も利用して権利化を図っているので、UAE も、一応マルチクラスの出願は認められているし、カタールも、出願審査が係属中のものがある。
GCC 諸国の加盟国の制度がどう運用されていくのかというのは、我々にとってもウォッチしていかなければいけない事項であるとは考えている。(A社)
- 多区分の出願を GCC 諸国では行っていない。基本一区分の出願が多い。GCC 諸国で、多区分の出願があるかどうか調べたが、2 区分の出願が数件あるだけで、その時に多区分だから部内で何か問題が起きたという話も聞いていない。多区分ができないことについては、当社としては特に問題視はしていない。(B社)
- 最近マドプロ出願を中心に使っており、原則マドプロ出願である。個別出願は例外的で、マドプロ出願中心だとこうした問題は今後もあまり出てこないかもしれないと感じている。(C社)
- (GCC の一出願多区分の運用等について何か運用のような情報を) 聞いた記憶はない。(D社)
- マドプロについては整備されており、多区分でも出願可能。単区分か多区分かで困っているかという観点では、多区分でなければ困るということはない。元々単区分での権利が多く、混在した状態で業務を行っており、そのまま受け入れている。繊維関係では3区分程度で出すこともあり、コーポレートブランドでは複数区分出すこともあるが、何十区分も出すことはないので、当社としては困っていない。(E社)
- あまり多区分で出すことが多くはない。そのため、多区分の運用状況はよく分からない。国際出願への置き換えもまだ進んでいないところもある。サウジアラビアはマドプロに加盟していない。UAE も加盟したばかりで通常出願が多い。多区分制度がうまくいっているか判断できる状況に至っていないので、よく分からないのが正直なところ。最近 UAE でマドプロの事後指定を1件行ったが、単区分の商標だったので状況はよく分から

ない。その他の GCC 諸国の出願も基本 1 区分なので事例がない。(G 社)

- 日本のように多区分で出せないことについて、費用がその分加算されるので、あまり良い印象は受けていない。 代理人からも、多区分出の出願はできないといわれている。それもあって、全体的に費用が高いという印象はある。(当社では) UAE はマドプロ出願を使っていないため、多区分出願を使えない。 (H 社)
- 一出願多区分で出すことはあまりない。 サウジアラビアは確かシングルでしか出願できないと思うので単独出願している。 法律上は整備されているはずだが、行政の運用上は難しいと聞いている。 あまり不満には思っていないが、費用はかかる。 維持する件数が増えるため、登録や公告の段階になると、1 区分ごとにそれなりのコストがかかると感じている。(I 社)
- 多区分が必要になるケース自体が多くない。 多区分が使える国であれば基本的に多区分出願を活用している。 一方で、2 区分程度であれば、変な拒絶や、ややこしいことに巻き込まれるぐらいなら、一区分ごとの方がよいという価値判断である。(J 社)

(3) GCC 諸国において、領事認証やアポストイーユ認証の手続きの状況

代理人に依頼しており顕著な問題と感じていないという意見も多く、アポストイーユ認証への変更を評価する声もあるが、他方、手続き面は煩雑という意見もあった。

(主な意見)

- 手続きは代理人に依頼している。 アポストイーユ認証や領事認証があるから企業側で負荷が変わるかという点、代理人に依頼することもあるので、そんなに変わらないと感じている。面前公証だと、例えば夏場の暑い中に歩いて公証役場に行って公証しなければいけないという点ではない方がいいかなというところはあるし、先願主義なので、全部書類を整えて出す必要がある点から言うと、こういうものはない方がいいかとは思っている。ただ、レイトファイルできるのであれば、制度はあってもいいのかもしれない。(A 社)
- GCC 諸国のほとんどの国で、アポストイーユ認証が要求されているという印象であるが、アポストイーユ認証は GCC 諸国以外でも求められることがある。 とりわけ GCC 諸国だから認証がめんどろという印象はない。内部でも確認したが、特に実施して困るというような話は出てこなかった。
サウジアラビアは、確か最近になってアポストイーユ認証ができるようになったと思うが、それまでは、サウジアラビアだけは大使館のレターが必要だったらしく、大使館へのレターを作って、領事認証をしていたので、そこは他の国と違って大変だったという話はあった。ただ、今はもうアポストイーユ認証ができるので、他の地域と同じ手続きでできるので良くなった。 アポストイーユ認証は中国など他の国で求められるので、これはしょうがないというか、グローバルなものかと思って対応はしている。(B 社)
- GCC 以外を含めて言えば、代理人に任せてそのような手続を行わせることはある。ただし、GCC については制度がどうなっているのか、具体的には把握していない。(D 社)
- 商標に関しては代理人に必要書類を送ってやってもらうだけなので、手間とお金がかかるのが面倒。なくしてもらいたいと思うが、出願をやめることもない。 必要なものを手配すれば進むので、顕著な問題だとは思っていない。なくしてくれたら楽でいいという

程度。(G社)

- ・領事認証はよく求められるが、それについては代理人に依頼している。履歴事項証明書などの書類は、その都度提出している。費用面で特に大きな負担になっているわけではない。費用面というよりは、社内でいろいろな手続きを準備しなければならない点が煩雑であり、一括して代理人にお願いしているという状況である。費用については、領事認証費用は別途把握しているが、それによって他にかかる費用が高くなっているというわけではない。(H社)
- ・以前、模倣品対策の委任状を新たに発行した際、サウジアラビアでは領事認証ではなく、アポステイーユで対応できるようになっていた。そのため、手続きが少し簡便になったと感じた。領事認証の場合、誰かのパスポートが必要になるなど、手続きが煩雑である。アポステイーユで対応できるのであれば、負担が軽減されるため望ましいと感じている。(I社)

(4) GCC 諸国における、周知商標の保護状況

普通名称化への懸念や、第三者商標の排除のため、周知性の主張を行った事例が見られた。

(主な意見)

- ・当社の登録商標が、一般名称のように使われることがあり、普通名称化が進んでいるという懸念があったため、異議申立てや警告を行ったことがある。世界各国の登録状況や販売実績、商標の使用状況などを証拠として提出し、当社の商標であることを主張した。(A社)
- ・GCC 諸国では、訴訟や侵害といったトラブルに巻き込まれたことはなく、周知商標の保護について苦労した経験は今のところない。(B社)
- ・異議申立て等で第三者商標を排除する際に、自社登録商標と類似しているが微妙な場合には、周知性で排除する必要がある。周知性は実務上、度々論点になる。日本は周知性保護が比較的充実している印象であり、諸外国では日本ほど守備範囲が広くない前提で、どこまで対応するかを判断している。(C社)
- ・これまで周知性という点を特に意識したことはない。(D社)
- ・GCC 諸国については、実務を行った事例がない。一方で、中国ではブランドロゴそのものが冒認出願され、登録されてしまったことがある。その際、取消を求めたが認められず、その区分は取られたままになっている。(E社)
- ・GCC 諸国では冒認出願等の被害はない。後追いで追加出願することが多いが、登録できなかった事例は今のところない。(G社)
- ・商標については全世界でウォッチングを行っている。その中で、中東では模倣品が多いため、似通った商品を見かけた場合には、異議申立てなどの手続を行っている。公告になったものを申立の対象にしている。取り消せるうちに取り消すという対応をしている。その一方で、識別力があまり高くないために審査段階で認められないケースも割とある。ドバイから帰ってきた者の話を聞いた際にも、その辺で似た呼称の商標がついたもの普通に売られている商品があるという話があり、何とかしたいという声は聞いている。た

だ、実際の商標の類似度で見ると、そこまで高くない場合も多い。そのため、取り消しに成功する確率としては、あまり高くないと覚えることもある。異議理由として、当社商標の周知性を主張することはあまりない。併存している商標が多いため、周知性を強く主張できない状況にある。(H社)

- 商品を販売している国については、自社が先使用しているという主張をするが、販売していない国で他社の冒認出願があったため、その場合はいわゆる周知性を理由に主張したと思う。結果として、そのケースでは負けた。その際の周知性の立証について、当該国では権利を持っていなかったため、他国での出願状況や、商標登録のリストのようなものを提出した。(I社)
- 幸いにも GCC 諸国では周知商標が問題になった（トラブルに見舞われた）ことがない。(J社)

(5) GCC 諸国における、模倣品被害の実態・税関取締りの現状と課題

GCC 諸国において、税関での差止等の事例があるという回答はなかった。また、税関登録をしているが、税関からの反応はあまりないという声もあった。

EC プラットフォーム上での問題のほうが現実的な課題という認識が見られたが、他方、対応には限界もあるとの意見もあった。

(a) 税関の対応に関する意見

(主な意見)

- GCC 諸国の税関から連絡があった事案はなかった。
当社のビジネスは B to B が中心であり、現地にはディストリビュータが存在するため、模倣品があったとしても現地サイドで現場対応として処理されている可能性はあると考えている。(A社)
- 当社の主力商品について、UAE では税関登録を行っている。UAE には複数の税関が存在し、代理人を通じて登録手続きを行っているが、税関側ももう少し積極的に対応してもらえるとありがたいと感じている。UAE では税関登録後に実際に模倣品を差し止めた事例は今のところない。税関登録からまだ 2 年程度しか経っておらず、時間が十分に経過していないことも一因だと考えている。こちら側の働きかけが十分でない面もあるが、模倣品自体は出ているという認識はあり、今後はより積極的に対応したいと考えている。中国では、当社または中国の代理人によって、税関職員向けのトレーニングを定期的実施している。その結果、中国では実際に模倣品が税関で止まる事例がある。アメリカでも税関で止まった例はある。一方で、中東ではほとんど実施できておらず、UAE についても税関により積極的に取り締まってもらえるとよいと感じている。
サウジアラビアについては、10 年以上前から税関登録またはウォッチング申請を行ってきた。正式な税関登録とウォッチングの違いが分かりにくい部分もあり、最近では税関からの反応があまりなく、実際の状況がどうなっているのか気になっている。過去には、UAE よりもサウジアラビアの税関の方が積極的に対応してくれていたという印象がある。サウジアラビア税関向けには、税関職員に対するトレーニングも実施してきた。コロナ禍以降は実施できていないが、過去のトレーニングが一定の効果を持っていた可能

性はあると考えている。今後は UAE やサウジアラビアを含め、中東地域全体で税関職員向けトレーニングを進めていきたい。現地で税関職員の記憶に残るような形でトレーニングを行うことが重要だと考えている。実際に現地へ行けるかどうかなどの制約はあるが、代理人と協力して対応している。GCC 諸国については、現状では UAE とサウジアラビアを中心に対応しており、それ以外の周辺国については十分な情報が得られていない。(B 社)

- GCC 諸国では特に事例がないため一般論として述べるが、日本国内では DVD などのパッケージ商品について、税関から「偽物と思われるものが出てきたので鑑定してほしい」と連絡を受けたことがある。これは税関登録をしていない状況で、税関側から自主的に連絡が来たものである。(D 社)

- 模倣品は存在するが、税関での水際対策は行っていない。案件ごとに事業部と相談し、必要があれば別の対応を検討している。GCC 諸国に限らず、どの国でも税関対応はあまり行っていない。

樹脂製品などは袋が共通で使い回されており、中身が同成分であれば外観だけでは模倣品かどうか判断が難しい。そのため、性能まで税関が確認するのかという点について疑問を感じている。(E 社)

- GCC 諸国に関しては、模倣品や税関対応について特に事例がない。(F 社)

- GCC 諸国で模倣品が出て困っている事態はこれまでになく、税関での取締り状況についても把握していない。税関登録も行ったことはない。(G 社)

- 税関登録はサウジアラビアと UAE で行っている。ただ、税関で実際に止まったという事例は、自分自身では見たことがない。登録はしているが、税関から連絡を受けたことはない。いわゆる税関トレーニングのようなものは実施していないのが実情。(税関段階での差止めは) 実際にはあまり機能していない印象がある。

当社の模倣品は、実際には国内に入ってからラベルを貼って完成するものが多い。そのため、税関段階では止まらないというのが現実的などころだと考えている。(国内に入ってから手を加えられるので、ロゴが貼られていない状態ではそもそも止められない。

- 基本的には、現地が対応したいと言ってきた案件について対応させている。本社として税関登録を行うなどの対応は、今後検討したいと考えているが、現時点ではまだできていない。現地費用は現地で負担し、大きな案件があれば本社に報告するようにしているが、現時点ではあまり大きな案件はないように感じている。(I 社)

- 模倣品、デッドコピー品については、発生し始めたのが 2、3 年ほど前で、特に被害が大きくなってきている。日本の電機メーカーや自動車メーカーのように 20 年も 30 年も継続して対応している状況ではない、という前提がある。国内の税関にはトレーニング等をしているが、発生源は中国と捉えており、登録手続は進めているものの、税関トレーニング等まではできておらず、今後進めたい。(J 社)

(b) EC サイト (EC プラットフォーム) に関する意見

- 当社関連製品については、EC ビジネスとして流通するケースがあり、模倣品の対象となる可能性はあると考えている。模倣品対策としては、税関よりも EC プラットフォーム上での問題が現実的な課題だと感じている。模倣品を効率的に排除するためには、特許庁、税関、EC サイトなどが連携した国際的な協力体制が構築されることが望ましい。

ECプラットフォームでは、各社が一定程度取り締まりを強化しているとは思いますが、それだけでは限界があると感じている。文字が入っていないと、取り締まりができないといった課題もあり、行政が関与する形での対応があればありがたいと考えている。(A社)

- GCC諸国におけるECサイト対応については、現状では特段の対応実績はない。中国対応や国内対応で手一杯であり、GCC諸国のEC市場の実態についても十分に把握できていない。ただし、将来的にはECの問題が顕在化する可能性があるため、情報は得ておきたいと考えている。(B社)
- 当社として、GCC諸国で具体的なECプラットフォーム上の問題が発生しているわけではない。(C社)
- 海外の有名なECサイトで、明らかな偽物が販売されていることはよくある。あまりにもひどい場合にはサイトに連絡し、販売ページを閉鎖してもらうこともあるが、多くの場合は無視され、対応が功を奏することはあまりない。模倣品が多いECサイトとしては、中国や東南アジアのサイトが多いという印象を持っている。(D社)
- ECサイトで見つけた場合の対応については事業部側が中心となって検討しており、商標チームとして細部までは把握していない。一般的なサイトで検索すると、当社と取引関係のない販売者が当社製品名を用いて販売している例が見つかる。画像や価格、販売者情報から見て「明らかに違う」と判断できるケースがある。こうしたサイトはB to C専用ではなく、一般に開かれたサイトであると認識している。(E社)
- 当社製品は基本的にECプラットフォームで販売するものではないが、中国ではEC上で模倣品が取り扱われている例がある。諸外国でもECプラットフォームでの取締りがより厳しくなることが望ましいと考えている。(G社)
- ECサイト上の模倣品対策として、年に2回程度、外部サービスを利用して行っている。模倣品と思われる商品をECサイト上から抽出してもらい、削除申請を行っている。模倣品対策の一環として実施している。特定の国というより、ワールドワイドで実施している。ただし、中東は重視しているため、削除申請の件数も中東が多い。どの国の出品かは把握しており、国ごとに削除申請自体は可能である。(H社)
- Eコマースについては、中東地域ではまだ動けていない。(I社)
- 偽造品、模倣品は、リアルなフィジカルマーケットからECマーケットに移ったタイミングで発生し始めた。各ECサイトに対して、偽造品、模倣品があれば知財プログラムでの削除申告を定期的に行っている。他社がしているような、ECサイトに出向いて関係性を構築する取組までには至っていない。(J社)

(c) その他模倣品対策に関する意見

- 模倣品への対応については、費用対効果の問題がある。販売サイトが非常に多く、すべてに対して司法的手段を取ることは現実的ではないため、そこまで踏み込んだ対応は行っていない。(D社)
- 素材ブランドについては、下げ札として商標を付して使用されることが多い。製品について権利がない状態で素材ブランドの下げ札を付けると問題が生じ得るため、素材から製品まで権利を取得する形で対応している。ただし、その意味で実際に製品について問題が生じている状況ではない。(E社)

- ・当社の製品は医療機器であり、各国で当局による登録や承認が必要なため、模倣品が出回りにくい業界であると認識している。そのため、模倣品対策については優先度や費用対効果を考慮し、大規模な対応は行っていない。将来的に可能性がゼロとは考えていないが、現時点では体制を整えていないのが実情である。(F社)
- ・現地当局の動きについて、全体的に迅速に動いてくれる印象はない。(H社)

(6) 今後 GCC 諸国と EPA 交渉するにあたり商標に関する要望事項

費用（庁費用・代理人費用等）に関する要望、マドプロ加盟に関する要望、制度と実務運用に関する要望、領事認証等の手続簡素化に関する要望、模倣品対策に関する要望、審査・登録手続（スピード・審査の質）に関する要望などの要望があった。

(a) 費用（庁費用・代理人費用等）に関する要望

(主な意見)

- ・基本的には商標権が必要なもので、必要なものには費用がかかっても出願している。ただし、新規でこれから使う商標であるとか、ビジネステリトリーとして可能性はあるが予定がない国については、費用面がネックになって後回しにしようかというケースは実際に出てくることがある。(A社)
- ・費用面については、他国と比べて少し高いという印象があり、もう少し抑えてもらえるとうれしい。(B社)
- ・サウジアラビアや UAE については、庁費用が突出して高いという印象がある。マドプロを利用して現地代理人費用がほとんどかからないにもかかわらず、庁費用が高いため、1国で権利を取るコストが高くつく。諸外国並みに下げしてほしいという思いがある。(G社)

(b) マドプロ加盟に関する要望

(主な意見)

- ・サウジアラビアやクウェートがマドプロに加盟すれば、制度的に使いやすくなると考えている。現在はマドプロ非加盟国が残っており、そこが制度利用上の制約になっている。マドプロ加盟国が増えることで、手続の簡素化やコスト低減につながると考えており、サウジアラビアやクウェートについては加盟を期待している。(A社)
- ・UAE ではマドプロ出願を使わない。その理由は、マドプロルートで出願すると登録にかかる庁費用が前払いになるためである。前払いだと、実際に拒絶を受けて登録にならないとなった場合、その費用は戻ってこない。そのため、金額的にあまり良くないという点がある。加えて、OA の回答期間が 30 日間であり、その期間内に領事認証済みの委任状の準備などをしなければならない。そのため、30 日間の期限内に回答できるか分からず、最初から各国への直接出願をしてしまうところがある。
マドプロルートの制度自体はあるが、実際に使うにあたって、もう少し指定期間が延びて便利になればよい。また、庁費用も前払いではない方が助かる。
サウジアラビアはまだマドプロに入っていないので入っていただけると助かるともいえるが、UAE のように、使えないは言い過ぎだが、使いにくいものであれば、あまり意味

がない。(H社)

(c) 制度と実務運用に関する要望

(主な意見)

- ・ 制度が整備されつつあるのであれば、実務上もきちんと運用されるようにしてほしい。 マドプロでは多区分が可能になっている一方で、実務では単区分の運用も残っている。制度として認められているのであれば、実務でもできるように進めてほしい。(E社)
- ・ 海外での商標管理については、マドプロなどにより一元的に管理できることが重要である。拒絶理由通知が来た場合には現地代理人対応が必要になる点も含め、全体として運用が分かりやすく、明確であることが望ましい。また、マドプロ出願の登録時に拒絶対応した案件以外も Grant of Protection を書面を出してほしい。(F社)
- ・ 法律はあっても動く人が少ないなど、実際、運用が回っていないというのはあると想定している。お客様に安全でないものが渡ると困るため、模倣品対策は法律にのっとって違法なものを止めていただく体制を取っていただけるようになればよい。(I社)

(d) 領事認証等の手続簡素化に関する要望

(主な意見)

- ・ 領事認証やアポストイーユ認証といった手続については、できるのであれば諸外国並みに簡素化してほしい。費用の問題もあるが、手間の面での負担が大きい。不要であってもよいはずの手続が残っていると感じており、こうした余計な手続はなくしてもらえるとありがたい。(G社)

(e) 模倣品対策に関する要望

(主な意見)

- ・ 模倣品対策や制度運用について、政府間交渉の中で改善できる点があれば、今後も検討してほしい。(C社)

(f) 審査・登録手続（スピード・審査の質）に関する要望

(主な意見)

- ・ 審査のスピードについて、欧米などと比べると若干遅いイメージを持っている。審査期間がもう少し安定し、見通しが立つとよいと感じている。(A社)
- ・ 登録証の誤記修正をお願いしたが、修正だけで長期間かかっており、正式な登録確定に至っていない事例がある。(G社)
- ・ サウジについて、失効してから3年経っても引用商標として使われることがあったのでどうかしてほしい。なぜ失効した後も効力があるのか、理解できない。審査の質については、UAEとサウジは、中身はきちんと審査してくれるというイメージ。当社はUAEとサウジが多いのでその印象が強い。UAEとサウジは引用商標が上がってくるくらいなので、きちんと審査されている印象である。(H社)

(g) その他の要望

(主な意見)

- ・費用面や領事認証の面を含めて、ユーザーフレンドリーの観点をどこまで持たれているのかという点は気になっている。制度はあるが、実際の運用や対応が利用者目線になっているかという点は重要だと思う。(A社)

第4節 法律事務所へのヒアリング調査

日本企業の海外進出における商標戦略・出願支援に携わり、GCC 諸国における商標出願や係争事案などにも知見・経験を有する法律事務所に対し、GCC 諸国における商標制度や運用に関する課題等について、ヒアリング調査を実施した。本節では、有識者から得られた主な意見について、主要項目ごとに整理して紹介する。

1. ヒアリング調査の概要

- ・ヒアリング実施期間：令和8年1月
- ・ヒアリング対象：国内の法律事務所に所属し、GCC 諸国における商標出願などに関し実務経験を有する有識者3者（弁護士1者・弁理士2者）

2. ヒアリング調査の結果

(問1) GCC 諸国における商標権取得のための費用についてどのように感じているか。

3者とも、GCC 諸国における商標権取得のための費用は他国に比べて高いという意見であった。オフィシャルフィー1件当たり約数十万(約数千ドル)は必要であるとの紹介もあった。

国別にはUAEとサウジアラビアが特に高いという点で一致していた。

出願ルートに関しては、現地代理人を介しない分についてマドプロ出願は費用を抑えられるものの、その他の点では変わらないという指摘があった。

有識者A(弁護士)

当局のオフィシャルフィーについては、他国と比較して高いと感じる。国によって差はあるが、サウジアラビア、UAE、バーレーンでは概ね2,000ドル前後がかかる。グローバルに見れば高い水準である。

また、利用している現地知財事務所のフィー自体は高くないが、大手国際法律事務所を利用すると、弁護士費用が上乗せされ、全体として高額になる可能性がある。中東の法律事務所は、英米系のグローバル水準でフィーを設定しており、コストパフォーマンスが悪い地域であると皮肉交じりに言われることもある。

現地の知財事務所に確認した最新情報では、オフィシャルフィーは、サウジが約1,733ドル、UAEが約1,8243ドル、カタールが約1,277ドル、クウェートが約1,0105ドルである。UAE、サウジアラビア、バーレーンが高く、オマーンはそれと比較して安い。

知財事務所のフィーは約500ドル前後であり、リーズナブルである。ただし、大手事務所を使うと、これに数千ドル上乗せされることがあり、相談内容によっては5,000ドル程度になるケースもある。タイムチャージ制であるため、質問が増えるほど費用が増える。

物価と必ずしも連動しているわけではなく、また UAE やカタルは富裕層と低所得層の二極化があり、平均的な物価水準はそれほど高くない。一方で、その水準の費用を支払える企業が多いマーケットでもある。グローバル企業が多く進出しており、税負担も比較的軽いため、この程度のコストを許容できる環境である。

有識者 B（弁理士）

取得費用は高いと感じている。庁費用が非常に高額であり、特に登録費用が高額である点が要因である。現地代理人費用も一定程度高いが、特に公的費用が非常に高いという印象である。例えば、少し前にサウジアラビアで商標出願があった際、3 区分で出願から登録までの費用が 366 万円となった事例がある。この金額が非常に高額であったため、現地代理人から事前入金を求められた。GCC 諸国では、こうしたケースが比較的多い。通常は、出願手続が完了した後に請求書が発行され、それを当方がクライアントに送付し、入金確認後に現地代理人へ送金するという流れである。これが原則的なフローであるが、高額になる場合には、当方で立替えるリスクが大きくなるため、当方および現地代理人双方のリスク回避の観点から、事前に入金を求められることがほとんどである。その結果、他国では不要な説明やクライアントの社内手続が、GCC 諸国への出願の場合に限って追加的に発生し、ワンクッション手続が煩雑になるという側面がある。

請求書は、出願費用と登録費用が分けられていない形で発行されることが多い。例えば、3 区分で 23,100 ドルといった形で一括請求される。本来であれば、オフィシャルフィー、現地費用、出願費用、登録費用を分けて記載してほしいところであるが、GCC 諸国では、出願時に登録費用まで含めて請求されることがある。これは、公告から登録までの期間が短く、かつ登録費用の金額が高いため、その間に入金が滞り、出願が成立しなくなる事態を避ける目的で、出願時に登録費用まで含めて一括請求するというプラクティスであると理解している。現地代理人によって異なるが、手元にある請求書の中には、内訳が示されず、一括請求となっているものもある。通常は、料金表や事前見積を取得しているため、クライアントへの説明は可能であるが、例外的に内訳が不明瞭な請求が来るケースも存在する。

サウジアラビアと UAE は特に高いと感じている。UAE については、マドリッド出願する場合、出願時に現地代理人費用が発生しないが、マドリッド出願時に 2 年分の登録料を含めて支払う必要があり、その分、出願時の金額は高額になる。そのため、UAE を含むマドリッド出願においても、事前入金をクライアントに依頼したことがある。（クライアント側では、マドプロ経由の方が安くなるという認識を持っているケースも見受けられるが、現地代理人が不要な点を除けば、全体としては大きな差はないという理解でいいか？）その理解で概ね問題ない。

有識者 C（弁理士）

費用が高い理由についてであるが、最も大きい要因は公的手数料である。特に特許庁手数料が大きな割合を占めている。例えば、サウジアラビアの場合、印紙代だけで 18 万円が必要となる。さらに領事認証が必要な場合には、手数料だけで十数万円を要し、合計で 30 万円程度となる。

領事認証等を除いた出願費用の概算であるが、UAE とサウジアラビアが突出して高額で

あり、いずれも1区分あたり実質的に60万円程度かかるケースも存在する。そのため、一般企業にとっては出願費用が高いと感じられる要因になっていると考える。一方で、カタールやレバノンでは40万円程度、クウェートやオマーンでは30万円程度であり、これらの国については特段高額であるという印象を持たれていない可能性がある。なお、代理人手数料については、欧米と比較して中東が特段高いという印象は持っていない。

出願ルートによる違いは存在する。マドプロに加盟している国については、実際にマドプロを利用して出願する企業も増えている。その場合、複数区分で出願することについても、企業側は問題ないと判断して進めているケースがある。ただし、中東の代理人からは、マドプロ出願による商標権が本当に国内でエンフォースメント可能なのかという点について、疑問が示されることもある。それでも、マドプロを利用できる国については、企業は比較的積極的にマドプロ出願を選択している。そのため、マドプロ加盟国は増える方が望ましいと考えている。

一方、サウジアラビアについては、将来的にマドプロへ加盟する予定があると聞いているものの、現時点では未加盟であり、依然として1区分1出願の制度が維持されているため、実務上のやりにくさは残っている。

UAEについても、直接出願で複数区分1出願が可能とされているが、代理人からは実務が不安定であるとの指摘がある。そのため、重要な商標については、UAEにおいても1区分1出願を選択する方が望ましいと助言している。

各国ごとに詳細な検討を行ったわけではないが、マドプロ経由で登録された商標権と、直接出願による商標権とが、国内裁判所において同等に扱われるかについては、まだ実績が少なく、不明確な部分があると以前聞いている。現時点では事例が十分に存在しないため、判断が難しいという点が指摘される。

(問2) GCC 諸国における、一出願多区分制度の普及状況についてどのように感じているか。

3者とも、各国、条文上は一出願多区分が可能と読める条文があるが、実務的に運用するための仕組みが整っていないという意見で一致した。現地にお問い合わせでも状況が不明確であり、現地からも安全を見て従来どおりの一区分一出願を勧められることがある、との意見もあった。

一方で、マドプロ出願が可能なる国に関しては、そのまま登録される場合もあることから、マドプロルートでは多区分出願が一応可能となっているとの意見も共通していた。ただ、一括管理の観点ではマドプロルートで一出願多区分を行うことも有効であるとする意見もあった一方で、マドプロルートは、エンフォースメントの面で不安があるという意見もあった。

有識者A（弁護士）

実務の感覚としては、法律上は一出願多区分が可能と読める条文が存在するものの、制度としては十分に導入されていない国が多い。UAEについては、最近になって制度としては一応導入されたと言われているが、現地の知財事務所に確認すると、実際の出願実務では、一区分のみの出願しか使えていないという状況である。他の国についても基本的に一出願多区分はできないという運用が続いている。したがって、制度と実務が乖離しており、

制度自体が十分に整備されていないというのが認識である。

条文上は複数区分で出願できそうに見えるが、実際には制度設計やシステム整備が行われていない。法律は作られたが、制度を運用するための仕組みが整っていないということである。湾岸諸国では、グローバルスタンダードに合わせるため、法改正や制度導入を発表することが多いが、実際に法律は整備されるが、その後の実務運用が追いつかないケースが非常に多い。競争法なども同様であり、例えば、UAE では法律は整備され、厳しく運用する姿勢を示すものの、実際の摘発事例がほとんどないという状況が続いている。商標の一出願多区分制度も、そのような一例である。法律は存在するが、運用が固まらないまま、従前の実務が続いている。

GCC については行政制度全般として、古い運用が長期間続くという理解で問題ない。UAE とかサウジアラビアが最近では相対的にはまともであるという感じはするが、各国に共通する問題である。例えば個人データ保護法も、UAE は 2022 年 1 月 2 日から施行されているが、遵守義務は「施行規則が出た後 6 か月以内に守ればよい」とされていた。その後、2026 年になり施行から 4 年が経っているにもかかわらず施行規則が出ていないため、個人データ保護法を守らなくてよいような状況になっている。この例に限らず、グローバルの最先端に合わせようとする努力はするものの、マイペースで、制度を整えてくれないことは多い。

有識者 B（弁理士）

最近ではサウジアラビアも法律上は一出願多区分制度を導入したが、実務上は一区分ごとに出願しているのが実情である。制度導入初期によく見られることであるが、法律は整備されたものの、審査実務や運用が固まっていない。そのため、多区分出願のメリットとデメリットが整理されておらず、現地当局や現地代理人も積極的に多区分出願を勧めてこない。我々としても、多区分で出願した場合に、一部の指定商品・役務が問題となり、全体に影響が及ぶことは避けたいと考えている。結果として、従来どおり一区分ごとに出願する方法を採用している。

つまり、現地代理人に聞いても、はっきりした答えが返ってこないため、安全を見て一区分で出願する、ということになる。マドプロに入っている国でも、例えば UAE もそうであるが、マドプロと直接出願とで運用の違いが国によってある。一出願多区分のところでも同様である。結局、今までやってきた形の方が予見性が高いということで、現地もそのように勧めてきているのだと思う。

そもそも GCC の国で拒絶理由を受けること自体がそれほどないため、審査をどうしているのかという疑問はあるが、拒絶を受けないのであれば、一括管理のメリットを使うという意味で、マドプロで行くという判断もあり得ると思う。

有識者 C（弁理士）

一出願多区分制度については、制度上は採用されているとされながら、実務上最も不安定であると指摘されているのは、やはり UAE である。そのため、現地代理人自身も、UAE については 1 区分 1 出願を推奨している。UAE に限らず、近年は電子出願プラットフォームの導入が進んでおり、UAE も電子出願プラットフォームを採用している。ただし、現状ではそのプラットフォームが十分にアップデートされておらず、今後アップデートがなさ

れば、電子出願プラットフォーム上でも多区分出願が可能になるのではないかと、現地代理人は述べている。

多区分出願の場合、分割が可能かどうかなど、さまざまな問題が生じ得るが、その点がまだ明確に整理されていないという認識である。

マドプロ加盟国については、理論上は多区分で出願でき、**granted** となれば登録自体は確保されたことになる。そのため、エンフォースメントを特に重視しない商標については、マドプロを利用するという判断もあり得る。ただし、個人的に懸念している点として、マドプロは審査に時間を要するという問題がある。日本の特許庁を受理官庁として出願した後、WIPO を経由し、各国に送付されるまでに数か月を要する。一方で、中東諸国は、カタールを除けば審査が非常に早い。例えば UAE では、最近の案件においては、2 か月程度で審査が終了している。したがって、UAE が重要な国である場合、必ずしもマドプロを利用する必要はないと考えている。さらに、昨年 11 月には早期審査制度が導入され、ワンデイ・トレードマーク・イグザミネーションと称される制度が開始された。実際に 1 日で完了するかはともかく、特許庁手数料は約 400 米ドル程度であり、迅速な権利化を目指すのであれば、UAE についてはマドプロではなく直接出願を選択する方が適切であると考えている。

重要な商標については、マドプロと直接出願を使い分けることが実務上は望ましいという理解でよい。

(問 3) GCC 諸国において、領事認証やアポストイーユの提出を求められたことはあるか(どの国で求められたか)。また、その手続きの状況はどのようなものであったか。

2026 年 1 月現在、外国公文書の認証を不要とする条約（ハーグ条約）に加盟しているサウジアラビア、バーレーン、オマーン²⁹については、アポストイーユ認証で手続き可能であるとのことであった。特に、2022 年に加盟したサウジアラビアは、領事認証からアポストイーユ認証に代わったことで手続きは若干容易になったという意見も見られた。残りの 3 か国（UAE、カタール、クウェート）は依然領事認証が必要であるとのことであった。

一方、当局に対して何かする際には、知財関係に限らず各国が委任状（POA）を求めてくる。そのため、委任状の援用ができない場合などは当日出願できないなど、デメリットはあるとの指摘があった。

有識者 A（弁護士）

基本的には、我々はクライアントの代理をすることになるので、委任状が必要になる。委任状は領事認証かアポストイーユが求められるのが通常である。

アポストイーユが利用できるのはハーグ条約の締約国であることが前提である。GCC 諸国は最近まで条約の締約国ではなかった国が多かった。サウジは 22 年か 23 年頃に締約国になったのではないか。そこからアポストイーユが利用可能になった。ハーグ条約の締約国になったタイミングが最近であるため、従来は領事認証を求められざるを得なかった国が多かった。今はサウジやオマーンはアポストイーユ運用になっている。UAE は依然として領事認証で運用されている。

委任状は、どの当局でも求められている。誰かが代行するというのであれば、当局に

²⁹ 外務省 HP 「外国公文書の認証を不要とする条約（ハーグ条約）」の締約国（地域）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000610.html [最終アクセス日：2026 年 3 月 11 日]

申請するために委任状が必要になる。その委任状がリーガルされていなければならない。ハーグ条約の締約国であればアポストイーユ、そうでなければ領事認証が必要になる。

当局に対して何か行う際には、各国当局が委任状（POA）を求めてくる。リーガライズされた POA を要求し、そのリーガライゼーションは大使館までというのが基本的な要求である。知財に限らず同様である。

有識者 B（弁理士）

最近ではサウジアラビアがアポストイーユ対応となったこともあり、以前と比べると一定程度簡便になったという印象はある。ただし、どの国であっても、何らかの認証を求められる傾向があり、全体として手続が煩雑である点是不変である。領事認証と比較すると、手続はかなり簡便になっている。特によく出願する UAE やカタールなども、アポストイーユ対応となれば代理人業務としては非常に助かる。もっとも、UAE についてはマドリッドプロトコル経由であれば認証が不要となるため、その点では一定のメリットはあるが、直接出願の場合には依然として手間がかかる。

国ごとの差はかなり大きい。基本的には現地代理人からの指示に従うしかなく、こちらとしても最新の実務を逐一確認しながら説明している。現実性を優先すると、どうしても手続が過剰に見えてしまう場合がある。

代理人によっては、例えばレバノン等で一括して認証を取得し、複数国で利用できると提案されるケースもある。その方法は一見すると簡便であるが、実際には特定の国で追加の認証を求められ、結果として二重に手続を行う必要が生じた事例もある。国によって要求水準や実務運用が異なるため、毎回最新の実務を確認した上で対応する必要があり、その点が負担となっている。

特定の国というよりも、全体として手続が簡素化されることを期待している。

有識者 C（弁理士）

領事認証やアポストイーユは、GCC 諸国 6 か国のいずれでも求められると認識している。領事認証が必要なのは UAE、カタール、クウェートである。困る点としては、出願時に POA、すなわち委任状がないと出願できない国があり、委任状の用意に時間がかかるため、先願主義の中でそれだけで時間を取られてしまうというデメリットがある。いずれも委任状の写しがないと出願できないため、その点で皆が困るのではないかと考える。

手続上、最も面倒なのは UAE である。UAE は領事認証が必要であるが、ルールが非常に細かい。手数料が 10 万円を超えるという金銭的負担だけでなく、ルールが細かい点が負担である。例えば、署名を除いて手書きは不可であること、空欄や訂正は不可であること、委任状に住所の記載が必要であることなどである。領事が変わるたびにルールが変わるようでもあり、認証ルールが非常に複雑で、手間が大きい。

アポストイーユ認証になると負担軽減を少し感じる。ただし、それでも手間はかかる。そこで、デメリットを克服する効率的な対応方法として、委任状等の書類はいずれも数年間援用を行う。サウジアラビアは委任状について 5 年間援用できるはずであるため、可能な案件は援用する。また、複数件を一度に出願する場合は、まとめて対応するという運用をしている。

領事認証は、認証のための費用、外注費用が高額である。

アポステイーユの方が負担は少ないため、変わったこと自体は良いことである。ただし、そもそも認証が必要である点が負担である。特にサウジアラビアとカタールについては、出願時に委任状が必要である場合がある。また、領事認証した委任状を追加で提出できる国（UAE、バーレーン、クエート、オマーン）もあるが、いずれも2か月または3か月以内に対応しなければならず、手続き負担が重い。できれば、領事認証やアポステイーユの負担を一層軽減してほしいと考える。

サウジアラビアはハーグ条約に加入しているため、アポステイーユを利用できると理解しているが、出願時に委任状が必要であると考えている。委任状を提出しないと出願できないため、仮に顧客が「明日出願」と言っても、それはできない。援用できない限りは不可能である。

委任状以外の書類で領事認証名称変更、住所変更の書類も認証が必要である。優先権については経験がない。中東に対する出願は、割と単発で来ることが多い。日本出願から6か月でセットにして、その中に中東が入る形は、あまり多くないという印象である。

（問4）GCC 諸国における、周知商標の保護状況をどう思うか。

GCC 商標法では、周知商標は保護されることが明記されており、各国もこれを受けて制度上は周知商標を保護する枠組みを整えているが、実務上は、必ずしも制度どおりに機能しているとは言い切れないという意見があった。

また、UAEにおいて、周知性証明のために、現地代理人から求められた証拠は、世界各国の登録証、それから使用実績を示す製品の写真、UAE 市場での使用証拠などであるという紹介もあった。

有識者 A（弁護士）

GCC 商標法では、周知商標は保護されることが明記されている。各国もこれを受けて制度上は周知商標を保護する枠組みを整えている。制度上は、周知商標と認定されれば登録はできず、仮に登録されても取消しの対象となる。その意味では、法制度としての整合性は取れている。

一方、実務上は、必ずしも制度どおりに機能しているとは言い切れない。類似商標が登録されてしまっている事例も見受けられる。周知性の判断基準は国ごとに微妙に異なっている印象である。UAE については比較的グローバルな視点で周知性を判断していると感じるが、他国では必ずしもそうではない。どこまでが周知と認められるかについては、必ずしも一貫性があるとは言えない。

世界的に著名なブランドであれば問題は生じにくいだが、日本国内では周知であっても、現地では必ずしも周知と認められないケースがある。企業名についても、日本では当然に知られていると考えられているものが、現地では周知と評価されず、結果として第三者により登録されてしまう事例がある。

制度上は、登録されている国の数や、周知と認められている国の数が考慮要素として挙げられている。実務上も、これらは一定程度見られていると考えられる。ただし、判決や審決の公表が不十分であるため、前例分析が困難である。どの要素がどの程度重視されているのかを外部から正確に把握することは難しい。

有識者B（弁理士）

この点については、正直なところ、具体的な事例があまりなく、十分な情報を提供できない。異議申立を現地代理人に依頼した経験はあるが、件数も多くない。

なお、周知性について、日本企業の場合、明確な基準が示されることは少ないが、日本国内での実績だけでは足りず、少なくとも中東地域での使用実績や広告実績を示す必要があるという印象である。

有識者C（弁理士）

一度にまとめて説明するのは難しいため、各国別に説明する。まず、いずれの国でも著名商標の冒認商標の取消しのシステムはあるため、周知商標を保護する方向では一致していると考える。

まず UAE である。異議申立てを行い、4 か月後にヒアリングの予定となっている。UAE での周知商標の冒認に関する案件であるが、求められた証拠としては、世界各国の登録証、それから使用実績を示す製品の写真、UAE 市場での使用証拠が必要であると現地代理人から言われた。異議申立てのヒアリングは来月であり、そこで言われているのは、書面方式で実施されるということであるが、これに応じない場合は相手方の主張のみで判断されるということである。また、古いケースとして異議申立ての案件がある。2018 年に冒認商標に対して異議申立てを行い、2021 年に負け、その決定に対して不服申立てをしている。しかし、現在 4 年以上経過しているが、全く進展がない。同様のケースがもう 1 件ある。最近の異議申立ての審理は少しスピードアップしている可能性はあるが、古い案件は全く動かないという点で困っている。

次にサウジアラビアである。進行中の案件であるが、商業裁判所を相手として対応している。相手方の商標登録を取り消してほしいという訴訟を提起している。ここで面倒だった点として、相手方の商標登録の認証謄本を取得するよう要件が課され、それはクライアントにとって負担であったと考える。

カタールについては、中東の代理人にヒアリングを行った回答としては、異議申立ても可能であり、登録取消請求訴訟も提起できるということであった。また、商標登録の有無にかかわらず、周知商標であれば、当局が輸入差止めや商品の流通防止措置を取ることができるという回答がカタールの代理人から返ってきている。さらに、日本企業が不利になるのかという質問に対しては、逆に日本企業の周知商標に類似する標章について異議申立てが成功したケースが 2022 年にある、という回答が得られている。

バーレーンとオマーンについては、周知商標を保護できるということは聞いたが、それ以上の情報はない。

クウェートについては、最近実際に対応した案件があり、結論から言うと勝訴した。周知であるという点はあるが、日本の代理人としては、当該商標の周知度は実はそれほど高くないと認識している。もっとも、相手方は悪意がある可能性がある相手である。それに対して異議申立てを行ったところ、だいたい 4 か月程度で取り消すという決定、すなわち異議申立てで勝ちという決定を得ることができた。これにより対象商標の登録は停止となった。相手が 30 日以内に提訴しなければ確定すると言われている。

(問5) GCC 諸国における、模倣品への税関等での取り締まり状況や EC サイトにおける模倣品問題についてどう感じているか。

模倣品については問題意識が高まっており、各国で一定の動きはあるとの意見があった。JETRO も中東での対策として、現地の日本企業を集めるなどの活動をしており、特許庁と一緒に取り組んでいるという紹介があった。特に UAE とサウジアラビアについては、模倣品対策に力を入れており、その成果も一定程度は上がっていると感じているが、依然として大きな問題であり、完全な対策には至っていない状況であるとの指摘もあった。

有識者 A (弁護士)

模倣品については問題意識が高まっており、各国で一定の動きはある。ただし、各国でかなりムラがあると思われる。国によって取り締まりの状況や、どの程度熱を入れているかは異なっていると感じている。JETRO も中東での対策として、現地の日本企業を集めるなどの活動をしており、特許庁と一緒に取り組んでいる。出向者もいるため、日本企業側でも GCC の模倣品対策を何とかしなければならないという問題意識は強い。それを当局に働きかけている動きもある。ただし、日本側の動きだけに呼応しているわけではない。特に UAE とサウジアラビアについては、模倣品対策に力を入れており、その成果も一定程度は上がっていると感じている。ただ、依然として大きな問題であり、完全な対策には至っていない状況である。

ニュースやウェブサイトの情報に基づく説明になるが、ニュースでは、模倣品問題は大きな問題として扱われており、各国当局が取り組んでいて、それによって一定の成果が出ている。例えばサウジアラビアでは、数千万点規模の模倣品が没収の対象になったという報道がある。このように、当局は一応対策を行い、模倣品が流通しないよう努力はしている。

UAE は特に力を入れているとされており、実績も多くあると公表されている。ただし、実態以上によく見せている可能性もあり、どこまでが事実かは慎重に見る必要がある。他の国も一定の取り組みはしている。クウェートについては、近年、制度運用がかなり強化されているという話があり、大規模な摘発事例も報じられている。もともと知財制度が不十分な国としてリストに載っていたが、最近ではそのリストから外れたという状況もある。オマーンについても、法律上は模倣品販売が刑事罰の対象とされ、厳罰化や啓発活動が行われている気配はある。UAE、サウジアラビア、クウェートは最近特に力を入れていることがニュースなどから確認できる。一方で、バーレーンとオマーンについては、外部から見える取り組みは弱い印象である。カタールについては、力を入れている国の一つだと考えられる。UAE やサウジアラビア、カタールは、万博やワールドカップなどを通じて、グローバルな舞台で国を発信しようとしており、その文脈で知財対策にも取り組んでいると推測される。

全体として、各国それなりに取り組んではいるが、特に目立つのは UAE とサウジアラビアであり、クウェートも近年は強化している。カタールも同様と考えられるが、バーレーンとオマーンは相対的に動きが見えにくい。

模倣品の取り締まりについて、我々に直接相談が来るケースはほとんどない。日本オフィスを通じて間接的に相談が来ることはあるが、企業から直接「模倣品を何とかしてほしい」という相談が来ることは、ほぼない。JETRO 経由で来る可能性はあるが、実際にはほ

とんどない。取り締まりについて「何とかしてほしい」という相談は、現時点ではほぼない。「商標が勝手に登録されていたので対応してほしい」という相談は何件かあるが、市場に流通している模倣品そのものへの対応を求める相談は、ほぼ来ていない。

有識者B（弁理士）

この点は、当方に話が来るといふより、企業が直接対応している部分が多い。こちらに依頼すると、プラットフォームへの申請手続が必要になり、費用もかかることがあるため、企業側で対応している事例が多いのではないかと思う。当方として、模倣品が発生しているという話は、断片的には聞くことはあるが、具体的に、差止申請等の実務について、それほど多くの相談があるわけではない。確認できる範囲で確認したが、あまり事例はなかった。

有識者C（弁理士）

まず EC サイトについては弊所ではあまり取扱いがない。ただ、中東の代理人某によると、特にカタールとクウェートは EC サイトの取締りの難易度が高く、事実上難しいという反応が入ってきている。

税関、一般的な流通の方について国別に説明する。

まず UAE である。7つの首長国ごとに税関登録が可能であり、弊所のクライアントはドバイとシャルジャで税関登録をしている。結局は実施していないが、税関研修が有効であると言われている。UAE の税関に関する問題としては、UAE に限らない可能性もあるが、新製品が止まったり、中古品が止まったりすることがあり、やりにくい点である。

また、これは中東の代理人から確認した情報であるが、疑義品を捕捉すると、その写真が権利者に送付される。3日間だけ通関保留される。模倣品であると判断された場合は、押収され、その後破棄になる。問題だと感じた点は、リサイクル形式で破棄と記載されており、このリサイクル形式が何かという点である。おそらく分解して破棄するのだと思われるが、集めれば元通りになってしまう可能性があるのではないか、という懸念がある。さらに、破棄費用は権利者負担となるため、そこも問題である。

UAE については、模倣品の取締りとして、行政機関である経済開発局を活用することが良いのではないかと、現地から言われている。費用対効果が高い。いくらかと確認したところ、5,500US ドルであるという回答であった。安いとは言い切れないが、刑事告発の場合は 8,500US ドルであるため、行政を用いると 3,000US ドル程度安い、という水準である。

サウジアラビアについて、真正品がよく税関で止まるという話は聞いている。中東の代理人の情報であるが、正式な税関登録制度はない。ブランドオーナーからの書簡、すなわち手紙と、商標を記載した法定代理人からのレターで足りる。差押え品が模倣品である旨の署名入り書状を提出するまでは、輸入者や貨物、荷物の量等の情報開示を受けることはできない。ただし、一度そうした書状を出せば、廃棄してもらえる。税関留置は 3 日から 5 日程度であり、延長が認められる場合もある。

カタール、これも代理人の情報であるが、トランジット貨物でも差押えを行う。ただし、税関差押えから 10 日以内に訴訟提起が必要である。差押えられた模倣品は輸入者負担で廃棄される。行政摘発が有効ではないかと、カタールの代理人は述べている。

バーレーンは、税関で差押えをしても、訴訟を提起しない限り通関開放されてしまう。

以前、弊所からの申請により税関で模倣品の差し止めを依頼したが、その後の訴訟費用が最低料金 5,000US ドルと言われ、高額であるため訴訟はしないという判断をした。その後、税関で再び模倣品が止まった際、通常であればインボイスの写しや輸出者情報の提供を求められるところ、前回訴訟しなかったという理由で情報提供を受けられなかったケースがある。訴訟提起をしない場合に権利者としてできることを、その際に議論したところ、輸入者に対して輸入品の自主廃棄を求める警告状を送付することができるだけである、という整理であった。そのため、税関対応をする意味が本当にあるのか、という点を感じたことがある。

オマーン。税関からは少し離れるが、模倣品対応として、国家知的財産機関への申立てや、消費者保護当局への申立てが可能である。しかし、侵害者への罰金が低廉であり、制裁も比較的軽微であることが多いと言われている。

(問6) GCC 諸国の訴訟 (可能であれば知財訴訟) について知見があればうかがいたい。

司法制度や運用が未熟であるという指摘や、概して手続や対応のプラクティスが不明確、不透明という意見があった。また、代理人のクオリティにも原因がある可能性、判例等の公表が不十分、データベースが整っていないことなどが紹介された。

GCC 諸国の中には王政を敷く国も含まれているが、王族が司法に与える影響については顕著には感じていない、あるいは特に問題ない範囲であるという意見があった。

有識者 A (弁護士)

裁判になる場合、基本的には現地の裁判所で争われることになるため、手続はアラビア語で行われる。翻訳を付ければ形式的には進められるが、アラビア語で事実関係の調査のための面談などが行われることもある。その場面では、完全にアラビア語で進行する。翻訳者が入るとしても、自分の言葉で直接話せる方が有利になりやすい傾向は否定できない。そのため、言語的な問題から、現地側が有利になる可能性はある。

加えて、制度や運用が未熟であるという点もある。法律について、必ずしも正しい解釈がどれなのかが明確でないケースが多い。日本であれば、学説や判例の蓄積があり、主要な見解が形成されているが、そのような環境が整っていない。イスラム法については学者が多く存在するが、それ以外の分野では学者が少なく、判例の公表も不十分である。そのため、結論の予見可能性が相対的に低く、ケースバイケースで判断されてしまう傾向がある。

そういう意味で、訴訟になると、アラビア語の問題と司法制度の未熟さの両面から、必ずしも法律的に合理的な判断がなされない可能性がある。アラビア語を使える側が有利になるケースもある。

現地は絶対王政の国が多く、政府要職には王族や有力ファミリーが就いているが、その影響で訴訟結果が左右されるケースは、少なくともこの十数年の経験では、顕著には感じていない。現地で紛争対応をしている弁護士に聞いても、基本的にはフェアに判断されている、という説明をする人の方が多い。ただし、明らかに権力を持つ人物が関与するケースでは、影響が全くないとは言えない。そうしたケースは多くはないが、存在する可能性はある。

(データベースの整備状況について) 政府が内部的に持っているデータベースは存在す

るが、公表されていない場合が多い。第三者が取得できる情報は極めて限られている。日本では特許情報などが比較的容易に取得できるが、そうした環境は整っていない。情報へのアクセスが難しいという点は、中東全体に共通する問題である。登録商標については調査できるが、それ以外の情報については、一般にアクセスが困難である。そのため、紛争になった場合でも、相手方の資産状況が把握できず、訴えても実効性がないケースがある。

有識者B（弁理士）

摘発がブランドに対してあった、といった情報もある。ただ、実際にどのような運用で、どのように摘発がされるのかという点は、不明確なところが多い。摘発後も時間や費用がかかっているというイメージであり、効率的にできている印象は強くない。訴訟で不利になるかどうかという点については、それほど強く不利だと感じているわけではない。

概して手続や対応のプラクティスが不明確、不透明なところがある。そのため、結局、毎回現地での実際の運用を確認しながら対応することになる。国によって対応が違う部分もある。背景としては、現地の裁量が大きく、基準が固まっていない点に原因があるのではないか。欧米と比べると、行政庁としては、途上国であるがゆえに、あまり動かないというイメージがある。

有識者C（弁理士）

最近、弊所が訴訟で対応しているのはサウジアラビアとオマーンであるが、サウジアラビアは結局提訴しなかった。理由は、代理人のクオリティにも原因がある可能性があるが、訴訟の勝率を聞いても回答が出てこないためである。ロジカルな答えが出てこない。費用が相当高い中で、クライアントとしては勝てるのか勝てないのかを知りたいが、その答えを得ることができない。サウジアラビアの代理人に、見通しを出してもらわないと困るという話をした。そこから先はオフレコだが、こちらの考えを聞かれたため、結局どう考えるのかと聞いたところ、シャリーアの教えによると言われたことがある。シャリーアとはイスラム法である。それを言われても、クライアントに何と答えればよいのか分からず、板挟みになって困った経験がある。

これは中東全体に言えることであるが、ロジカルな説明に基づいて訴訟の勝率を説明することができる人があまりいないという点は、困りごとにもつながるところとして感じている。

ただ、例外として、オマーンでは勝たせていただいた。比較的有名で世界的に有名なブランドの案件である。商標の類似度は日本の感覚ではそれほど高くないが、裁判所で一審から二審まで進み、約5年間かけて対応したケースがある。

王族の影響は問題ない範囲である。王族は特許庁の広報にも出ていると思うが、サウジアラビア政府関係者の依頼で、彼らの商標を日本国特許庁に出願したことはある。その際に出てくる話題は、王子が日本の皇室を訪ねた、といった内容が多かった。王室の力が強いと感じたことはある。それによって、何か困ったというわけではない。

（問7）GCC 諸国において商標または模倣品関連で困り事・要望事項はあるか。

商標制度について、費用が高い点、認証手続きが煩雑である点、マドプロに未加盟の国がある問題や運用や基準が法律に追いついていない問題などが、指摘された。

また、模倣品対策については、税関にもう少し頑張ってもらいたいという意見や行政摘発について費用に見合う実効性が担保できない問題や立体商標制度の整備に係る問題の指摘があった。

有識者 A（弁護士）

GCC 諸国における商標や模倣品対策は、日本企業にとって依然として大きな課題である。 実際、日本企業が集まって意見交換を行う場が現地に存在しており、そこでは模倣品対策などについて議論が行われている。本来であれば、我々のような立場の者もその場に参加すべきだと考えている。

我々は日本のために活動しているという意識を持っている。日本の産業、特に海外における収益力を高めるという観点から見れば、知財の保護は極めて重要である。アニメやゲームを含め、日本のコンテンツ産業が海外で正当に収益を上げられる余地はまだ大きい、知財が十分に守られていないことで、その機会が失われていると感じている。

有識者 B（弁理士）

まず費用が高いという点がある。その結果、出願の指定国から外すという判断になることがある。例えば 30 か国に出願する場合、日本企業にとってドバイは非常に重要なマーケットであるにもかかわらず、費用を理由に指定国から外し、後から取り直すといった対応が発生することがある。

認証手続きが煩雑である点も課題であり、簡素化が期待される。今後、マドリッドプロトコル加盟国が増えれば、結局はマドリッドプロトコルを使うことになると思う。その場合、国ごとにメリット・デメリットはあるが、手続面においては、簡素化という意味でマドリッドプロトコルを利用するメリットは非常に大きいと感じている。そのため、加盟国が増えれば、マドリッドプロトコルルートを選択するケースは確実に多くなると思う。

さらに、存続期間の起算日がイスラム暦で計算される点も問題である。明確に定まっておらず、現地代理人の管理に誤りが生じたり、カレンダーミスが起きたりすることがある。イスラム暦は月のずれが生じるため、最終的にその年の期限がいつになるのかを現地に確認する必要がある。その結果、工数が増え、費用が加算されるという側面がある。

加えて、指定商品・役務について、決められたリストから選ばなければならない、新しい商品・役務を指定したい場合に対応できないことがある。他国と指定商品・役務の記載方法が異なるため、その分、管理が煩雑になるという問題もある。これは GCC 諸国に限らず、他の国でも見られるが、負担となっている。

さらに、マネーロンダリング対策の一環として、代理人に依頼した際、出願人に関する詳細な情報の提出を求められる点も課題である。出願人名や住所だけでなく、法人番号、代表者のパスポート写し、関連会社の法人番号、25%以上の持株比率を有する主要株主の有無、実質的支配者が誰であるかといった点まで、かなり細かく求められる。そのやり取り自体が煩雑であり、クライアントからも、なぜそこまで必要なのかという反応がある。この点はシンガポールでも同様であり、ドバイやシンガポールといった地域では、特にこうした要請が厳しいと感じている。他国にはない、追加的なワンクッションが生じるという印象である。

外国から制度導入を求められ、法律自体は整備したものの、実際の運用や基準が追いつ

いていないまま放置されるという状況は、全体的によく見られる。

まだマドリッドプロトコルに加盟していない国が2か国ほどあるが、まずはそれらの国について、手続面の煩雑さが緩和されると考えている。優先権を使う場合でも、優先権証明書¹の提出が不要になるため、国数が多くなればなるほど、管理は楽になる。2、3か国以上であれば、マドリッドプロトコルを使うという判断は、日本企業にとっても一般的になってきている。加盟国が多ければ多いほど良いと思う。

有識者C（弁理士）

まず全般に言えるのは、代理人のクオリティが、他の国に比べると、もう少し上げる余地があるのではないかとこのところである。

それから困りごととして比較的共通して言えるのが、電子出願システムといったもののどの国も入れ始めている点である。それがダウンしてしまい、1週間ぐらい出願ができなかったケースも実はあり、システムが安定してから取り入れてほしかったと感じる時があった。電子出願システムに起因するのだと思うが、特にサウジアラビアでは、クラスヘディングの指定ができなくなった。指定商品役務は、サウジアラビアが指定する規範表記でなければできなくなったという点が、実務上、硬直化しすぎていて困るところである。

また、カタールの出願系で困ったのは、昨年9月からニース分類の第11版採用になり、カタールでもいきなりクラス変更が不可になったことである。一番困ったのは、2025年9月以降の新規出願だけではなく、その時点で継続している出願に対しても適用すると言われたことである。その時、ペンディング中のクライアントの出願を掘り起こして周知する必要が生じ、実務上混乱が生じた。もし実務運用の変更があるのであれば、前もってアナウンスしていただいた方がよいし、適用はルール変更後の出願に適用してほしかったというところである。

さらに、UAEに関して、バックログ、すなわち、ずいぶん前にした異議申立てが、5年以上経っても進展がないというところは困っている。さらに、税関で差し押さえられた物品がUAE向けでない、またはUAEの仕様に合わないと再輸出されてしまうようである。そこがUAE税関のブラックホールというか、実効性があまりないところでもあるのかなという認識である。

それから、行政摘発に関しては、罰金が低いので、摘発しても、摘発前に逃亡されると完遂ができないということがある。行政摘発の罰金が低く、罰も緩いので、どんどん再犯業者が見られるというのは、カタール、バーレーンも同じである。

UAEに戻るが、模倣対策に関連する点である。最近中東で流行っているのが、商品の形状をそっくりそのまま真似するが、商標を変えてくるという手法である。すると商標権侵害と言にくい。そこで、立体商標で出願して攻めようとしている。しかし、立体商標が正式な制度としてあるのは、サウジアラビアとオマーンである。他の国の代理人は二次元でやったらどうかと提案してくる。しかし、UAEで立体商標として、文字抜きの図形だけで出願したら、出願から3か月で登録になったケースがある。その二番煎じとして、同じように別の商品を出願しようとしたら、代理人からそれは無理だと言われた。前回大丈夫だったのに、なぜ今回は無理なのかという点が問題になった。プラクティスが安定していないからというところもあるのだろうが、戦略を立てにくいところが困っているところである。

他の国でも、二次元であろうと三次元であろうと、立体商標を活用して模倣対策をしようとして進めている。しかし、バーレーンからも、日本でいう商標法3条2項の獲得的識別力に関して、ほとんど先例もなく、審査判断が厳格なので、文字商標を付して二次元でやるしかないというコメントをもらっている。模倣品対策として立体商標で対抗しようという戦略は、難しい局面になってきている。

次にサウジアラビアの困りごとである。日本でいう商標法4条1項11号に相当する理由で拒絶を受けており、相手からコンセンタをもらった。しかし、コンセンタが考慮されるのは訴訟段階のみと言われており、もらっているコンセンタを使うのに訴訟まで行かなくてはいけないのかという点で、費用が高額になり困っている。アサインバックにしようと思ったが、出願段階ではアサインバックはできない、出願段階の譲渡はできない、登録後しかできないと言われている。

サウジアラビアでもう一つの困りごととして、冒認商標に関して、以前、取消請求訴訟をやろうとしたが、あまり一般的ではないからやめたらどうかと言われたことがある。しかし、この点については現在進行中である。

要望事項としては、UAEなどで、代理人が安直に全類指定した方がよいと言ってくるが、それによるメリットとデメリットの説明が洗練されたアドバイスではないと感じている。国のプラクティスが安定していないためにそういう発言になるのだと思われるので、要望というよりは今後の発展を見守るといふところである。

強いて言えば金銭面もある。コストが非常に高い。特にUAEは審査がとても早いのに、さらに昨年、早期審査制度を入れているが、審査を早くするよりも、一定程度コストを安くする、方式面の領事認証やアポストイーユを少し低減化するという方向も施策として考えていただけたらよいのではないかと考えている。

エンフォースメントに関しては、全般的に税関にもう少し頑張ってもらいたい。ドバイ税関は突出して頑張っているということで日本までPRしに来ているようであるが、UAEの仕様に合致しないと再輸出されてしまうと意味が薄い。行政摘発も各国でできると言われているが、結果として罰金が低く、罰も緩いとなると、模倣対策にかけた費用に見合う実効性が担保できない。

最後に、模倣品で困っているクライアントは、立体商標を出願・登録して、商品の形状をそっくりまねられ、商標だけ違う商標を付されるケースに対応したいというニーズがある。しかし、そのための素地が整っていない、プラクティスも法律も整っていない国もあるようであるので、その点は検討いただけるとありがたい。

以上

第2章 日本企業からみた外国商標制度の課題・要望

大野総合法律事務所 弁理士
中村 仁

日本企業からみた外国商標制度の課題・要望 (令和7年度国際知財制度研究会)

大野総合法律事務所
弁理士 中村 仁

 大野総合法律事務所

1

商標実務家から意見聴取

◆対象企業業種

自動車、印刷、電器、スポーツ用品

◆弁理士

外国出願の経験が豊富な弁理士数名

◆内容

調査、出願、登録、登録維持を中心

 大野総合法律事務所

2

概要(多いコメント)

- 1) **費用が高い**(オフィシャルフィーだけでなく、代理人費用も含む)
- 2) 識別力や類否判断の基準が国によって違い過ぎる
- 3) **指定商品役務記載**については統一してほしい
- 4) **存続期間、使用宣誓提出期限**が国によって異なり管理が不便
- 5) **必要書類**などが多い国がある



大野総合法律事務所

3

概要(その他)

- 1) 使用宣誓を採用する国が増えている
- 2) 商標データベースが不十分(検索しにくい、更新が遅い、そもそも整備されていない国もある)。
- 3) ®、TMの使用ルールについて、国際的な基準や解説がほしい
- 4) ナイジェリア、ウガンダ等のアフリカ諸国では、審査の遅延が顕著である(10年以上前の商標出願で未だ登録になってないものがある)
- 5) 年金の支払を求められる国(例えば、ホンジュラス、ケイマン諸島)があり、維持費用が高額になる



大野総合法律事務所

4

個別検討

1-1)費用(中東)

【出願及び登録のオフィシャルフィー】

UAE／400,000円

バーレーン／280,000円

オマーン／100,000円

カタール／220,000円

クウェート／180,000円

サウジアラビア／300,000円

 大野総合法律事務所

5

個別検討

1-2)費用(北米、中南米、EU)

【出願のオフィシャルフィー】

アメリカ／60,000円

カナダ／60,000円

ブラジル／25,000円

メキシコ／30,000円

EU／160,000円

 大野総合法律事務所

6

個別検討

1-3) 費用(アジア)

【出願のオフィシャルフィー】

中国／42,000円	ベトナム／25,000円
台湾／20,000円	ミャンマー／20,000円
韓国／15,000円	オーストラリア／50,000円
タイ／50,000円	ニュージーランド／10,000円
シンガポール／40,000円	
マレーシア／50,000円	
フィリピン／20,000円	日本は12,000円

 大野総合法律事務所

7

個別検討

2) 実体審査

日本の審査との違いが大きいと感じる国が多い。

● 識別力の判断について

言語、需要者の認識、文化などにより仕方ない？

● 類否判断について

結合商標の類否判断が厳しすぎる国が多い。

(結合商標の一部の構成要素を要部と認定とする)

⇒ 日本企業としては、国際的な商標選択が困難となる

 大野総合法律事務所

8

個別検討

3) 指定商品役務記載

● 包括表示

「automobiles」「restaurant services」のような包括表示を認める国と認めない国がある。

⇒指令対応が多くなる。

マドプロでは国内での個別対応が必要になるため、マドプロのメリットが低減してしまう。



大野総合法律事務所

9

個別検討

4-1) 存続期間

多くの国が10年、ただし、

バングラデシュ: 出願日から7年

ネパール: 登録日から7年

バハマ: 出願日から14年

レバノン: 登録日から15年 など

※TRIPS18条(商標保護期限)では、登録してからの有効期限と登録更新された後の有効期限は7年間より短くてはいけない。

⇒管理が不便。事故が起こりやすい。



大野総合法律事務所

10

個別検討

4-2) 使用宣誓

● 使用宣誓が必要な国

アメリカ、フィリピン、アルゼンチン、メキシコ、プエルトリコ、カンボジア、ハイチ、モザンビーク、カーボベルデ

● 更新時に使用状況を確認する必要がある国

アメリカ、フィリピン、アルゼンチン、メキシコ、プエルトリコ、インドネシア、アルジェリア、ベリーズ、エスワティニ [旧スワジランド]

⇒ 管理が煩雑、費用増大



大野総合法律事務所

11

個別検討

5-1) 必要書類

● 書類不要国

US, SG, EU, AU, NZ, CA, MXなど

● 委任状のみ必要国

TW, KR, BR, VN, PH, ZA, ARなど



大野総合法律事務所

12

個別検討

5-2) 必要書類

●委任状以外の書類や交渉認証、領事館認証が必要な国

CN→委任状と登記簿 TH→委任状(公証)

BH→委任状と登記簿(どちらも公証)

KW→委任状(領事)と登記簿

OM→委任状(公証)と登記簿

QA→委任状(領事)と登記簿

SA→委任状(公証)

AE→委任状(領事)

MM→委任状(領事)とDeclaration(公証)

MY→Declaration(公証)



大野総合法律事務所

13

要望

1) マドプロ関連について

●加盟国を増やす

未加盟国(クウェート、南アフリカ、ナイジェリア、台湾など)

●指定商品役務表示の統一化

●受け入れられている指定商品役務表示の公表の

迅速化・広範化



大野総合法律事務所

14

要望

2) 多国間交渉において

- 存続期間の統一化(登録日から10年)
- 必要書類の簡素化、認証不要
- ®、TMの使用ルールの検討
- インターネット上の商標使用ルールの検討(侵害該当性含む) ※後述する2001年のWIPO共同勧告のアップデート含

 大野総合法律事務所

15

要望

3) 二国間交渉において

- オフィシャルフィーの値下げ
- 商標データベースの整備(ローカルの言語でしか提供していない国が少なくない。検索項目が少ない。など)
- 年金制度の廃止(ホンジュラス、ケイマン諸島)
- カンボジアには不使用宣誓により登録が維持できる制度がある。存在意義が不明。単に負担が増えるだけ。
- フィリピンの使用宣誓の機会(出願から3年、登録から5年、更新、更新後5年)が多すぎる。

 大野総合法律事務所

16